

第二篇 開戰

第一章 日本の統帥及び戦争指導機構

1 統帥機構

旧憲法下における日本は、天皇がこれを統治せられた。然し天皇は無當責の地位に在られ、國務即ち国の行政は、國務大臣の輔弼により施行せられ、その責任は輔弼の任に當る國務大臣が負うものであつた。

〔統帥權獨立——國務との併立〕 而して統帥即ち作戰用兵は、旧憲法第十一条に基き、天皇の大權事項として行政の圈外に置かれ、陸海軍の統帥は、國務大臣の輔弼によらずに、陸軍にあつては參謀總長、海軍にあつては軍令部總長の輔翼による如く定められていた。即ち明治四十一年改定の參謀本部条令によれば、「參謀本部は国防及用兵の事を掌る所とし、參謀總長は天皇に直隸し、帷幄の軍務に參画し国防及用兵に関する計画を掌る」旨規定されている。従つて統帥に關しては、參謀總長又は軍令部總長が、直接天皇に上奏し、内閣又は内閣總理大臣を経由しないのであつた。かかる状態を統帥權の獨立と云い、日本特異の制度であつた。

天皇無當責の法理は、統帥に關しても固より同様であつて、統帥上の最高の責任はその輔翼機關の長たる參謀總長又は軍令部總長が、これを負うべきものであつた。従つて統帥組織上天皇直隸の最高司令官といえども、參謀總長又は軍令部總長に意見を具申するに止まり、これらを経由せずして、直接天皇に意見を上奏することはなかつた。

かかる制度は、大体プロシヤの制度を參照して定められたもので、陸海軍は、統帥の決断性、一貫性、機密性等を重視して、この統帥權確立の制度を尊重確守して來た。

〔帷幄上奏——軍部大臣の特殊地位〕 以上の如き國務と統帥との併立關係を諒解することは、必ずしも困難ではないが、ここに問題となることは、國務と統帥との中間的性質を帯びる事項が存在することである。これを混成事項又は広義統帥事項と称していたが、その基礎は旧憲法第十二條の陸海軍の編制及び常備兵額の決定に関する所謂編制大權であつて、伊藤博文の憲法義解によれば、右十二條に關し次の如く述べていることによつて明かである。

本條は陸海軍の編制及常備兵額も亦天皇の親裁する所なることを示す此れ固より責任大臣の輔翼に依ると雖亦帷幄の軍令と均く至尊の大權に屬すべくして而して議會の干涉を須たざるべきなり所謂編制の大權は之を細言すれば軍隊、艦隊の編制及管区方面より兵器の備用、給与、軍人の教育、檢閲、紀律、札式、服制、衛戍、城塞及海防、守港並に出師準備の類皆其の中に在るなり常備兵額を定むると謂ふときは毎年の徵員を定むること亦其の中に在るなり

右混成事項も、陸軍においてはその内容に應じ、陸軍大臣、參謀總長、教育總監稀に陸軍航空總監が、單獨又は他の輔翼機關との連帶の下にその制定の責に任じた。但しこれが施行の責任は常に陸軍大臣であつた。

海軍においても同様であつた。即ち混成事項も一般國務大臣の行う行政の圈外に置かれ、当該輔翼機關の長が直接天皇に上奏していた。

陸海軍大臣が以上の外、一般國務に關する軍事行政事項を主管していたことは勿論である。即ち陸海軍大臣は國務大臣として國務全般につき内閣に參贊するとともに、軍事行政の主管大臣として、一

般国務に属する軍事行政事項を主管し、且つ前記混成事項に関し天皇補翼の責任を負つていたのである。

前記の統帥及びこの混成事項に関する上奏を慣例的に帷幄上奏と称した。而して陸海軍大臣の行う帷幄上奏は、内閣官制においてこれを認められ、陸海軍大臣は上奏事項を内閣総理大臣に報告する如く定められていた。

而してこの混成事項は勿論のこと、統帥に関する事項でも、或は国家の一般政策と関連し、或は国民の権利義務に關係を持ち、更に又予算資料を必要とする等、政府の意図なり国家の他方面の実情を、顧慮せずに行われ得るものは一つもなかつた。これらの節調はそれぞれ陸海軍大臣乃至は陸海軍省の活動に俟たねばならなかつたのである。

〔大本營——陸海軍部併立〕 支那事變の勃発に伴い、昭和十二年十一月大本營が設けられたが、国務と統帥との併立關係は全然変化がなかつた。昭和十二年十一月十七日制定公布せられた大本營令の規定するところは、次の通りである。

尚從來の大本營命令も趣旨においてこれと変りなかつた。

大本營令

第一条 天皇の大勲下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す

大本營は戦時又は事變に際し必要に応じ之を置く

第二条 參謀總長及軍令部總長は各其の幕僚の長として帷幄の機務に奉仕し作戰を參画し終局の目的に稽へ陸海兩軍の策應協同を図るを任とす

第三条 大本營の編制及勤務は別に之を定む

即ち大本營は、本来専ら統帥事項を処理する機關であつて、国務とは直接的には無關係である。従つて内閣総理大臣以下の国務大臣が、大本營の構成員に加わることとはあり得ないことであつた。但し陸海軍大臣は、軍事行政機關の長官たるの性格において、

所要の隨員を從え大本營の議に列することとなつていた。

大本營は觀念としては、大元帥を頂点とする一つの機關であるが、實際においては完全なる二つの機關であつた。即ち大本營は、參謀總長を幕僚長とする陸軍部と、軍令部總長を幕僚長とする海軍部とに別れ、陸軍部は參謀本部と、海軍部は軍令部と、それぞれ概ね二位一体的存在で、平時における參謀本部と軍令部との兩立は、そのまま大本營内における陸軍部と海軍部との兩立を形成してゐた。大本營はこの兩者を一途に統合運営する上部構造を持つてゐなかつた。それは總べて兩者の協同によつて律せられていた。尤も大本營は、前記大本營令に明示せられてある如く、兩者の策應協同を図ることを、主たる任務の一として設けられたわけではあつた。

實際において大本營陸海軍部は、その各々の作戰の參画に當るほか、陸海軍の策應協同を図ることに、苦心慘胆した。

一方面に陸海軍が作戰する場合、いずれかの軍の最高指揮官をして、これを統一指揮せしむることは、望ましいことであつたが、殆どそれは實現せられずして、協同作戰を實施したのである、これがために中央統帥部はその都度陸海軍中央協定を策定して、策應協同を律した。たとえ統一指揮が實現しても、その指揮が單なる作戰指揮であつたり、又は補給機關は依然分離されていることが多かつた。

2 戦争指導機構

〔大本營政府連絡會議〕 先に述べた如き国務と統帥との併立は、必然的に國家におけるが統合節調の機能を必要とした。戦争指導機構の設定がそれである。

昭和十二年十一月大本營の設置に伴い、大本營政府連絡會議が設けられ、この會議において、国務と統帥、即ち政略と戰略との統合節調、換言すれば所謂戦争指導が律せられるに至つた。

然しこの連絡会議は、政府と統帥部との申合せによつて成立したのであつて、閣議の如く法制的に規定せられものではなかつた。従つてその決定は内閣官制によつて權威づけられている閣議決定の如き、法制的な効力は存しないのである。ただ連絡会議の構成員が、その決定事項をそのまま、各々の職責に即して、忠実に実行しようという慣習が蔽存したのであつた。

〔連絡会議と閣議〕 実際において政府は、決定事項の内容に鑑み、閣議の決定を必要とするものについては、更めてこれを閣議に附し、所謂閣議決定の手續を経た後、実行に移した。この閣議に附する際、所要に応じ決定事項の中から統帥事項を省略し、國務統帥併立の原則が守られた。

又統帥部にあつては、參謀總長、又は軍令部總長が、各々大本營陸海軍部の幕僚長として、決定事項を別個に処理した。

以上の如く連絡会議は、法制的には何等の權威がなく、會議の決定は單なる申合せに過ぎないが、實際においては、政府も統帥部も十分これを尊重し、その実現に努力した。従つて連絡會議は、日本の戰爭指導上最高の實質的權威を有し、大なる役割を演じた。

重要な事項についての連絡會議決定は、天皇に上奏して裁可を仰ぐを例とした。勿論この場合政府は、前記の如く事前に閣議の決定を経た。その上奏は、内閣總理大臣と陸海軍兩統帥部長とが列立して行うことが屢々であつた。然しこれは、國務については首相、統帥については兩統帥部長が、各別に手續すべきものを、兩者の緊密な連絡を必要とする關係上、便宜的に措置したものであつた。

〔連絡會議の構成と運営〕 連絡會議の構成員は、時代により、又議案の内容により、若干の変更があつた。不動の構成員は、政府側より首相、外相、陸海兩相、統帥部側より、參謀總長、軍令部總長の六人であつた。このほか蔵相及び企画院總裁が、某期間継続的にこれに加わり、又必要に応じその他の關係が臨時に出席した。第二

次近衛内閣において、國務大臣平沼騏一郎は副總理的存在のゆえを以て、特に連絡會議の構成員に加えられた。統帥部からは統帥部長を輔佐する意味合において、兩統帥部次長が隨時連絡會議に出席した。

連絡會議には幹事が置かれ、議案の起草整理その他會議運営の庶務的事項を処理した。幹事は内閣書記官長、陸海軍軍務局長がこれに當り、後には綜合計画局長もこれに加わつた。

連絡會議の議案は、政府又は大本營より所要に応じ、隨時に提案せられた。而して大本營からの提案は、常に事前に大本營陸海軍部間の意見の一致を俟つて行われた。しかも大本營の提案は大本營の議に列すべき陸海軍大臣の同意を経たものであつた。即ちこの大本營の提案は、實質的には陸海軍省及び陸海軍統帥部の共同提案というべきもので、かかる陸海軍間の合意に到達するまでには多くの場合、事務当事者が上司の意図を持ち寄つて長期に亘り屢次且つ執拗なる討議論争を必要とした。それらは読者が既に具に知つたところのことである。

かくして日本における戰爭指導は、陸軍、海軍及び政府の三鼎立の合議妥協によつて律せられるのが、その実相であり、ややもすれば、思想の統一と施策の決断及び一貫性を欠除していた。

前記の如く昭和十二年十一月連絡會議の設置を見たが、翌年一月トラウトマン駐華独逸大使の斡旋による対支和平交渉についての連絡會議において、交渉統行を主張する陸海軍統帥部と、交渉を打ち切り國民政府を相手とせざる方針を取らうとする政府との間に、意見の重大なる対立を生じた。陸軍統帥部を代表する多田駿參謀次長が、最後に政府一任の態度を表明したため、事態は一応收拾せられたが、爾後連絡會議の運営について政府大本營間に疎隔を生じた。

〔四相會議、五相會議〕 又政府においては、所謂四相會議又は五相會議を設置し、少數の主要關係を以て、重要國策を活発強力に推

進する立前を取り、政府と統帥との協調は、それら会議の構成員にして、且つ大本營の議に列する陸海軍大臣の活動に負うところ大であつた。

然るに既に述べた如く、昭和十五年十一月、首脳部の陣容を一新した陸軍統帥部は、連絡会議を随時輕易に開催して、国務と統帥との統合調節に遺憾なからしむべきことを提議した。政府は十一月二十六日、五相会議において右陸軍統帥部の要望を容れて、毎週木曜日恒例的に大本營政府連絡懇談会を開催することを決定した。会議の場所は宮中より総理官邸に変更した。爾後連絡懇談会は、閣議と同様に恒例を立前とし、緊急な議案ある場合にはその都度臨時に開催せられ、戦争指導を活潑に議するに至つた。

右連絡懇談会と併行し、大本營政府は毎週一回恒例的に情報交換の会合を開いた。これは連絡会議構成員のほかに、陸海軍統帥部の情報部長及び外務省の關係官が特に出席して、戦局及び国際情勢等の情報を説明するを例とした。

昭和十六年六月独ソ開戦に伴い、内外の情勢緊迫するや、第三次近衛内閣の成立を契機とし、七月二十日大本營政府は、連絡会議の運営を更に活潑強力ならしめ、時局処理に遺憾なからしむべき旨を申合せ、会議の場所を再び総理官邸より宮中に移すこととした。

〔最高戦争指導會議〕 以上の如き連絡会議の運営要領は、終戦まで大同小異の状態を以て継続した。ただ昭和十九年七月小磯内閣の成立に伴い、連絡会議を最高戦争指導會議と改称し、会議の運営要領を形式的に整備するところがあつた。

尚戦争末期において、小磯首相及び鈴木首相が、特旨を以て大本營の議に列せしめられた事実は注目要する。然しこれとても元軍人たる特定の首相を、陸海軍大臣同様に大本營の作戰用兵の議に列せしめたものに過ぎないのであつて、大本營の性格又は国務統帥併立の原則に、何等の変更はなかつた。實際において、小磯首相及び

鈴木首相は、大本營陸海軍部間において、恒例的に実施していた作戰会報に出席し、作戰用兵の実情を知り得るに止まつた。

〔御前會議〕 既に述べた如く、重要な国策の連絡會議決定は、上奏裁可を仰ぐを例としたが、特に重要な国策の決定は、所謂御前會議の議を経て決定するを例とした。

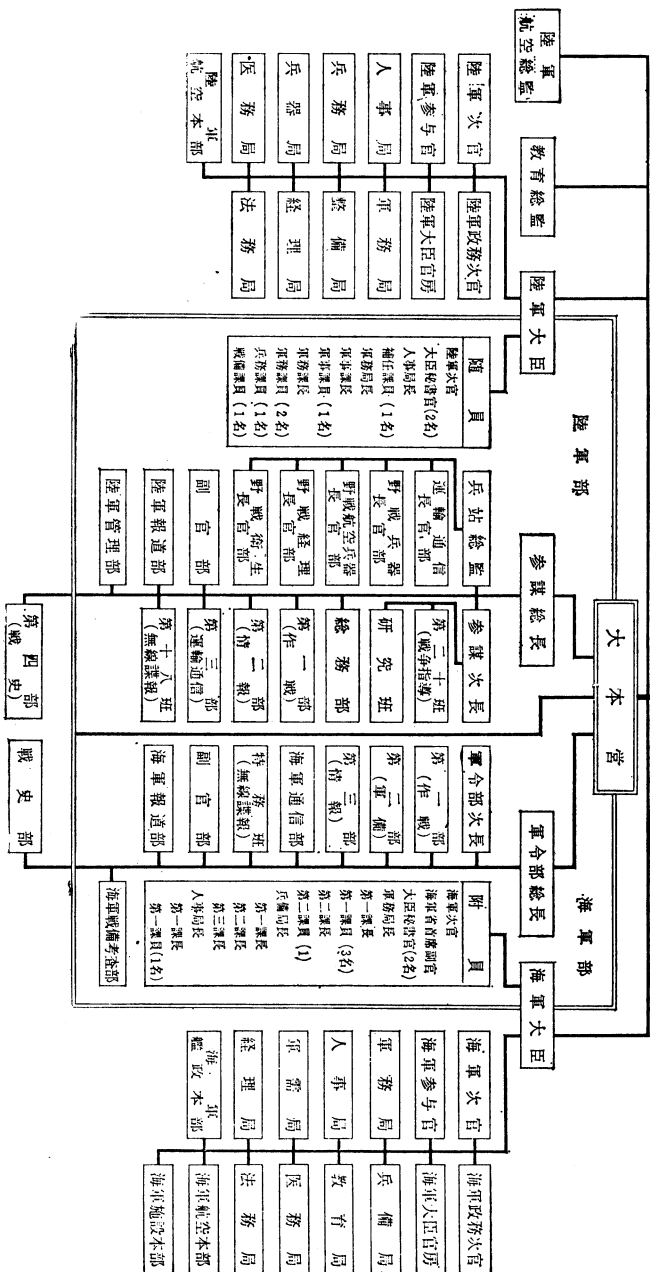
ここである御前會議は、天皇の御前における會議のことであつて、天皇の主宰される會議ではない。換言すれば御前會議とは、重要国策決定の状況を、御前における討議の形式で、上聞に達するという性格を持つ場合が多く、従つて御前會議の議案は事前に連絡會議において決定し、御前會議席上変更の余地なきものとし、且つ議案の提案理由、所要事項の説明等に関しても事前に關係当局間の討議合意を経るを例とした。なお御前會議にはこのほか、用兵作戰事項を議する大本營會議に天皇が親臨せられる場合があつて、これも御前會議と称していた。

ここである御前會議の性格が以上の如きものであるから、政府においては御前會議決定事項といえども、連絡會議決定と同様、別途に閣議決定の手續を取つていたことは勿論であつた。

御前會議の出席者は、大体連絡會議の出席者と同様であつた。ただ御前會議には、陸海軍統帥部次長が常に出席するを例とし、しかも會議の構成員の一員として議案の裁決に署名する習慣であつた。

又ここに着目すべきことは、出席者に特に樞密院議長が加えられていたことである。この樞密院議長の出席は伊藤博文の前例もあり、天皇の諮詢に應え重要国務を審議すべき、樞密院の議長として出席するという意味のほかに、重臣の代表という意味もあつたのであろう。

御前會議には、連絡會議と同様議長というべきものではなく、単に内閣総理大臣が議事進行を行つた。而して議事の進行は既に述べた如く予め準備した發言事項を予定の順序に従つて發言するという極



めて形式的なものであつた。然るに会議の最後に、樞密院議長と政府及び統帥部との間に質疑応答が行われた。これは事前に何等の連絡準備もなく、即席で行われた。特に原樞密院議長の在職時代は、御前会議開催毎に出席し、議案の趣旨及び細部に亘つて、政府及び統帥部に対し詳細周到なる質疑を行い、極めて真剣且つ活発なる討論が行われた。

〔天皇と御前会議〕 御前会議においては、天皇は何等の発言も意志表示をもなされぬのが例であつた。ただ天皇は会議閉会後、議決せられた議案に対し裁可を与えられるだけであつた。

既に述べた如く、昭和十六年九月六日の御前会議において、特に天皇が発言せられたことは極めて異例のことであつた。又終戦時の御前会議においては、実質的には天皇自らが、席上において終戦の裁決を下されるという未曾有の事態を惹起した。然しこれも、形式上は天皇の裁決ではなかつた。従つて会議後改めて閣議決定を行ひ、通例の如く上奏裁可の手續を経て実行に移された。

第二章 戦争計画の基礎的諸問題

1 国防方針、用兵綱領、年度作戦計画

凡そ一国の存するところ必ず国防を伴ひ、且つ国防には計画を不可欠とすることは、識者の常識である。而してその現代における計画は、政治、経済、軍事等に亘り、政戦両略を綜合したものでなければならぬ。それは固より国策に基くものであるがゆゑに、軍部のみの問題ではなくして国家の問題であり、且つ平戦時を通じての問題である。然るに日本においては、その国家の構造に基く慣習もあつて、かかる総合的の国防計画は存在しなかつた。ただ陸海軍統

以上の如く天皇は、政府と統帥部との合意に達したる事項に対しては、拒否権をすら行使せられなかつた。ただ政府と統帥部との上奏事項に、明瞭な矛盾があるような場合には、裁可を留保せられることがあつた。

然し実際においては、天皇は国務及び統帥部に対し、大なる影響力と感化力とを持つておられた。それは消極的乃至婉曲の指導ともいふべきものであつた。天皇は、上奏のため参内する国務大臣及び統帥部長に対し、種々なる質問をなされるのが例であつた。而して上奏者は、その質問の内容と、奉答の間において示される天皇の態度とにより天皇の御意図を察知することが出来た。

この際天皇は、屢々示唆と暗示とを与えられた。又かなり強く案件に対する感情的好惡を示された。上奏者にとつて、かかる天皇の態度は、重大なる関心事であつて、如何にせば天皇の御意図と御満足に副い得るかについて、苦慮するのが実情であつた。

帥部限りにおいて、国防方針、用兵綱領、年度作戦計画なるものが存在した。

〔国防方針と用兵綱領〕 日露戦争後間もない明治四十年、統帥部は始めて「帝國国防方針」を決定した。それは、山縣元帥の発意上奏に端を発し、参謀総長と海軍軍令部長とが協議して作成し、上奏裁可を仰ぎ、内閣総理大臣に開示せられたものである。

この国防方針は、国防上の主なる対象を露国とし、日露再戦に備へ、大陸における日本の既得權益を確保することを企図したものであつたが、海軍の強い主張により露、米、仏の順に列記された。

その後この国防方針は、先ず第一次世界大戦末期の大正七年、次いで華府会議によつて日本の国防兵力就中海軍兵力が國際的制扼下に置かれるようになった大正十二年、更に滿洲事変によつて日本の国防態勢が一変した昭和十一年の三回に亘り改定せられた。なお大正十二年の改定に關連し、国防方針に基く陸海軍の大局的用兵に關する基本を明かにする「用兵綱領」が重視せられ、国防方針と一體のものとして取扱われることになった。

〔最後の方針及び綱領〕 昭和十一年五月一日改定せられた国防方針及び用兵綱領の要旨は次の通りである。

帝国国防方針

一、帝国国防の本義は建国以来の皇諒に基き常に大義を本とし倍倍國威を顯彰し國民幸福の増進を保障するに在り

二、帝国国防の方針は帝国国防の本義に基き名実共に東亜の安定勢力たるべき國力殊に武備を整へ且外交之れに適ひ以て國家の發展を確保し一朝有事に際しては機先を制して速に戰爭の目的を達成するに在り

而して帝國は其の國情に鑑み勉めて作戰初動の威力を強大ならしむること特に緊要なり尚將來の戰爭は長期に亘る廣大なるものあるを以て之に堪うるの覚悟と準備とを必要とす

三、帝國の國防は帝國國防の本義に鑑み我と衝突の可能性大にして且強大なる國力殊に武備を有する米國、露國（ソヴェエト）連邦を示す以下之に做ふを目標とし併せて支那（中華民國を示す以下に之に做ふ）英國に備ふ之が為帝國の國防に要する兵力は東亜大陸並西太平洋を制し帝國國防の方針に基く要求を充足し得るものなるを要す

帝國軍の用兵綱領

一、帝國軍の作戰は國防方針に基き陸海軍協同して先制の利を占め攻勢を取り速戰即決を図るを以て本領とす

之が為陸海軍は速に敵野戰軍及敵主力艦隊を破砕し併せて所要の疆域を占領す 尚作戰の進捗に伴ひ若くは外交上の關係に鑑み所要の兵力を以て政略上の要地を占領することあり

陸海軍は協同して国内の防衛に任じ前記作戰の本領に背馳せざる範圍内に於て之を実施す

對馬海峡の海上交通線は陸海軍協同して常に確實に之を防衛す 極東に在る敵を速に擊破し併せて所要の疆域を占領するを以て

目的とす

之が為陸軍は先づ烏蘇里方面（概ね興凱湖及ウオロソフ附近一帯の地域を指す以下之に做ふ）の敵就中其の航空勢力を迅速に擊破し且海軍と協同して所要の兵力を以て浦塩斯德等諸要地の攻略に任ず 次で黒龍方面（概ねブレイヤ河及ゼーヤ河各下流域を指す）及大興安嶺方面に於ける敵を擊破す 爾後作戰の推移に応じ米攻する敵を擊破す

又狀況に応じ海軍と協同して必要に応じ北樺太、樺太對岸及勸察加方面の諸要地を占領す

海軍は作戰初頭速に極東に在る敵艦隊を擊滅して極東露領沿海を制圧すると共に陸軍と協力して烏蘇里方面に於ける敵航空勢力を擊滅す 又陸軍と協力して浦塩斯德其の他の要地を攻略し且黒龍江水域を制圧す

歐洲に在る敵艦隊來航する場合に於ては遂へて之を擊滅す

三、米國を敵とする場合に於ける作戰は左の要領に従ふ

東洋に在る敵を擊滅し其の活動の根拠を覆し且本國方面より來航する敵艦隊の主力を擊滅するを以て初期の目的とす

之が為海軍は作戰初頭速に東洋に在る敵艦隊を擊滅して東洋方面を制圧すると共に陸軍と協同して呂宋島及其の附近の要地並

瓦無島に在る敵の海軍根拠地を攻略し敵艦隊の主力東洋海面に來航するに及び機を見て之を撃滅す

陸軍は海軍と協力して速に呂宋島及其の附近の要地を攻略し又海軍と協力して瓦無島を占領す

敵艦隊の主力を撃滅したる以後に於ける陸海軍の作戰は臨機之を策定す

四、支那を敵とする場合に於ける作戰は左の要領に従ふ

北支那の要地及上海附近を占領して帝国の權益及在留邦人を保護するを以て初期の目的とす

之が為陸軍は北支那方面の敵を撃破して京津地区を占領すると共に海軍と協同して青島を攻略し又海軍と協力して上海附近を占領す

海軍は陸軍と協同して青島を攻略すると共に陸軍と協力して上海附近を占領し又揚子江水域を制圧す

五、英國を敵とする場合に於ける作戰は左の要領に従ふ

東亞に在る敵を撃破し其の活動の根拠を覆滅し且本國方面より來航する敵艦隊の主力を撃滅するを以て初期の目的とす

六、露國、米國、支那及英國の内二國以上を敵とする場合に於ては概ね二乃至五を準用し情勢に応じ此等數國に對し為し得る限り逐次に作戰を行ふ

七、參謀總長、軍令部總長は本綱領に基き各作戰計畫を立案し相互に商量協議を重ねたる後裁可を奏請するものとす

右國防方針、用兵綱領決定後、間もなく支那事變が勃發し、次いで歐洲大戰の勃發、日独伊三國條約の締結等諸情勢の變化があり、事態はこの國防方針、用兵綱領の趣旨より離れて發展し、既に述べた如く、日本は逐次に決定された時局處理對策に基き、大東亞戰爭へと突入したのである。

〔年度作戰計畫〕 明治四十年國防方針決定以來、陸海軍統帥部

は、常統的に年度作戰計畫を策定した。それは、右國防方針、用兵綱領を、用兵計畫の上に具体化したもので、毎年これを改定していた。これがため陸海軍統帥部は、各々毎年九月末までに翌年度——年度は四月以降翌年三月に至る——の作戰計畫を策定し、陸海軍協議同意の上、天皇に上奏允裁を仰いだのである。

この年度作戰計畫は、これをそれぞれ陸海軍大臣に通報すると共に、關係ある現地軍指揮官に必要な事項を指示し、各々自軍の年度作戰計畫を樹立させることになつてゐた。

固より陸軍の年度作戰計畫の主体は、終始を通じ對露（對ソ）作戰であつた。然し華府會議以後においては、對華出兵の計畫と、一乃至二師團の兵力を以てする比島作戰の計畫も策定せられ、又昭和十四年度以降において、シンガポール作戰についても計畫せられた。

對華出兵の計畫は、當時における日華の關係及び中國の實情上、主として居留民の生命財産保護等のため必要とせられたもので、全くの局地出兵の計畫に過ぎなかつた。比島又はシンガポール作戰の計畫は、共に万一對米戰爭又は對英戰爭が発生した場合を顧慮して、海軍に策應する陸軍の一部作戰を計畫したものであつた。

〔支那事變以後の變貌〕 支那事變が日華間の全面的戰爭狀態となつてからは、陸軍の年度作戰計畫立案の基礎條件は一変した。この頃即ち昭和十四年度に及んで、陸軍の計畫は、二部門に区分して計畫せられた。その第一部門は、支那事變繼續中に対ソ戰爭が起る場合の計畫であり、第二部門は、對ソ戰爭中更に米英等第三國と開戦しなければならぬ場合の計畫であつた。然しこの第二部門の對米、對英の作戰計畫においても、陸軍としては、マニラ又はシンガポールに對する局地作戰の計畫に止まつてゐた。

陸軍作戰計畫の内容は、作戰軍の兵力、編組、予想戰場に對する兵力の集中、開戦初期における作戰要領等が主であつて、その後

おける兵力運用については、極めて概略に止められていた。固より軍事以外の面については触れるところがなかった。

海軍の年度作戦計画の主体が、終始を通じて対米作戦であつたことは云うまでもない。

以上の如き国防方針、用兵綱領、年度作戦計画を通覧すれば、次の如きことを窺知し得るであらう。

一、国防上日本の主なる仮想敵国は、ソ連又は米国であるが、その何れに重点を指向すべきかは定められてゐない。

二、従つて陸軍は主としてソ連、海軍は主として米国を夫々その仮想敵国として、軍の建設、維持、運用を律してをり、両者は本来併立的傾向を持つてゐる。

三、戦争は主としてソ連又は米国等に対する対一国戦争を考定し、対数国戦争を回避せんとしてゐる。

然るに今や日本は、対米英蘭支四国戦争に直面し、しかも対ソ重点の陸軍を対米重点に転換することが必要であつた。一方においては国家の戦争意志の決定は、最後まで難渋を極めた。日本にとつて対米英蘭支戦争は、正に予期せざる戦争であり計画戦争ではなかつた。陸海軍統帥部が真剣に対米英蘭作戦計画の研究に着手したのは、昭和十五年末であつたのである。

2 戦争相手——米英蘭の可分不可分論

〔狙いは蘭印——英蘭一体、米英可分〕 歐洲戦局の急転を契機として、昭和十五年夏頃より俄かに抬頭した南進論の端的な狙いは、いうまでもなく蘭印であつた。日本が若し武力を以て目的を達成せんとする場合、その進路に蟠踞するものは、マニラとシンガポールであつた。マニラは米国の、シンガポールは英国の、それぞれその極東における政戦両略上の根拠であつた。

日本の蘭印に対する進出にあたり、戦略的にはこれら米英勢力の

間隙を突破し、政略的には紛争相手を和蘭一国に限定することが出来れば、それが最も望ましいところであつた。然し当時既に和蘭政権はロンドンに亡命し、英蘭の關係は一体不可分であり、これを分離して施策することは、到底不可能と認められた。問題は米英の關係であつた。

昭和十五年七月、既に述べた「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」が決定せられた当時においては、大本営政府は、一応米英分離の可能性を前提とし、不可分の場合に應ずる準備を整へつつも、紛争相手はこれを極力英蘭に限定するに努める趣旨で施策せんとした。この方針は、陸軍は固より海軍も一応同意したところであつた。ダンケルクからの撤退直後、英本土は正に果卵の危きにあり、米国といへども必ずしも火中の栗を拾うものとは考えられなかつたのである。

〔米英不可分論〕 然しこの米英可分の構想は、歐洲戦局の沈靜化に伴ひ清算されるに至つた。既に述べた如く昭和十五年末頃より翌年春頃に亘り、大本営陸海軍部間においては、南方問題解決構想について討議を重ねて來た。結論として大本営海軍部は、米英絶体不可分を主張し、南方に対する武力進出は、比島に対する武力行使を前提とすべきを強調した。

我より進んで比島に対し武力を行使し、米国を主なる敵国に回すことは、あまりにも事重大である。元來米英間の政治的一体關係は伝統的事実であつて、これを分離せんとすることは甚しき過望である。然し凡そ政略には絶対ということは少く、そこには施策の余地が必ず存在する。たとえ政略上米英分離が至難であつても、戦略上分離が可能であるならば、戦争指導の大局の見地より、比島に対する武力行使を避けて米英分離に努力すべきであり、又その可能性がなしとしない。

以上が陸軍側の一般の見解であつた。然し海軍側作戦当事者は戦

「上も、米英を分離して考えることは不可能であると主張した。その理由の骨子は次の通りである。

一、仮に比島を除外して南方作戦を実施する場合、比島を根拠とする米軍の攻撃を受けることは必至で、その場合勝利の成算を持たない。南方作戦実施の爲には、米軍をして比島をその前進根拠地として使用せしめないことが絶対必要である。

二、戦争遂行上ジャワ、スマトラ、ボルネオ等の南方資源地帯と日本本土との海上交通を確保することが絶対必要であり、比島はこの海上交通線に対する大なる脅威である。

三、更に進んで、南方作戦の遂行を容易にする為、比島を作戦の中間基地及び補給基地とするのが有利である。

米國を国防上の仮想敵國とし、主として対米作戦の衝に當つて来た海軍側が、戰略上米英分離を不可能とする以上、陸軍もこれに同調せざるを得なかつた。かくして昭和十六年春頃より、米英不可分を前提とし、南方に対する武力行使は、即ち対米武力行使なる觀念に統一せられ、作戦当事者は開戦初期比島を攻略することとして、計画の研究策定を進めた。即ち比島の攻略は、政治上又は經濟上の理由によるものではなく、純作戦上の考慮特に海軍作戦上の見地に基くものであつた。

従つて九月六日御前會議決定を見たる「帝國國策遂行要領」においても、米英蘭を一体不可分と認めることについて、格別の論争を生じなかつた。

〔國策再検討の結論——米英蘭不可分〕 東條内閣成立後の國策再検討において、更めてその問題が取りあげられた。即ち再検討要目として、「戦争相手を蘭のみ又は英蘭のみに限定し得るや」という問題が、連絡會議の討議に附せられた。その結果は、米英蘭は不可分にして、戦争相手を蘭のみ又は英蘭のみに限定することは不可能なりと結論せられた。その理由は次の通りであつた。

一、政治上の理由

米英蘭間に、帝國の對南方武力進出の場合に於ける共同防衛に付諒解あるは、殆ど疑なき所にして、米英の實際採るべき態度は、帝國の武力的南進の時機、方法、當時の國際情勢、米英兩國の國內事情に依り多少の差異あるべきも、結局に於て戦争相手を、蘭又は英蘭のみに限定することは、到底不可能なるべし現情勢を基礎とする米英兩國に対する判斷左の如し

英國（濠洲、加奈陀を含む）

從來の英國側言動に鑑み、帝國が蘭印に進出する場合、英國は自衛の爲直に帝國に対し、武力的に對抗する決意をなすことと略確實と見ざるべからず

米國

前項の如き場合、英國は直に米國の援助を求むべく、米國は即時參戦せざる場合に於ても、急速に軍事的措置を強化しつつ、一応各種の牽制示威等の段階を経べく、況んや帝國との關係に於ては、独逸に對し採れる態度に比し、其の參戰態度著しく急歩調なるべきを予期せざるべからず。蓋し米國は

- 1 南西太平洋を以て自國の發言權内と思考しあること。
- 2 同方面よりの物資（ゴム、錫）を必要とすること。
- 3 比島に對し重大脅威を受くること。
- 4 支那問題に對する米國の發言權を全面的に失ふに至るべきこと。

5 歐洲戰に比し輿論の刺激大なること。

等の事情ありて、對岸の火災視し得ざるを以てなり。

二、作戦上の理由

- 1 米英兩國を措いて蘭印作戦を遂行し、或は米を措いて對英作戦のみに終始せんとするが如きは、我より求めて敵に割中せらるるの戰略態勢を爲するものにして新嘉坡、香港又は

比島等に対し、作戰線の弱点たる側面を暴露するものにして、作戰実施上し得ざる所なり。

2 対英作戰、対米作戰は現状に於ても、既に先制攻撃に依るに非れば、実施極めて困難にして、對蘭戦を開始せる後に於て、對英米戦を開始せざるべからざることとならば、我が先制攻撃は不可能となる。現状の彼我兵力比に於て既に然り。況んや米英今後の急速戦備増強の可能性大なるを想はば、先制攻撃の要愈々緊切なり。

3 馬來、比島を除外しては、我強固なる戰略態勢は確立し得ず。

3 歐洲戦局及びソ連の動向判断

戦争か平和かの重大決定にあつては、当然歐洲戦局の推移判断が特に問題となるべきであらう。然し實際においては、和戦の関頭にあたり、歐洲戦局の推移判断は、格別には重視せられなかつた。

即ち十一月末の開戦の意志決定にあたり、大本営政府は、歐洲戦局の推移はともあれ、日本の自在自衛上開戦の已むなきことを、觀念したというのが切端つまつた氣持であつた。

〔独逸不敗の基本觀念〕 然し大本営政府共に、歐洲における独逸の不敗を確信していたことは事實であつた。即ち独逸は、必ず勝つとは限らぬが、敗れることは絶対にないであらうというのであつた。開戦の決意も、戦争計画も、この考慮の下においてなされたというも過言ではなかつた。

東條内閣成立直後の國策再検討にあたり、連絡會議の冒頭において、議題に附せられた歐洲戦局の見透し如何という問題の結論は、次の通りである。

判 決

現情勢に於ては、独英、独ソ講和の算少く、持久戦となる算大な

り。然れども独は早期講和を希望しあるを以て、戦局の推移、英ソの態度に依りては、案外講和の実現を見ることがなきを保せず。

説 明

一、独軍は既にモスコウ周辺に迫り、欧ソに於けるソ野戦軍は甚大なる打撃を蒙り今次独ソ戦は独作戰の成功裡に一段落を告ぐべしと雖も、スターリン政権としては對独屈伏は自己政權を崩壊に導く虞あるを以て、今や比較的確固となりたる其の政治的基礎に依拠し、不十分ながらヴォルガ以東の資源と米英よりの支援とに頼り、消極的抵抗を策すべく、一面独ソ戦が民族戦の様相を呈しつつある事實に鑑みるに、ソ民族の抗戦意識は当分急速に衰亡せざるべし。独としては、從來其首腦者が漏したる所に依れば、共產主義に対する徹底的打倒を期すべく、又ソに對し再起反撃不可能の状態に迄、打撃を与えるに非ざれば、今次對ソ開戦の意義無かるべく、寛容なる條件を以て講和するが如き公算尠しと謂ふべし。

二、英としては伝統ある国民性と大國たるの矜持とを有し、且独ソ戦を利用せる国防弾力力の恢復に依り、戦争遂行上相當の自信を有すべく、独に對し容易に屈伏すべしとは予想せられず、勢ひ独英戦を長期化するものと判断せらる。

三、然れども既にウクライナの宝庫を確保せる独は、今後高加索の油田を掌握し、進んで近東、スエズを攻略し、茲に歐洲大陸を制覇して不敗の態勢を樹立し、歐洲新秩序の第一段階を確立し得べきを以て、必ずしも一挙に英國を撃滅するの要なく、従つて更に其れ以上の地歩を拡大するの要な減るべく、其對英本土攻略に着手し、上陸成功するか若くは對英逆封鎖奏功せば、英の決意に動揺を与え、ソ勢力の窮迫とも関連し、歐洲に講和の実現を見ることがなきを保せず。

四、尚独軍の對英本土上陸は、不可能にはあらざるも其危険性大

なるを以て、米春早々断行せられざる公算尠からず、又独にして対英本土上陸に成功せる場合、英艦隊が太平洋方面に逃避せんと説くものもあるも、四千七百万の母国同胞を見棄てて之を行ふが如きは、独が英国民に対する給養の責を負はざる旨意志表示せるに鑑みるも、人道上起り得ざるべし。

右の判決において明かな如く、大本営政府の歐洲戦局に対する第一の関心は、独逸不敗の判断を基礎とし、主として独英、独ソの講和が成立するか否かの問題に懸つていた。それは日本の対米英蘭開戦後、歐洲に平和が到来し、日本のみが米英等を相手とする太平洋方面の戦争に取り残されるという最悪の場合を憂慮したのであつた。

然しその反面、右判決の説明にも述べている如く、大本営政府は当時なお独逸の英本土上陸の実現乃至は対英逆封鎖の奏効に少からざる期待を寄せていた。特に日本の断乎たる対米英蘭開戦が、独逸の対英積極策を刺戟し、日独伊呼応して英国の屈伏を促進し得るものと胸算せられたのである。

〔日独伊協力の限界〕 尤も日独伊三国の協力に関しては、自ら限界が存し、英国の屈伏促進は主として独逸の意志と力とに依存せざるを得ないことを知つていた。前記国策再検討における「対米英蘭開戦に關し独伊に如何なる程度の協力を約諾せしめ得るや」という問題の連絡會議の決議は次の通りである。

判決

帝国が対米英蘭開戦をなす場合、帝国として要望し得る事項は大なる期待をかけ得ざるべきも、我決意を知らしめ作戰協定を提議する場合は、差当り概ね左の程度を約諾せしめ得べし。

一、対米宣戦

二、日独伊三国は米英を相手とする単独講和を、又右三国は英一国のみを相手とする講和をなさず。

三、近東作戰積極化に依る対日呼応 四、通商破壊戦に対する協力

説明

一、帝国が対米英蘭戦争を開始する場合、独伊に於て之を歓迎すべきは勿論なるべきも、戦争の勝敗を決するが如き作戰上の協同動作を執り得る範囲は比較的少き為、縦ひ三国間に協定をなすも、其の效果に大なる期待を懸け得ざるものと予期するを可とす。

二、帝国に執り必要な事項は、独伊が対米宣戦を行ひ、米の戦力を極力大西洋に牽制すること、並に講和に關し共同戦線態勢を崩さざることをの二点なりとす。

而して右は、米独間の現状及び總統の対英攻勢企圖の現状に照し、約諾拒否の態度に出づべしとも思はれず。

三、作戰上の共同動作は、各々の受持範囲に於て可能なる事項に付之を協定し得べく、独ソ戦今後の見透しとして独が近東方面に作戰する公算は比較的大にして、近東作戰に依る対日呼応は、帝国の南方作戰と時期的に実現可能なり。

通商破壊戦に關する協同動作は、太平洋印度洋等を主要舞台として之を実現し得ること論を俟たず。

〔ソ連の動向——北方への備え〕 歐洲戦局の推移判断よりも、より多くの関心を寄せた問題は、対米英蘭開戦に伴うソ連の動向であつた。日本として南北二正面の同時作戰は、絶対にこれを回避しなければならぬことは明かであつた。

前記国策検討のための連絡會議における、開戦に伴う北方情勢判断の結論は次の通りである。

判決

ソ連は開戦頭初対日積極行動に出づる算少なきも、米は極東ソ領を軍事的基地に強用する算多く、ソ連亦我に對し各種の策動をな

すの覚悟あるを要す。

尚爾後の状況によりては日ソ開戦を誘発するの可能性あり。

説 明

一、ソ連軍需工業は、ヴォルガ以西の地区を失ふことに依りて二割五分を残すに過ぎざることとなり、欧ソ赤軍は独ソ戦に依りて徹底的打撃を受け、極東赤軍は之が増援の為、今春米十一師団強、戦車少くとも一千輛、飛行機一千二百機以上を欧ソ方面に西送し、其の戦力は物心両面に亘り低下しつつあり。加之極東ソ軍は今やスターリン政権に残されたる最後の総予備たる性質を有するに至れり。従つて日本が南方進出を開始する場合、英ソ軍事同盟は極東にも拡張せられ、米ソ間の提携も促進せられて、米英はソ連に対し対日攻勢を使喚すべきも、我関東軍の敵存する限り、ソ連が進攻を敢てし来ること無かるべく、只滿洲支那に於て、共產党を利用する破壊的工作、思想宣伝等の謀略的工作を以て我を牽制するに止まるべし。

二、然れども米は、ソに対し北方よりの対日協同作戦を強要し、且攻撃拠点として極東ソ領の一部を飛行基地乃至は潜水艦基地として強制利用することあるべく、ソとしては之を拒否すること困難なるべく、従つて一部の潜水艦飛行機等に依る策動を試みるべし。斯る事が原因となりて、状況の推移に依り日ソ開戦に導かるる危険なしとせず、我が南方攻略が長期持久戦に陥る場合、若くはソの内部的安定状態が恢復に向ひたる場合は、極東赤軍が漸次攻撃的姿勢に転じ来るべき可能性ありとす。

かかる判断に基き、大本営においては、速かに南方攻略作戦を終了して、北方の変に備えるということに、重大関心が払われたのである。

4 南方攻略範域及び攻略順序

〔攻略範域決定——長期不敗態勢確立〕 対米英蘭開戦にあたり、

武力を行使して攻略すべき範域とその攻略順序とを如何にすべきかは、日本の基本戦略の重要課題であつた。攻略範域に關しては、この戦争の目的が、主として米英蘭の対日経済封鎖を打破して、自存自衛を完うせんとするにある以上、南方資源地帯を攻略するの必要は、云うまでもないが、戦争の長期持久化に備えて、政戦両略上の長期不敗態勢を確立するということが、その主なる着眼であつて、次の如き考慮が払われた。

一、経済上の要求より、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、マレー及びセレベス等の重要資源地域を攻略確保するを要する。

二、戦略上の要求より、米英の重要軍事基地たるシンガポール、マニラ、香港、グワム、ウェーキ等を奪取して、米英勢力を一掃すると共に、これ等要域の保有する戦略的地位を、爾後の長期持久作戦に役立たせねばならない。

三、印度洋正面の敵に対し、日本軍防衛線の確乎たる右翼拠点を構成し、且つ援將ビルマルートを遮断して將政權の屈伏促進を図るため、ビルマを攻略しなければならぬ。

四、攻略地域の広袤が、日本の保有する国力就中戦力を以て確實に制握し得る限度たるを要し、且開戦時この地域内の敵に対し、日本軍は終始優勢を保持して、進攻作戦を行ひ得るものでなければならぬ。

かくして大本営は、攻略範域を概ねビルマ、マレー、スマトラ、ジャワ、セレベス、ボルネオ、フィリッピン、グワム、ウェーキ、香港等の地域と定めた。但しビルマについては、開戦時においては、南部ビルマの一部を攻略するに止め、初期作戦の進捗に伴ひ、状況許す限りビルマの全要域を攻略する腹案であつた。日本はこれ

等の地域を攻略確保するならば、マーシャル群島以西の南洋諸島の確保と相俟ち、米英に対し戦略上長期に亘る持久作戦を遂行し得ると共に、経済上長期に亘る自給自足は可能なるものと考えたのである。

〔ラバウル、ニューギニア問題〕 既に述べた如く、比島を攻略するか否かの論議を経て、これを攻略することに決定した後においては、以上の攻略領域は、大なる問題なく陸海軍間に決定せられたが、残された問題はラバウルを攻略するか否かということであつた。元来ラバウル攻略の目的は、日本海軍の太平洋における最重要根拠地たるトラック島の掩護にあつたのである。即ちラバウルが敵の航空基地となる場合、トラックはその航空制圧下に入るののでこれを前進根拠地として獲得するを要するという、海軍作戦の見地からの要請があつた。これに対し陸軍統帥部首脳は、作戦領域があまりにも広大となり、進軍の限界を越えるものではないかという見地から当初難色を示したが、結局これに同意した。

なおニューギニアの攻略については、開戦時何等決定的な考慮がなされていなかった。ここは戦略上の穴があつた。

攻略領域の概定後、問題となつたのはその攻略順序であつた。即ち限られた陸海空の兵力及び船舶を以て、いずれの方面から手をつけるかということであつた。

〔右廻り？ 左廻り？ 同時奇襲？〕 攻略順序としては、比島方面よりボルネオ、ジャワ、スマトラ、マレーへの右廻りとするか、その反対のマレー方面よりスマトラ、ジャワ、ボルネオ、比島への左廻りとするかの両案が当初あつた。海軍は右廻り、陸軍は左廻りを、それぞれ主張した。種々検討の結果、比島、マレーの両方面に對し、開戦初頭の奇襲効果を収めると共に、敵を對して対応の違ふこととなつた。同時作戦のためには、海上兵力及び輸送船腹は固より、

特に航空兵力において両方両同時に優勢を保持し得ることが必要であつた。それは特に在滿陸軍航空兵力の多数を南方に転用すること及び海軍戦闘隊が増加タンクの使用により比島攻撃が可能になつたことによつて解決された。かくして開戦は、真珠湾、比島、マレーに對する同時奇襲作戦の実現を見たわけである。

5 開戦時機

戦争開始の時機については、既に述べた如く、九月六日の国策決定にあつたのは、大本営は一応十一月月上旬と予測し、又十一月五日の国策決定にあつたのは、大本営政府共に十二月頭初と予定して、準備を進めた。而して開戦第一日が十二月八日であることは、開戦の聖断下つた日の翌日、十二月二日に確定明示せられたが、大本営としては、十二月八日を目標として十一月月上旬以来準備を進めていたのである。

〔開戦時機決定の理由——三月説否決〕 右開戦の時機は、主として液体燃料の需給上の要請と統帥部の作戦上の要求とを重視して決定せられた。その理由は次の通りである。

一、日本の物的国力就中液体燃料は、枯渇の一途を辿り、開戦時機の遅延大なるに伴ひ保有量は漸減し、南方作戦遂行の爲の最小限の所要量すら、これを充足し得ないこととなる。

液体燃料の需給関係の見地より、許される遅延の限度は、昭和十七年三月であつて、この時機に開戦となると、或期間内地の油の保有量が零になると云ふ危険があつた。従つて若干の余裕を考へ入れると、昭和十七年初頭迄に和戦の決定を求めることが絶対必要であつた。

二、時日の遷延と共に、日米軍備の比率特に艦艇及び航空勢力の懸隔は急速に増大し、昭和十七年三月以降に於ては作戦成功の目的を失ふこととなる。

三、比島、馬來等の米英側の戦備は急速に進捗中であり、又米英蘭支の共同防衛關係が益々緊密となりつつあるので開戦は成るべく早きを有利とする。

四、ソ連が日本に対し攻撃を加へると云ふ最悪の事態を考慮し、南北二正面同時作戦の生起を避ける為、北方に於ける作戦不適の時期たる冬季間に、南方攻略作戦を終了することが望ましい、五、真珠湾攻撃の為、日本艦隊が大圈コースを取るものとして、海洋の状況は一月以降は著しく不利である。

六、上陸作戦実施上、馬來の近海に於ける風波の状態は、季節的に一月、二月は不利である。

七、開戦第一日は、航空作戦及び上陸作戦を容易ならしめる為、下弦の月を利用し得る日——正確に云へば正子頃月の出る日——を選定するを有利とする。又奇襲の効果を収める為、日曜日を選定するを可とする。

前記国策検討における開戦時機を昭和十七年三月とした場合の利害判断について、連絡會議は、作戦上は極めて不利で積極作戦の遂行は不可能であるが、國際環境よりすれば有利であると結論している。然し統帥部特に海軍統帥部の、戦うならば今を措いて戦機は再びめぐり来らずとする考えは、尊重せられねばならなかつた。統帥部は開戦時機の選定による戰略的先制の効果を最大限に発揚することが初期の攻勢作戦の爲のみならず、爾後の持久作戦遂行上絶対必要と認めたのである。

6 敵国の軍事情勢

〔敵国軍の兵力配置及び戦力判断〕 昭和十六年九月末頃までに、大本営が南方諸地域における米英蘭の陸軍及び空軍兵力並びにその配備に関し、諸情報を取集して知り得た結果は、第二、第三表の通りで、その後の変動と調査の結果とに基き、杉山參謀総長が十一月

五日の御前會議において、報告した南方諸地域の敵正規軍の兵力は次の通りであつた。

馬來	陸軍兵力	約六—七万	飛行機	約三二〇機
比島	同	約四万二千	同	約一七〇機
蘭印	同	約八万五千	同	約三〇〇機
緬甸	同	約三万五千	同	約六〇機
総計	同	約二十数万	同	約八五〇機

これを歐洲戰爭開始前に比較すると、陸軍兵力において、マレーは約八倍、フィリピンは約四倍、蘭印は約二、五倍、ビルマは約五倍の増強であり、その増加率は益々増大するものと予想せられた。

然しこれらの陸軍兵力は、白人本国兵を基幹とする現地人部隊であつて、教育訓練は十分でなく、且つ白人と現地人との精神的団結に欠けるところがあり、その戦力は一般に低劣で、又米・英・蘭・支四国の協同戦力の發揮は困難であると判断せられた。ただ熱帯の氣候風土に慣熟していることは考慮を必要とした。

尤もマレー方面敵航空兵力の戦闘能力は、飛行機の性能が優秀であり、且つその操縦者も比較的良好であるので、地上部隊に比して輕視を許されぬと考えられた。

又大本営が十一月末において、推定した南方及び太平洋方面の米・英・蘭の海軍兵力及びその配備は、第四表の通りである。

以上の如き敵側の陸海空兵力に対し、我方陸軍は地上師団五一箇、第一線航空機約一、五〇〇機の内から、地上師団五一箇、第一線航空機約七〇〇機を、海軍はその大部なる連合艦隊を進攻作戦に充當する計画であつた。連合艦隊に編入せられた航空進攻兵力は、全海軍機約三三〇〇機の内約一、六一九機であつた。

〔日米戦力の比較〕 開戦時における日米海軍艦艇の比較は、艦齡超過艦を含む第五表の通りであるが、大本営は、彼我の老朽艦又は

戦備未完の艦艇等を控除した結論として、洋上における作戦可能の艦艇勢力比は、米国一〇に対し日本七・五の程度に達するものと判断していた。尚開戦時における米陸海軍の海上作戦可能の航空兵力は、約五、五〇〇機で、対日正面充當の兵力はその内約二、六〇〇機と推定せられた。我方は前記陸海軍兵力を加算すれば約二、四〇〇機となり、開戦初期の航空作戦は日本側に有利に進展するものと判断せられた。

問題は昭和十七年以降における日米海空兵力の増勢推移に関する判断であつた。大本营海軍部は、これについて次の如く判断していた。即ち艦艇兵力に関しては、当時海軍の既定軍備計画によれば、昭和十九年末までに増勢すべき艦艇は約三十八万屯——年間約一三万屯——であつて、これに戦時急造艦艇及び近き将来に発足を予期された第五次軍備補充計画に基く緊急整備の艦艇等を加えれば、相当の困難を伴うが、年間約二〇万屯の艦艇竣工は可能であると考えられた。更に開戦と同時に国家総動員計画を發動し、しかも国家の生産能力を最重点的に造艦船に集中することに成功すれば、右以上の軍備拡充は可能と認められた。然しその場合でも、年間三〇万屯を越える艦艇の竣工は不可能と判断せられた。

一方米国の昭和十六年末における建造中及び計画中の艦艇は約一九〇万屯で、その造艦能力は、当時優に日本の三倍を越えるものと予想せられ、更に米国が多数の優秀商船を艦艇に改装することを企て、且つ真剣に艦艇増強に関する量産方式を採用するならば、日本の五倍乃至六倍の艦艇を建造することは、決して困難ではなからうと判断されていた。

かくして、将来における日米艦艇勢力比は、昭和十八年において対米五割内外、昭和十九年において対米三割以下に低下するものと判断せねばならなかつた。

又航空機に関しては、日米生産能力の予想は、

第二表

南方敵国陸軍兵力概見表

地方	区分	種部 類隊	素質	部隊数	人員	合人 計員
馬來	正 規 軍	英 兵	英 人	步兵七大 基 幹	二、〇〇〇	約 20,000
		印度兵	英人一部 印度大部	一師団 基 幹	30,000— 35,000	
馬來	規 軍	濠洲兵	濠洲人	基 幹	30,000— 35,000	約 20,000
		馬來兵	英人一部 馬來人大部	訓練裝備不充 分	若干	
緬甸	英 兵	英 兵	英 人		2,000	30,000
		印度兵	幹部の主なる もの英人	歩一旅 基 幹	7,000	
英領 「ボル ネオ」	緬甸土人	緬甸土人	素質良好なら ず	歩二六 大基 幹	36,000	30,000
		正 規 軍	主として印度 人		1,000	
香港	義 勇 軍	義 勇 軍	主として馬來 人		2,500	14,000
		正 規 軍			1,500	
比律賓	義 勇 軍	義 勇 軍	米人土人各半 数		5,500	22,500
		正 規 軍			4,000	
軍比島国防	海 兵 隊	海 兵 隊	米 人		200	22,500
		土 人	人		110,000	

第三表

南方敵国空軍兵力概見表

馬 来					地方	区分
雷 撃 機	飛 行 艇	偵 察 機	戦 闘 機	爆 撃 機	機 種 別	
					中隊数	
二	三	四	四	四	機 数	
二	一八	四八	四八	四八		
二〇〇以上					機 数 合 計	

- (1) 正規軍合計人員は本表中の馬來、英領ボルネオ、香港、比律賓の各正規軍、在緬甸部隊及蘭印部隊の全部、在比律賓海兵隊、在瓦無島海兵隊の人員の合計である。
- (2) 本表の外印度に約五十万、濠洲に約三十五万、新西蘭に約十萬の兵力がある。
- (3) 本表の外泰國の正規兵は約三万あるものの様である。

合計		蘭印		瓦無島	
全兵力	正規軍	外領軍	内領軍	土民兵	海兵隊
		同	一部欧人		
		右	二師団 基幹		
		歩一五 大基幹	三、〇〇〇	一、五〇〇	三〇〇
			七〇〇〇	一、二〇〇	
三二、二〇〇	三三、七〇〇				

備考

- (1) 本表の外印度に約二〇〇機、濠洲に約二五〇機、新西蘭に約一〇〇機以上あるものの様である。
- (2) 本表の外泰國には約一八〇機あるものの様である。

計	蘭印		比律賓				香	緬甸			
	海軍機	陸			偵察機	驅逐機	爆撃機	練習機	義勇軍	驅逐機	戦爆混合機
		偵察機	戦闘機	爆撃機							
		六	七	六							
	二二〇	三六	一三〇	三〇	二	一	三		一	二	一
					一八	五	一三				
約三〇〇					二〇以上				約二〇	約五〇	

第四表

南方に關係ある敵国海軍兵力概見表

名 国	艦隊名	艦種		戦母	空巡	駆逐艦	潜水艦	その他
		在所	方地					
英 国	東印度艦隊 英東洋艦隊	コロンボ シンガポ ール		二	三 甲	四 四	三 六	一 五 二 六
蘭 印	蘭印艦隊				五	三	一 九	
濠 洲				乙 二	二	五		七
ニュージー ランド				乙 二				三
米 国	極東艦隊 合衆國艦 隊(太平洋 方面)	マニラ		乙 一	一 一	一 四	一 七	一 七
				五 乙	甲 六	四 六	八 四	三 三

備考 (1) 本表には推定の隻数を算入してある。

第五表

開戦時に於ける日米海軍艦艇比較概見表

項 目	日 本		対米比率	米 国	
	隻 数	屯 数		隻 数	屯 数
戦 艦	10	101,800	0.56	17	55,100
空 母	10	153,200	0.49	8	121,500
甲 巡	18	158,800	0.43	18	171,100

乙 巡	二〇	九八、八五五	〇、六三	一九	一五七、七五
駆 逐 艦	一二三	一六五、八六八	〇、六九	一七三	三九、五三〇
潜 水 艦	四	九七、九〇〇	〇、八四	二二	二六、六二
合 計	三二五	九七五、七三三	〇、七〇六	三四五	一、三二、三六

日本(海軍のみ)

米 国

昭和十七年度

四、〇〇〇機

四七、九〇〇機

昭和十八年度

八、〇〇〇機

八五、〇〇〇機

昭和十九年度

一一、〇〇〇機

一〇〇、〇〇〇機

であつて、米国は十倍以上の優位を示していた。固より日本側においては、海軍と略々同数の陸軍機の生産があるが、当時陸軍航空兵力を海洋作戦に指向することは、訓練、性能等の点から殆ど期待し得ないと考えられた。

従つて日米航空兵力の比率は、艦艇のそれに比し遙かに大なる懸隔を生じ、しかも目を経るに従ひ、日本側の劣勢は加速度的に通進するものと覚悟しなければならなかつた。

以上の如き判断に基づき、海軍の作戦は、緒戦において米艦隊に痛撃を加えると共に、その後も敵兵力の撃破に勉めつつ、早期海上決戦を行い、彼我兵力比の大懸隔を来さない様に特に着意して指導する必要があつたのである。

7 物的国力の推移判断

既に述べた如く、戦争が臥薪嘗胆かの決定において、最も問題となつたのは物的国力推移に関する見透しであつた。企画院を中心とするこの問題についての検討の結論は、戦争の場合の方が臥薪嘗胆の場合に比して、物的国力の前途に関し光明があるといふことであ

つた。

〔国力の消長——船舶問題〕 而して国力の消長は、偏に船舶の保存量に懸つていた。実に戦争遂行上の重要問題は船舶の問題であつたのである。対米英蘭作戦が海洋作戦を主体とする関係上、作戦遂行のため多大の船腹を必要とするは多言を要せず、加うるに戦争は、且つ戦い且つ養う方式を高度に要請せられ、これがための物資の輸送に多大の船腹を必要とした。

当時日本は英国に次ぐ世界の海運國で昭和十六年八月現在の一千屯以上の保有船腹は五九八万総屯—内油槽船三六万総屯—であつた。これに五〇〇屯以上の小型船及び五〇〇屯以下の機帆船をその稼行率を加味して換算すれば六六三万総屯に達していた。

このうち陸海軍が作戦の爲設備する船腹は、開戦初期三九〇万総屯、開戦第八月以降二八〇万総屯の計画であつた。即ち海軍は作戦の終始を通じ一八〇万総屯—内油槽船二七万総屯—を徵備し、陸軍は開戦後四ヵ月間は二二〇万総屯を徵備するが、爾後三ヵ月間に一〇〇万総屯に達するまで逐次に解備し、開戦第八月以降は常統的に一〇〇万総屯を保有するという計画である。

残る船腹が民需用として総動員物資の輸送に使用せられ、国力の造成に任すべきものであつた。企画院は民需用として三〇〇万総屯の船腹を確保し得れば、昭和十六年度物資動員計画程度の物資供給力の維持は可能なりと結論した。

〔船舶損耗の推定——和戦決定の關鍵〕 そこで問題は船腹の損耗補填の能否に懸つていた。当時における日本の造船能力は、昭和十六年度約四〇万総屯であるが、これを年間六〇万総屯にまで拡充することは、必ずしも困難ではなく、損耗がこれを著しく超過するか否かが最大の問題であつた。実に船舶損耗量の推定こそは戦争の運命従つて和戦の決定を左右する關鍵であつた。この推定は極めて困難なことであり、主戦論者はこれを少く見積り、非戦論者はこれを

多く見積るという傾向もなくなかつた。而してその推定は当然海軍の判定に俟たねばならなかつた。海軍統帥部は図上の兵棋演習の結果を參考として、戦争第一年八〇万総屯、同第二年六〇万総屯、同第三年七〇万総屯という年間損耗量の一推定を提示した。この推定は昭和十六年夏以来陸海軍間の船舶問題研究の基準となつていた。結論として、前記國策再検討において大本營政府は船舶損耗を年間一〇〇万総屯乃至八〇万総屯、造船を三カ年一八〇万総屯年平均六〇万総屯と予定し、三〇〇万総屯の民需用船腹の確保は可能であると考定した。

〔物的国力の見透し〕 以上の如き船腹の見透しを前提とし、企画院總裁は、十一月五日の御前會議において次の如く報告している。対米英蘭戦争に進みました場合に於きます帝國国力特に重要物資の見透しに關しまして、其の概要を申し上げます。

第一に民需用として常統的に最低三〇〇万総屯の船腹保有が可能な場合に於きましては、一部の物資を除き概ね昭和十六年度物資動員計画の供給量を確保することは可能と存じます。

即ち一部の物資を除き、十六年度物資動員計画中に織り込みました程度の自給圈（筆者註、日滿支）及第一補給圈（筆者註、仏印、泰）物資の確保を致します爲には、最低二〇〇万総屯の船舶を必要とするのであります。此の船腹を以て戦時稼行率の低下を一五％乃至二〇％と見ますときは、月平均五〇〇万屯乃至四八〇万屯程度の物資輸送が可能と認められるのであります。右輸送可能量は十六年度物資動員計画の上半期平均輸送実績約五〇〇万屯に相当するので御座ります。

第二に消耗船舶を年間一〇〇万総屯乃至八〇万総屯と推定致します場合年平均六〇万総屯内外の新造船を確保出来ますならば前申上げました三〇〇万総屯の船腹保有は可能と存じます。

即ち常統的に三〇〇万総屯の船腹を保有致しますには消耗を年

間一〇〇万総屯乃至八〇万総屯とするとき造船を三ヶ年一八〇万総屯年平均六〇万総屯とすれば可能と存するのでありまして右六〇万総屯の造船は規格の統一低下、造船作業の海軍に依る一貫的統制、労務の確保等各般の強力なる施策を講じますと共に鋼材約三十数万屯及銅其の他の必要資材を適正に配給致しますならば現下の民間造船能力七〇万総屯造船機鍛造能力六〇万総屯内外の能力を合理的に活用することに依り可能と認められるのであります。

第三に六〇万総屯の新造船の為三十数万屯の普通鋼鋼材を必要とするのであります。該鋼材は民需用鋼材二六一万屯を確保致します場合民需の重点的局限配当に依り之れが配当可能であるのであります。而して二六一万屯の民需用鋼材を確保致します為めには大体次の如き鋼材計画を必要とし之れが遂行は概ね可能と認められます。

即ち生産目標を四五〇万屯以上（十六年度四七六万屯）海軍配当を一一〇万屯（十六年度九五五万屯強）陸軍配当を七九万屯（十六年九〇万屯強）民需配当を二六一万屯（十六年度二九五万屯強）とし但し生産額が四五〇万屯を超過する事が可能の場合其の超過量を総額九〇万屯に達する迄陸軍に増加することと致し十七年度に於きましては之れが為め義務貯蔵の使用増加、休眠機帆船の活用による石炭の増送其の他凡有の手段を講ずる事と致し且之が為必要とする機帆船用油を海軍より補助することと致すのであります。

第四に生産に必要な船腹確保の爲めには南方作戦の爲特別に必要と致します船腹量及其の期間は陸海軍と企画院との間に協定致して居ります計画を遂行することを必要とするのであります。即ち南方戦争の爲特別に必要とする船腹量及其の期間は次の通りであります。

陸軍		海軍	
(万総屯)		(万総屯)	
第一ヶ月	三〇〇	小型を含み	
第二ヶ月	三〇〇	各月	一八〇
第三ヶ月	三〇〇	上記の外	
第四ヶ月	三〇〇	内訳	
第五ヶ月	一七〇	タンカー	三七
第六ヶ月	一五〇	漁船	九四
第七ヶ月	一五〇	貨客船	三六
第八ヶ月以後	二〇〇	貨物船	二二〇

而して十七年度に於て南方作戦の間一定期間の民需用船腹は最低一六〇万総屯弱輸送量二六〇万屯程度となる見込であります。鋼材は其の期間は年換算として三八〇万屯程度に低下し其の他の重要物資は一割五分程度減するものと予想されるのであります。

従て十六年度の鋼材生産量は計画額四七六万屯に対し約四五〇万屯程度と相成るのであります。

（十六年度上半期の鋼材生産は計画に対し九五、六%でありまして九、六万屯の減産で御座りました。下半期は特に第四、四半期に於きまして南方作戦を考慮致しますれば輸送量が相当低下致しますので機帆船の動員、石炭の鉄道輸送を利用し得る製鉄工場の活用、貯蔵の使用増加、屑鉄の回収強化による増配等を強行することとに依りまして減産を一五万屯程度に喰ひ止めることと致し結局年度計画四七六万屯が四五〇万屯程度と相成る見込であります）

第五に米に付きましては十七米穀年度（昭和十六年十月より昭和十七年九月迄）の計画が南方作戦に依り泰、仏印期待のものが減じました場合は大豆、雑穀、甘藷等の代用食を考慮し多少の規正を要するものと存じます。即ち泰、仏印より期待量の五〇%減の場合は九三%と相成り七五%減の場合は九一%と相成るのであります。但し

作戦一段落後の船腹利用に依り泰、仏印よりの輸入を促進致しますれば或る程度低下率を緩和することが可能となるものと存じます。

(概案として台湾より約三一〇万石朝鮮より約六二八万石内地に於て五、九一二万石の外泰より約三〇〇万石仏印より約七〇〇万石を輸入致し需給を計画致して居るのであります)

第六に蘭印諸地域の要地を短期間に我が占有に帰しまするなれば各月平均取得可能と認められまする重なる物資、数量は次の通であります。石油は後段液体燃料に於て御説明申し上げます。

ニッケル鉱(純分三、五%)

六、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し六二%)

錫(減磨合金、鍍金用)

一、二〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し一四四%)

ボーキサイド(アルミニウム原料)

一七、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し四二%)

生ゴム

一七、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し四〇〇%)

カッサバルト、糖密(工業用アルコール用)

五、〇〇〇吨

(十六年度は極めて少額の輸入を見込みあり)

コブラ、バーム油(グリセリン、代用機械油)

一三、〇〇〇吨

(十六年度は極めて少額の輸入を見込みあり)

サイザル(マニラ麻代用)

三、〇〇〇吨

(十六年度は極めて少額の輸入を見込みあり)

玉蜀黍(飼料、食糧)

二〇、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し二六%)

工業塩

七、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し八%)

砂糖

二〇、〇〇〇吨

(十六年度物動月平均に対し二五%)

右の中生ゴム、錫、ボーキサイドは米国にとり極めて痛手となる物資と存ぜられます。

第七に南方作戦実施の場合に於きまする石油の総供給量は第一年八五万軒第二年二六〇万軒第三年五三〇万軒でありまして之に国内貯油八四〇万軒を加へ需給の見透を付けますれば第一年二五五万軒、第二年一五五万軒、第三年七〇万軒の残額を有することとなり辛うじて自給態勢を保持し得るものと存じます。航空燃料に就きましては其の消費状況に依りまして第二年若くは第三年に於て若干危険を感じることを予想せられるのであります。

即ち大本営連絡会議に於きまする陸海軍協同研究の蘭印占領に伴ふ石油の需給に依りますと

(一) 蘭印よりの取得見込量は

第一年三〇万軒第二年二〇〇万軒第三年四五〇万軒でありまして其の内訳は次の通りであります。

地域	第一年	第二年	第三年
ボルネオ	二〇万軒	六〇万軒	一五〇万軒
海軍	一〇万軒	四〇万軒	一〇〇万軒
陸軍	—	七五万軒	一四〇万軒
スマトラ	—	二五万軒	六〇万軒
北部	—	—	—
合計	三〇万軒	二〇〇万軒	四五〇万軒

(二) 航空揮発油に關しましては

(イ) 生産見込は

第一年七、五万軒第二年三三万軒第三年五四万軒でありまして其の内訳は次の通りであります

区分	第一年	第二年	第三年
蘭印	—	一四万軒	二九万軒
イソオクタン	一、五万軒	四万軒	六万軒
水添、分解	六万軒	一五万軒	一九万軒

合計 七、五万〃 三三万〃 五四万〃

(ロ) 十六年十二月一日現在の貯油は

陸海民を合せ一一一万軒であります

(ハ) 所要量及各年の残は

損害を第一年一〇万軒第二年五万軒第三年二万軒と仮定せるものを含み所要量を推定しましたものは第一案(第二案)第一年八〇万軒(七〇万軒)第二年七五万軒(六五万軒)第三年六二万軒(六二万軒)であります。

従ひまして各年共二ヶ月程度の保有二〇万軒を考慮致しますと需給は次の通に相成るのであります

第一年 第二年 第三年

第一案 残一八万軒 不足四四万軒 不足二八万軒
第二案 残二八万軒 不足二四万軒 不足二八万軒

(ニ) 液体燃料全般と致しましては

民需各年一四〇万軒とし之に軍需を加味しましたものは第一年五二〇万軒第二年五〇〇万軒第三年四七五万軒であります。之に対し供給可能量は貯油及生産並に蘭印取得見込のものを加へ最少保有量一五〇万軒を控除致しましたものは第一年七七五万軒となり差引残二五五万軒第二年五一五万軒となり差引残一五万軒第三年五四五万軒となり差引残七〇万軒と相成るのであります右の場合国産は第一年二五万軒第二年二〇万軒第三年三〇万軒とし人造石油は第一年三〇万軒第二年四〇万軒第三年五〇万軒と見込んだのであります。

(臥薪嘗胆の場合の見透し) なお鈴木企画院総裁は、右開戦の場合の国力推移の判断に関連し、臥薪嘗胆の場合の状況について次の如く述べている。

次に若し此の戦争を避けまして現在の対内外態勢を持続し臥薪嘗胆を致しますときの重要物資並に内外情勢の見透しに關しまして

其の概要を申し上げます。

第一の自給圈物資は社会情勢を政府の企図する処に誘導するに於きましては相当程度有利となるものと存じます。

即ち海上輸送力は必然的に増大し徴用船を常時二一五万総吨と仮定致し造船を第一年五〇万総吨第二年七〇万総吨第三年九〇万総吨と想定しますれば民需月平均輸送量は第一年五七万総吨程度第二年七七万総吨程度第三年八九七万総吨程度と相成るのであります。之の輸送量を基礎と致しますれば鋼材は第一年四八二万総吨程度第二年四九七万総吨程度第三年五二〇万総吨程度と予想されるのであります。

之と同様に其の他物資も相当良好となるのであります。

第二に第一補給圈物資の取得は英米ブロックの策動圧迫に依り取得に困難を加重する公算が大となるものと存じますがそれにも拘はらず第一補給圈に期待します所要物資、数量は必ず獲得する必要があるのであります。

茲に戦を避けんとするも戦に進むの危険が包蔵せらるるものと存ぜらるるのであります。

即ちタンングステン鉱、錫鉱、生ゴム、米、玉蜀黍、燐鉱石、松脂、生漆、牛皮、植物油脂等は国内需給上必ず獲得を要するものであります。が英米の圧迫により取得困難となる惧れがあるのであります。

第三に国内ストック特に液体燃料に重大なる欠陥を生じ一方国防安全感を確保するに必要な液体燃料の品種及数量は人造石油工業のみによりましては之が生産殆んど不可能と存するのであります。

即ち原油として之を見ますとき国産を第一年三六万軒第二年四〇万軒第三年四四万軒程度とし人造石油を各種条件可能の限度を勘案致しまして合理的建設を為します時第一年三〇万軒第二年五〇万軒第三年七〇万軒と推定致さるのであります(軍

備増強を為しつつ進む關係上資材勞務等の配給上及技術上民需を一八〇万軒と見積り民需不足分を軍よりの支援に俟つものと致しますれば第三年迄は辛うじて民需を保ち得るものと考えられます。此の場合軍に於ても第三年末には需給困難となるものと想像されるのであります。

右は原油の概念的數量として見た場合のものでありますが更に之が品種に就て検討致しますと其の不均衡を来し民需の灯油（農林関係）普通機械油（全産業）高級機械油（鉄道）ディーゼル重油（船舶、漁船）は需給困難となります。

之等の不足を人造石油工業に依り解決致しますことは水添、分解、イソオクタン（航空揮発油）合成（ディーゼル重油）重合（機械油）の促進現状に鑑み極めて至難でありまして殆んど不可能に近く第四年に至りますれば施す術なきに至りますのを惧れるのであります。

今人造石油工業を五二〇万瓩増設致します場合には鋼材二二五万瓩、コバルト一、〇〇〇瓩、石炭三、〇〇〇万瓩、資金三八億円、石炭勞務者三八万人、最短建設期間として低温乾溜工場約六ヶ月、合成、水添工場約二ヶ年を要するのでありますから全工場の完成迄には三ヶ年以上を要するのであります。

以上の条件並に之が完成に必要であります国内工作力特に高圧反応筒、管等の製造能力等を仔細に検討致しますならば短期間人造石油のみにより液体燃料の自給自足を確定致しますことは殆んど不可能に近く強權に依ります場合でも少くとも七ヶ年程度を要する見込と相成ります。

従て人造石油にのみ依存して国策を進めます場合には某時期に於て国防上の重大欠陥を来すこととなりまして今日の如き世界戦乱時代に於きまして而かも支那事變の遂行に進みつつある以上顧る危険と存するのであります。

第四に重要戰略物資に不均衡を来し未完成軍備、生産拡充の状態を累加するものと認められます。

第五に国防力の維持増強に必要な生産確保の爲には人心の統一を期しますが爲に異常の努力を要しますが一步を誤れば國論の分裂を来す恐れあることを憂慮致さるのであります。

第六に米國の戦備充実に必要な資源の獲得を自由に委する結果彼我の国防力に格段の差等を生ずる事と相成ること明かであります。

8 作戰の見透し

〔不敗の胸算〕 凡そ一國が他國と戦争を開始するにあつては、その國の統帥部は、冷静至當に作戰の見透しを立て、必勝を胸算して臨むべきであらう。対米英蘭開戦にあたり日本陸海軍統帥部もまた、作戰の見透しについて、必勝とは行かぬまでも不敗の算ありと信じていたことは事実であつた。然し卒直にいうて、当時日本の置かれていた客觀情勢は、戦う以外の國家保全の途なしと觀念する氣持の方が強かつたのである。

前記國策再検討の際の「対米英蘭戦争に於ける初期及數年に亘る作戰的見透し」についての連絡會議の結論は次の通りである。

一、陸軍作戰

南方に対する初期陸軍作戰は、相當の困難あるも必成の算あり。爾後は海軍の海上交通確保と相俟ち所要地域を確保し得べし。

二、海軍作戰

初期作戰の遂行及現兵力關係を以てする遡擊作戰には勝算あり。初期作戰にして適當に実施せらるるに於ては、我は南西太平洋に於ける戰略要点を確保し、長期作戰に対応する態勢を確立すること可能なり。而して対米作戰は、武力的屈敵手段なく長期戦となる覚悟を要し、長期戦は米の軍備擴張に對峙し、我

海軍戦力を適当に維持し得るやに懸り、戦局は有形無形の各種要素を含む国家総力の如何及世界情勢の推移の如何により決せらるる所大なり。

右は作戦の見透しに関する陸海軍統帥部の結論を要約したものであるが、この海軍作戦の見透しについては、既に九月六日の御前会議において、永野軍令部総長が行つた前記の説明と同様であり、陸軍作戦の見透しについては杉山參謀総長は、十一月五日の御前会議において次の如く敷衍説明している。

南方に対します初期の陸軍作戦の主体は上陸作戦で御座るまして、敵の潜水艦飛行機の攻撃を排除しつつ炎熱の下長遠なる海面を経て、防備せる敵の根拠に対し行ふ上陸作戦で御座るもので、相当の困難を予期して居ります。然し乍ら大局の見まして、敵側の戦力が広地域に而も海を隔てて分散し、協同連繫が困難でありますに對し、我は集結せる戦力を急襲的に使用し、敵を各個に撃破することが出来ましますので、陸海軍の緊密なる協同と相俟ちまして必成を確信致して居ります。上陸後の作戦は、彼等の編成裝備素質兵力等より考察し、我に絶対的確算ありと信じて居ります。

右作戦一段落しましたる後に於きましては、政戦両略の活用特に海軍作戦の成果により、極力戦争を短期に終結する如く勉めましても、戦争は恐らく長期に亘ることを覚悟しなければなりません。敵の軍事根拠或は航空基地等を占領して之を確保し、戦略上不敗の態勢を占め得ますので、諸般の手段を尽し敵の企図を挫折せしめ得るものと存じます。

南方作戦に伴ひまする対防衛並対支作戦は、概ね現在の態勢を堅持し、之に依り北方に対しては不败の態勢を強化し、支那に對しましては依然其目的の遂行に支障のないものと存じます。特に支那に對しましては、南方作戦の成果を利導し、事變解決に寄与

せしめ得るものと存じます。

〔確算の根拠〕 元來南方攻略作戦は、東西南北各二〇〇〇哩に亘る広範な地域の攻略であり、且つ敵の空海武力の抵抗を破摧して行う上陸作戦を主体とする作戦で、史上未曾有の大作戦である。しかもなお陸海軍統帥部が以上の如き作戦の確算を持つていたその根拠は、更めて述べるまでもないが、次の諸点に要約される。

一、米蘭支の作戦的提携の強化に先だち、これを各個に急襲撃破することが出来る。

二、布哇、比島、馬來、香港の四戦略要点对し、同時に先制急襲を行ひ、その先制の利を作戦の全縱深に及ぼし得ること。

三、西太平洋の作戦海面に関する限り海上兵力に於て我方が絶対優勢なると共に、地上及び航空兵力に於ても、各局地毎に二倍乃至三倍の局地的優勢を常に保持し得ること。

特にこれにより制空制海権の獲得に確算があること。

四、敵地上軍の大部は概して素質劣等な植民地軍隊であること。かくして陸海軍統帥部は数次に亘る図上演習の結果に基き、南方攻略作戦の経過を次の如く見透していた。即ち作戦開始後、香港は約二十日、マニラは約五十日、シンガポールは約百日、ジャワは約百五十日を以て攻略することが出来る。かくして概ね五カ月を以て所期する南方要域の大部の占領を終り、ここに作戦は一段落を画するものと判断した。

ただこの際懸念せられたのは、太平洋方面よりする米國太平洋艦隊の出撃であつた。かかる状況が発生した場合には、海軍は米艦隊との海上決戦のため南方部隊の大部を太平洋方面に転用する計画であつた。陸軍はこの場合においても、極力攻略作戦を遂行する計画であつたが、攻略計画の一部の変更、又は全般の作戦速度の遅延は、避け難いものと判断していた。

〔長期戦と国防圏域〕 陸海軍統帥部は、南方攻略作戦を主とする

初期作戦については、以上の如き勝算を持っていた。然し問題は初期作戦終了後における持久作戦の見透しであつた。

翻つてこの戦争が次の如き理由で長期戦争となるであらうことは、何人も異論がなかつた。

一、米國は軍備の急速強化を図り、対日優位の戦力比率を確保する迄は、決戦を避ける算が大である。

二、地理的条件と日米現有戦力の比率から見て、日本より進んで米海軍に短期決戦を求め、これを覆滅することは至難である。

三、たとへ短期決戦が惹起し、日本がそれに勝利を得ても、これにより米國を屈伏することは期待出来ない。

四、米國屈伏の爲には、直接本土に進攻しなければならぬが、それは到底不可能である。

五、歐洲情勢は独伊側に有利ではあるが、この戦争を短期に終結せしむるが如き影響を、歐洲戦局の進展に期待することは差当たり困難である。

そこで初期作戦終了後は、米英蘭支に対し長期に亘る持久作戦を予期し、對ソ防衛を含めて政戦両略に亘る長期不败態勢の確立が要請せられた。これがためには日本本土を中核として、滿洲中國の大陸要域、南方の資源地域及び太平洋の戦略地域の三者を包擁する国防圏を、長期に亘り確保することが必要であつた。

この国防圏を確保出来れば、滿洲、中國及び南方の各種資源の全幅の開発利用により、長期に亘る經濟上の自給自足を實現し、国力及び戦力を培養することが可能である。一方米英に対しては、ゴム、錫、タングステン等の戦略資源の流出を禁絶し、その戦力培養に大なる打撃を与えることが出来る。

而して滿洲及び中國の大陸正面は、陸軍兵力の主力を充当することにより、對ソ開戦の如き最悪事態が惹起しない限り、これが確保を完うすることは容易と考えられていた。陸軍は南方攻略作戦終了

後は、本土、滿洲、中國及び南方の全局を通じて、兵力を整頓整備して兵力運用の弾援力を向上し、情勢の変化特にソ連の動きに対応せんとしていた。

〔長期持久戦略——米反攻様相判断〕 問題は南方の資源地域より

太平洋の戦略地域に亘る海洋正面の作戦であつた。然しビルマからマレー、スマトラ、ジャワ、セレベス、カロリン諸島、マーシャル諸島、ウェーキ島を経て千島列島に至る一連の海洋正面は、自ら戦略的要線を形成し、この要線に整備すべき航空及び艦隊基地の活用により兵力の劣勢を補うと共に、所謂内線作戦の利点を全幅的に發揮すれば、戦略的持久方略が成立するものと考えられた。

この海洋正面の作戦は固より海軍の主宰すべき作戦と考えられていた。海洋正面は海軍、大陸正面は陸軍という思想が根底に流れていた。従つて長期持久作戦の成否は、この海洋正面における海軍作戦の帰趨に負うところが大きであつた。

海軍は当然太平洋正面における米軍の反攻を予期した。問題はその反攻様相に関する判断であつた。当時海上作戦における航空重視の思想が抬頭しつつあつて、海戦は大艦巨砲を以てする艦隊決戦主義より航空決戦主義へと移行する一般の趨勢にあつた。然し日本海軍も海上作戦の主戦力が航空であるという思想には、なお未だ徹底し切れず、依然として海戦の主体は艦隊決戦であるとの考えが強かつた。従つて日本陸軍は固より海軍も、米軍が大規模な所謂水陸両用作戦により、飛石的に航空基地を奪取し、逐次に制空制海権を拡大する方式を以て反攻の歩を進めて来るものとは的確に判断してゐなかつた。換言すれば日本陸海軍は、海洋正面においては艦隊決戦が生じし、それにより作戦の運命が決するものとの考えが強く、太平洋の戦略基地の攻防を繞る大規模な水陸両用作戦が、作戦の主体となるとは考えなかつたのである。

陸軍の主な関心は大陸正面にあつた。陸軍は南方攻略作戦終了

後における作戦の重点は、対ソ戦備の強化にありと考へていた。陸海軍とも米軍の前記の如き大規模なる水陸両用の反攻に對し、陸軍兵力を以て太平洋正面の陸上戦備を強化するの必要を予想してゐた。

第三章 戦争指導計画

九月六日の御前會議において、対米英蘭戦争を辭せざる決意を確定して以來、大本營陸海軍部は、前章で述べた如き基礎的諸問題の研究と相俟つて、対米英蘭戦争計画の討議策定に努力した。それは作戦計画の討議策定と併行して行われた。

〔綜合計画なし——陸海軍案〕 十月上旬に至り、陸海軍部間に「対米英蘭戦争指導要綱」が概定した。その内容は概ね次の如き要目から成つてゐた。

- 一、戦争目的
- 二、戦争指導方針
- 三、武力戦指導要則
- 四、武力戦攻略範域
- 五、占領地処理要綱
- 六、思想戦指導眼目
- 七、經濟戦指導眼目
- 八、外交戦指導要綱
- 九、戦争終結方略

右「対米英蘭戦争指導要綱」は、当然大本營政府連絡會議に附議し、國家の戦争指導計画として、速かにこれを確定すべきものであつた。然し既に述べた如く、戦争意志の決定が最後まで難渋を極めていた當時の情勢においては、これを連絡會議に附議することが、差し控えられねばならなかつた。そこで右要綱の主なる内容は、そ

かくして陸海軍統帥部は、前記國防圈域を基盤とする長期持久戦略は成立するものと考え、かかる政戦両略上の長期不败態勢の確保は爾他の要因と相俟つて、戦争を終結に導き得る可能性ありと信じていた。

の後個別的に逐次に決定せられて行つた。

1 戦争目的

〔自存自衛と新秩序建設〕 対米英蘭戦争の戦争目的は、日本の自存自衛を完うし大東亞の新秩序を建設するにあつた。それは、十一月五日御前會議決定の「帝國国策遂行要領」の第一項において「帝國は現下の危局を打開して自存自衛を完ふし大東亞の新秩序を建設する為此の際對英米蘭戦争を決意し」と明示せられてある。

而してここに戦争目的として自存自衛と新秩序建設との二目的が併記せられてゐるが、その重点は固より前者に存した。後者の新秩序建設は、一度戦争に突入したならば、結果として勢ひ新秩序建設という問題にまで發展せざるを得ないであらうとの考慮に基く、從屬的乃至結果的の戦争目的ともいふべきものであつた。それは當時大本營政府の責任の衝にあつた者に共通した考えである。従つて前期の「対米英蘭戦争指導要綱」においてその第一項は、種々討議の結果「対米英蘭戦争の目的は帝國の自存自衛を完ふするに在り」と規定せられており、又九月六日御前會議決定の「帝國国策遂行要領」においても「帝國は自存自衛を全ふする為對米（英、蘭）戦争を辭せざる決意の下」と明示してある。

十二月一日愈々開戦の廟議決定にあたり、大本營政府は更めて戦争目的を戦争計画の上に明確化する措置を取らなかつたが、宣戦の

詔書において次の如く闡明ならしめている。その詔書の草案は、連絡会議において、十一月中旬以来教次に亘り討議せられた「開戦名目骨子案」を成文化したものである。

斯ノ如クニシテ推移セムカ東亜安定ニ関スル帝国積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝国ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝国ハ今ヤ自存自衛の爲斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

2 戦争終末促進に関する腹案

——対米英蘭戦争指導要領

〔十一月十五日決定〕 十一月五日の御前会議直後、東條首相は下僚に対し、対米英蘭戦争の終結を如何にして求むべきかの腹案の研究を命じた。それは特に天皇の軫念を体しての措置であり、前記国策再検討を通じての最大の問題でもあつた。そこで前記の「対米英蘭戦争指導要綱」の、主として戦争指導方針、武力戦指導要則、外交戦指導要綱、戦争終結方略等を中心に「対米英蘭戦争終末促進に関する腹案」を策定し、十一月十五日の連絡会議において決定の運びに至つた。その全文は次の通りである。

対米英蘭戦争終末促進に関する腹案

方針

- 一、速に極東に於ける米英蘭の根拠を覆滅して自存自衛を確立すると共に更に積極的措置に依り蔣政権の屈伏を促進し独伊と提携して先づ英の屈伏を図り米の継戦意志を喪失せしむるに勉む
- 二、極力戦争相手の拡大を防止し第三国の利導に勉む

要領

一、帝国は迅速なる武力戦を遂行し東亜及西南太平洋に於ける米英蘭の根拠を覆滅し戦略上優位の態勢を確立すると共に重要資源地域並に主要交通線確保して長期自給自足の態勢を整ふ

凡有手段を尽して適時米海軍主力を誘致し之を撃滅するに勉む
二、日独伊三国協力して先づ英の屈伏を図る

(一) 帝国は左の諸方策を執る

(イ) 濠洲印度に対し政略及通商破壊等の手段に依り英本国との連鎖を遮断し其の離反を策す

(ロ) ビルマの独立を促進し其の成果を利導して印度の独立を刺戟す

(ニ) 独伊をして左の諸方策を執らしむるに勉む

(イ) 近東、北阿、スエズ作戦を実施すると共に印度に対し施策を行ふ

(ロ) 対英封鎖を強化す

(ハ) 情勢之を許すに至らば英本土上陸作戦を実施す

(ニ) 三国は協力して左の諸方策を執る

(イ) 印度洋を通ずる三国間の連絡提携に勉む

(ロ) 海上作戦を強化す

(ハ) 占領地資源の対英流出を禁絶す

二、日独伊は協力し対英措置と並行して米の戦意を喪失せしむるに勉む

(一) 帝国は左の諸方策を執る

(イ) 比島の取扱は差し当り現政権を存続せしむることとし戦争終末促進に資する如く考慮す

(ロ) 対米通商破壊戦を徹底す

(ハ) 支那及南洋資源の対米流出を禁絶す

(ニ) 対米宣伝謀略を強化す

其の重点を米海軍主力の極東への誘致並に米極東政策の反省と日米戦無意義指摘に置き米國輿論の厭戦誘致に導く

(ロ) 米濠関係の離隔を図る

(ニ) 独伊をして左の諸方策を執らしむるに勉む

(4) 大西洋及印度洋方面に於ける対米海上攻勢を強化す
 (a) 中南米に対する軍事、経済、政治的攻勢を強化す
 四、支那に対しては対米英蘭戦争特に其の作戦の成果を活用して援蔣の禁絶、抗戦力の減殺を図り在支租界の把握、南洋華僑の利導、作戦の強化等政略的手段を積極化し以て重慶政権の屈伏を促進す

五、帝国は南方に対する作戦間極力対ソ戦争の惹起を防止するに勉む独ソ両国の意嚮によりては両国を講和せしめソを枢軸側に引き入れ他方日ソ關係を調整しつつ場合に依りてはソ連の印度イラン方面進出を助長することを考慮す

六、仏印に対しては現施策を続行し、泰に対しては対英失地恢復を以て帝国の施策に協調する如く誘導す

七、常時戦局の推移、国際情勢、敵国民心の動向等に対し厳密なる監視考察を加へつつ戦争終結の爲左記の如き機会を捕捉するに勉む

(1) 南方に対する作戦の主要段落

(a) 支那に対する作戦の主要段落特に蔣政権の屈伏

(i) 欧洲戦局の情勢変化の好機特に英本土の没落、独ソ戦の終末、対印度施策の成功

之が爲速に南米諸国、瑞典、葡国、法王庁に対する外交並宣伝の施策を強化す

日独伊三国は単独不講和を取極むると共に英の屈伏に際し之と直に講和することなく英をして米を誘導せしむる如く施策するに勉む

対米平和促進の方策として南洋方面に於ける錫、ゴムの供給及比島の取扱に關し考慮す

〔戦争終結の極め手〕 右は対米英蘭蔣戦争における日本の戦争指導計画と認むべきものであつた。この腹案において明かな如く、日

本は戦争の終結を、米国の繼戦意志の喪失に求めんとした。しかもその繼戦意志の喪失は、前記の如く適時米海軍主力を誘致しこれを撃滅し、それを契機として米国をしてその戦意を放棄せしめ得る有利な場合を除き日本が直接米国に対し積極的屈伏手段を加えることにより、実現しようとするものではなかつた。即ちそれは次の如き間接的方策によつて、米側をして自ら手を引かせようとするものであつた。

一、日本が自存自衛を確立し、長期不敗の実をあげることに。

二、積極的措置により、蔣政権の屈伏を促進すること。

三、独伊と提携し、英國の屈伏を図ること。

日本が長期不敗の実をあげ、しかも米国の東西両洋における最大の同盟国たる蔣政権及び英國が屈伏すれば、米国といへども戦争継続の意志を放棄せざるを得ないだろうという判断に基くものであつた。而して右三要件のうちの第一の長期不敗に關しては、一応我にその確算ありとし、戦争終末促進上最も重視したのは、第三の英國屈伏の件であつた。然るにこれは独伊の力に依存するところ大であるが、当時における欧洲戦局の推移判断に關しては、既に述べた如く、日本の対米英蘭作戦と相俟つて、かかる期待を托し得るものと考へていたのである。これはいうまでもなく、大なる判断の誤謬であつた。しかも又来攻する米海軍主力との決戦は、ミッドウェイ海戦を始めとし、遺憾ながら却つて日本に不利な結果を招来したのであつた。

3 戦争経済基本方略

〔十一月十日決定〕 対米英蘭戦争遂行のための経済方略は、戦争終結方略と並んで、戦争指導上の最大問題であつた。十一月十日大本営政府は、連絡會議において次の如き経済方略の骨子を決定した。

戦争経済基本方略

東亜共栄圏地域に於ける国防資源及物資を我方に確保し我國の戦争遂行力の急速なる拡充発展を期すると共に敵國に對する戦略物資の供給遮断を図り其の戦争遂行力の伸展を防圧することを期す即ち

一、国防資源及物資殊に石油に付神速に之を開発取得し我國防生産力上に於ける絶対隘路を掘開すると共に滿洲事変及支那事変の成果たる自給圈内資源殊に石炭鉄鉱の開発利用を飛躍せしめ米国防計画の遂行に伴ふ攻勢並に之と不可分の關係に立つ北方よりの攻勢に對し之を克服し得べき我國戦争遂行の増強確保を為す

右と同時に東亜共栄圏地域に在存する敵國戦略物資の供給を完封し以て其の国防計画の進展を齟齬遅延せしむ

二、前項の目的達成の爲昭和十八年末を目標として所要物資の計画的自給生産の実現を期し石油（人造石油を含む）石炭、鉄鋼、造船を中核とする自給生産を促進強化す

而して我國戦争遂行の急速増強の爲には毎年の新規生産力又は所得のみを以てしては其の所要を満足せしめ得ざるにより過去の物的蓄積資本を動員し其の經濟力を發揮することを絶対に必要とす

三、右意圖に基き各産業別再編成の方針を速かに樹立し産業別整理を斷行し其の保有せる資材を自給生産建設の新生原動力たらしむべし

右に關し必要なる國家經費、資金及財源に付き速かに方策を決定す

四、上記自給生産の実現過程に於ける國民生活の最低限度を確定し之が確保を為す

〔石油確保措置〕 右方略に基き、戦争遂行上当面の急務たる南方

からの石油の開発取得に關しては、万全の措置が講ぜられた。南方の採油施設は、日本軍の占領に先だち破壊せられるものと予期し、内地の採油資材及び人員の南方への転用が準備せられ、又大本營陸軍部はスマトラのバレンバン精油施設を、その破壊に先だち占領するため、日本軍最初の試みとして陸軍落下傘部隊の降下を計画した。

なお財政金融に關してはかくの如き作戰の遂行と國民生活の維持に必要な物資の面において所望を充足し得るならば、強度の政治力發揮の下に、各種施策を綜合的に実施することにより、長期戦争の遂行に支障なきものと考定していた。

4 占領地行政実施計画

〔軍政施行決定——十一月二十日〕 南方攻略地域の総面積は約三〇〇万平方料、人口は約一億二千万を算し、これら地域に對する行政の施行は、作戰に膺接して行われねばならなかつた。十一月二十

日本官政府は連絡會議において、次の如き占領地行政実施計画を決定した。

南方占領地行政実施要領

第一方 針

占領地に對しては差し当り軍政を実施し治安の恢復、重要国防資源の急速獲得及作戰軍の自活確保に資す

第二要 領

一、軍政実施に當りては極力残存統治機構を利用するものとし従来の組織及民族的慣行を尊重す

二、作戰に支障なき限り占領軍は重要国防資源の獲得及開發を促進すべき措置を講ずるものとす

占領地に於て開發又は取得したる重要国防資源は之を中央の物動計画に織り込むものとし作戰軍の現地自活に必要なものとす

右配分計画に基き之を現地に充当するを原則とす

三、物資の対日輸送は陸海軍に於て極力之を援助し且陸海軍は其の微備船を全幅活用するに努む

四、鉄道、船舶、港湾、航空、通信及郵政は占領軍に於て之を管理す

五、占領軍は貿易及為替管理を施行し特に石油、ゴム、錫、タンクステン、キナ等の特殊重要資源の対敵流出を防止す

六、通貨は勉めて従来の現地通貨を活用せしむるを原則として已むを得ざる場合にありては外貨標示軍票を使用す

七、国防資源取得と占領軍の現地自活の為民生に及ぼさざるを得ざる重圧は之を忍ばしめ宣撫上の要求は右目的に反せざる限度に止むるものとす

八、米、英、蘭国人取扱いは軍政実施に協力せしむる如く指導するも之に応ぜざるものは退去其の他適宜の措置を講ず

枢軸国人の現存権益は之を尊重するも爾後の拡張は勉めて制限す華僑に対しては蔣政権より離反し我が施策に協力同調せしむるものとす

原住土民に対しては皇軍に対する信倚觀念を助長せしむる如く指導し其の独立運動は過早に誘発せしむることを避くるものとす

九、作戦開始後新に進出すべき邦人は事前に其の素質を厳選するも嘗て是等の地方に在住せし帰朝者の再渡航に關しては優先的に考慮す

一〇、軍政実施に關連し措置すべき事項左の如し

イ、現地軍政に關する重要事項は大本營政府連絡會議の議を経て之を決定す

中央の決定事項は之を陸海軍より夫々現地軍に指示するものとす

ロ、資源の取得及開發に關する企画及統制は差し当り企画院を中心とする中央の機關に於て之を行ふものとす

右決定事項の実行は(イ)項に拠るものとす

ハ、仏印及泰に対しては既定方針に拠り施策し軍政を施行せず状況激変せる場合の処置は別に定む

備考

占領地に対する帝國施策の進捗に伴ひ軍政運営機構は逐次之を政府の設置すべき新機構に統合調整又は移管せらるるものとす

南方占領地に対し、軍政即ち作戰軍が直接行政を施行すべきか、民政即ち政府直轄の行政機關を設置して行政を施行すべきかは、一つの問題であつた。然し作戰と建設との不離一体化を特に必要とする南方作戰においては、軍政の施行を絶対必要且つ有利とした。東郷外務大臣は民政の案に傾いており、右計画の備考はその主張により特記せられたものである。固より軍政施行の決定に伴い、有能なる文官及び民間人が多数司政官としてこれに参与する準備が整えられた。

〔陸海軍の軍政担任区分〕 右計画に基き、陸海軍は軍政実施の担任区分を次の如く協定した。

一、陸軍主担任区域（海軍は副担任とす）

香港、比島、英領馬來、スマトラ、ジャワ、英領ボルネオ

二、海軍主担任区域（陸軍は副担任とす）

蘭領ボルネオ、セレベス、モルッカ群島、小スンダ列島、ニ

ューギニヤ、ビスマルク諸島、瓦無島

5 日独伊提携強化方策

〔対独伊措置決定——十一月十三日〕 十一月五日の御前會議決定「帝國國策遂行要領」は、「独伊との提携強化を図ることを規定し

ているが、これに基き十一月十三日の連絡会議において、独伊に對し次の如く措置することに決定せられた。

日米交渉決裂し戦争不可避と認められたる際（大体十一月二十五日以後と想定す）には遲滞なく独（伊）に對し帝國は近く準備成り次第英米に對し開戦するの意嚮なる旨を通報し右準備の一部なりとして左記事項に付必要なる交渉を行ふものとす

一、独（伊）の對米戦争参加
二、单独不講和

備考 独逸側より對ソ參戰の要求ありたる場合には差當り參戰せざる旨を以て応酬す但し之が為獨側の對米參戰の時期が遅るるが如き事態生ずるも已むを得ず

右の決定で明かな如く、日本は一方において米國との交渉妥結に勉めながら、他方において開戦を予想して独伊との提携強化を図るという所謂二股外交はこれを避け専ら對米妥結に努力したのである。日本としては交渉より戦争への急転回に際しても、既に述べた如く、独伊との提携強化は可能であると判断していた。然し外交當局者たる東郷外務大臣には、これが實現に一抹の不安があつた。

東郷外相は十一月十五日連絡會議において、杉山參謀總長に對し、外相自ら大島大使を通じて今から交渉を進めるのは具合が悪いので、參謀總長より參謀本部第二部長岡本少將をして、オットー・独乙大使又は駐独陸軍武官を通じて、内々の話合いを進められたき旨を要望した。杉山參謀總長はこれを諒承し、適宜工作するところがあつた。

〔单独不講和協定成立〕 既に述べた如く、十一月二十九日に至り對米英蘭開戦を決意するに及んで、日本政府は始めて独伊の即時對米宣戰と對米英单独不講和協定に関する交渉を開始した。单独不講和協定に関しては、日本は東郷外相の意見により、日独伊三国の協定とせず、日独間及び日伊間の二本建の協定とするよう施策し

た。その理由は、例えば伊太利が協定に違反し講和した場合でも、日独間には依然協定が嚴存することとなり、前例に徴してもこの方が有利であるということであつた。

かくして十二月三日大島大使は独逸外相と交渉を開始し、對米宣戰に関しては独伊側に異存なく、单独不講和協定に関しては、十二月十一日に至り漸く次の如き協定が成立した。それは結局日独伊三国間の協定であつた。

日本国ドイツ国及イタリア国間協定

アメリカ合衆國に對する共同の戦争が完遂せらるる迄は干戈を収めざるの確乎不動の決意を以て大日本帝國政府、ドイツ国政府及イタリア国政府は左の諸規定を協定せり

第一条

日本国、ドイツ国及イタリア国はアメリカ合衆國及英國に依り強制せられたる戦争を其の執り得る一切の強力手段を以て勝利に終る迄遂行すべし

第二条

日本国、ドイツ国及イタリア国は相互の完全なる諒解に依るに非ざればアメリカ合衆國及英國の何れとも休戰又は講和を為さるべきことを約す

第三条

日本国、ドイツ国及イタリア国は戦争を勝利を以て終結したる後に於ても亦千九百四十年九月二十七日其の締結したる三国条約の意義に於ける公正なる新秩序招來の爲最も密接に協力すべし

第四条

本協定は署名と同時に実施せらるべく且つ千九百四十年九月二十七日の三国条約と同一期間有効たるべし締約國は右有効期間の満了前適當なる時期に於て爾後に於ける本協定第三条に規定せられたる協力の態様に付諒解を遂ぐべし

右協定の交渉にあたり、独逸は、米国から浦塩經由ソ連船により軍需品が入ソするのを、日本によつて阻止することにつき、交換公文を取極めるよう要望した。これに対しては、永野軍令部総長は、この輸送に従事しているソ連船は僅かに六、七隻で、阻止することは容易であるが、これが契機となつて対ソ開戦となる虞れありとして、強硬に反対した。海軍はこの反対のために単独不講和協定が不成立に終つても致し方ないという意見であつた。そこで独逸に対しては結局「米国より浦塩への軍需品の輸送阻止の件は日本に於て承認する。但し日本の作戦上の見地より、ソ連との戦争に入ることとを絶対に避けなければならぬ間は、十分にこれを実行出来ぬことを諒承せられ度」との旨を回答したに止まつた。

〔軍事協定締結〕 開戦後右協定と関連し前記「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」の趣旨に基き、昭和十七年一月十八日陸海軍統帥部は、独伊最高統帥部と次の如き軍事協定を締結した。

日独伊軍事協定

日本陸海軍及独伊国防軍は一九四〇年九月二十七日の三国条約の目的に基き一九四一年十二月十一日の日独伊協定に関連し各其の行ふ作戦を互に協力し敵国戦力を速かに撃破する為左の如く協定せり

第一、作戦地域の分担

日本陸海軍及独伊国防軍は左記分担地域の中所要の部分に対し作戦を為すものとす

一、日本

- (一) 概ね東経七十度以東米洲西岸に至る海面並に同海面にある大陸及島嶼（濠洲、蘭印、新西蘭）等
- (二) 概ね東経七十度以西の亜細亞大陸
- (三) 東経七十度以西米洲東岸に至る海面並に同海面にある大

陸、島嶼（阿弗利加、水島）等
(一) 概ね東経七十度以西の近東、中東及歐洲
作戦状況に依り印度洋に於ては各々其の協定せる境界線を越えて作戦を為すことを得るものとす

第二、作戦行動の大綱

一、日本は独伊の対米作戦遂行と策応し対南方並に太平洋作戦を実施す。

(一) 英、米、蘭の大東亞に於ける主要なる根拠を覆滅し、其の領土を攻略又は占領す

(二) 太平洋及印度洋方面にある米英の陸海空軍兵力の撃滅に努め西南太平洋の海上権を確保す

(三) 米英艦隊の殆ど全部が大西洋方面に集中したる場合は日本は太平洋印度洋の全域に亘り通商破壊戦を強化すると共に海軍兵力の一部を大西洋方面に派遣し独伊海軍の作戦に直接協力す

二、独伊は日本の対南方並に太平洋作戦遂行と策応し対米英作戦を実施す

(一) 米英の近東、中東、地中海及大西洋に於ける主要なる根拠を覆滅し其の領土を攻略又は占領す

(二) 大西洋及地中海に於ける米英の陸軍、海軍、空軍兵力の撃滅並に通商の破壊に努む

(三) 米英艦隊の殆ど全部が太平洋方面に集中したる場合には独伊は其の海軍兵力の一部を太平洋方面に派遣し日本海軍の作戦に直接協力す

第三、軍事協力の要領

- 一、作戦計画中所要事項相互通報
- 二、通商破壊戦の相互協力
- (一) 通商破壊戦計画の相互通報

(一) 通商破壊戦の経過、所要情報、其の他必要事項の相互通報
 (二) 通商破壊戦を各締約国分担の軍事行動地域外に於て実施する場合にありては予め其の計画を相互に通報し作戦基地の使用、補給、休養、修理等に関する相互協力

三、作戦上必要なる情勢の収集及之が交換に関する相互協力

四、軍事謀略に関する相互協力

五、軍事通信に関する相互協力

六、日、独、伊三国間の軍用航空路（技術的条件の許す限り）及

印度洋を通ずる海上交通路の開設並に海上輸送に関する協力

右証拠として日本帝国参謀総長、軍令部総長各代理、独逸国防軍参謀長伊太利国防軍参謀本部代表は本協定に署名せり

6 对泰施策

南方作戦において、マレー及びビルマに対する作戦遂行のためには、是非とも泰国領土を通過する必要があるのみならず、両方面に対する作戦の後方基盤として、仏印と並んで泰国を我方陣営に確保することは、不可欠の要請であつた。然るに昭和十六年一月以来の懸案たる日泰間の軍事的緊密関係の設定は、その後全く施策せられなかつた。

〔对泰施策の隱密準備〕 前記「帝国国策遂行要領」においては、

「武力発動の直前泰との間に軍事的緊密関係を樹立す」と規定せられた。泰の国内情勢は依然として親英勢力が強く、日本の断乎たる米英開戦という事態に直面せざる限り、親日的傾向のビーン政権といえども、日本と軍事協力関係に入ることは許されぬ実情にあつた。然し日本としては、ビーン首相は従来より所謂東亜共栄圈思想に同調的であり、いざという場合には日本に協力するであろうことの確信を持つていた。そこで特に企図秘匿の考慮もあり、泰に対する施策は武力発動直前に実施する方針を取り、しかもそれで、我方

の意図の如く局面を処理し得ると考えていた。
 右趣旨に基き大本営政府は、十一月十三日連絡会議において次の如き对泰施策の大綱を決定した。

一、進駐開始直前左記を要求し迅速に之を承認せしむ泰にして帝国の要求に応ぜざる場合に於ても軍隊は予定の如く進駐す但し日泰間武力的衝突は之を局限するに努む

1 帝国軍隊の通過並に之に伴う諸般の便宜供与

2 帝国軍隊の通過に伴ふ日泰軍隊の衝突回避措置の即時実行

3 泰の希望によりては共同防衛協定の締結

(註) 本交渉開始前に於ける対泰態度は特別の変化なからしめ

特に開戦企図の秘匿に万全の考慮を払ふものとす

二、進駐後速かに概ね左の諸件に関し具体的に現地に於て取極を行ふ

1 帝国軍隊の通過及駐屯に関する事項

2 軍用施設の利用及新設増強

3 所要の交通通信機関及工場施設等の利用

4 通過並に駐屯部隊に対する宿営、給養等

5 所要軍費の借款

備考 第一、第二項の交渉に当りては昭和十六年一月三十日

大本営政府連絡会議決定の対仏印泰施策要綱に準拠し泰の主権及領土の尊重を確約し尚泰の態度によりては

将来ビルマ若くは馬來の一部を割譲すべき旨を仄かし以て交渉を有利ならしむ

〔对泰措置要領〕 次いで十一月二十三日、これが具体的措置として、大本営政府は次の如き「对泰措置要領」を決定し、これを現

地陸海軍最高指揮官及び坪上駐泰大使に指示した。X日とは固より十二月八日のことである。

对タイ措置要領

一、進駐前に於ける交渉要領

1 進駐直前に於ける対タイ外交交渉開始日時（X日前日午後六時以後と予定す）は中央より駐タイ大使に指示し其の決定時刻（X-1日午後六時以後X日午前零時以前とす）は陸軍最高指揮官より駐タイ大使に連絡する所に拠る。
右連絡はX-1日午後六時前に行ふに努む。

右時刻迄連絡なき場合は連絡ある迄交渉を差控うるものとす
2 (イ) 前号交渉に際し駐泰大使（陸海軍武官同行）はビボンに對して外交的手段に依り日本軍の通過容認並に之に伴ふ諸般の便宜供与及び日泰阿軍衝突回避措置の即時実行を要求しビボンが之を承諾するに於ては文書を作らず直に之が具體的措置を講ぜしむることとするか或は別紙要領に基く協定を作成す（尚本件妥結の際は泰側の反対なき限り進駐後右を公表するものとす）

(ロ) 泰側が要求に応ぜざる場合は日本軍は予定通り進駐を開始する旨を通告し極力泰軍をして抵抗せしめざる様各種の措置を執らしむることを要求す

(ハ) ビボンが失脚又は辭職せる場合には（英軍進駐の結果たる場合を含む）後継者又は後継者たるべきものと前記要領に基き交渉するものとす

但し交渉相手なき場合は機を失せず機宜の措置を講ず
3 交渉の模様は特に大使（武官）より現地軍に速報するものとす

二、交渉と中泰進駐の關係

仏印より陸路進駐する部隊の進駐開始並に盤谷に対する直接上陸開始時機は陸海軍中央協定に基き状況之を許す限り日泰阿軍の衝突を回避する如く陸軍最高指揮官之を決定するものとす
但し上陸部隊の行動に關しては現地陸海軍指揮官協議決定す

三、進駐に伴ふ諸交渉

1 進駐に關する交渉に伴ひ現地陸海軍最高指揮官は駐泰陸海軍武官をして軍事に關する交渉を開始せしむ

2 駐泰大使の行ふ爾後の交渉事項中には所要軍費の借款等を含むものとす

四、進駐前に英軍が泰領に侵入せる場合に於ては機を失せず軍は駐泰大使に通報し先づ交渉を開始したる後泰に進駐す

此の際駐泰大使は左記に準じ措置するものとす

又駐泰大使が先づ前記状況を察知したる場合には機を失せず現地軍に通報し泰側との交渉を開始す本状況に於ける交渉開始の時機は陸軍最高指揮官の連絡する所による

記

1 直にビボンに對し英軍の進駐は泰の同意に基くものなりや否やを質し前者の場合には右に嚴重抗議すると共に日本軍に對しても我方の自衛の必要上同様進駐せしむる様要求し後者の場合には日本軍は泰の救援及び緊急事態に對する自衛措置として進駐を要求す何れの場合も泰側をして日本軍との衝突を回避する様泰側に措置せしむるものとす

2 本状況に於ける交渉に於ては特に我が戦争企圖を暴露せざることに万全の注意を払ひ單に泰への進駐行為として交渉を行ふ

右駐泰大使の交渉に伴ひ軍事に關する諸交渉は三により之を行ふ

五、在泰大使館、領事館員及在留邦人の生命財産並に帝國權益の保護に關しては駐泰大使及現地陸海軍は相協力して万全の措置を講ずるに努むるものとす

〔準備せる坪上・ビボン協定案〕

別紙

坪上ビボン協定案

本日吾等兩人間会谈の結果左記の諸点に関し完全に意見の一致を見たり

一、日泰兩國は泰国の共同防衛を約す

二、泰国は日本国に対し右に必要な軍事上の協力（日本軍の通過容認並に之に伴ふ諸般の便宜供与及び日泰兩軍衝突回避措置の即時実行を含む）をなす

三、前二項の実施細目に就ては当該官憲間に具体的話合をなす

四、日本国は泰国の独立、其の主権及び名譽の尊重を保障し且泰国の失地回復に協力す

五、本件合意は他日適當の機会に兩國政府間の正式の文書に作製せらるべきものなり

註

1 交渉の状況に応じ「日本軍は前記二、の軍事上の協力を必要ならしめたる事態解消したる暁には直ちに泰国領土より撤兵す」との趣旨を約することを得

2 尚泰が希望するに於ては經濟的に出来る限り泰を援助することを約すること

附記

1 泰に対しては此の文書の性質は記録なり会谈の結果を後日の為記録し置くものと説明す

2 我が国内手続は右協定案五の留保に依り必要なしとの説明をなす

3 然れども實質的には此の文書を以て兩國は拘束さるるものとして事を運ぶこととす

備考

1 一、に関し

(1) 泰が攻守同盟を希望する場合には

「日泰兩國は攻守同盟關係を設定す」とす

(2) 泰が三国条約加入を希望する場合には

「泰国は三国条約に加入す」とす

尚此の場合二、の「……右に必要な……」を削除す

(3) 泰が共同防衛又は攻守同盟締結の何れをも希望せざる場合には一、二、三、を合して一、とし左の如くす

「東亜に於ける緊急事態に対処する為（或は泰国は東亜新秩序の建設に協力す之が為）と改むるも又は新秩序云々と緊急事態云々とを併用するも可なり」日本国に対し必要な軍事上の協力（日本軍の通過容認並に之に伴ふ諸般の便宜供与及び日泰兩軍衝突回避措置の即時実行を含む）をなす前項の実施細目に就ては兩國軍事当局間に具体的話合をなす

なほ此の場合四、五、を夫々原文の儘二、三、とす

2 泰が共同防衛又は攻守同盟の締結或は三国条約加入の何れをも希望せず單に軍事上の協力をなす場合には泰国の中立政策尊重を約することを得

3 四、に関し泰側より仏印失地に付質問ありたる場合には坪上大使より將來時至らば帝國政府は右に対しても好意的考慮を払ふものと思考する旨応答然るべし

7 対和蘭措置

〔蘭印上陸の時機と和蘭の取扱ひ〕 日本は十二月一日、米英と同時

時に和蘭との開戦を決意したのであるが、日本軍が蘭領印度に対する最初の軍事行動として、蘭領ボルネオのタラカン島に上陸する予定は、開戦後約一箇月を経過した後のことであつた。そこで大本營政府は、日本より進んで和蘭との間に戦争状態に入ることを避け、十二月四日和蘭の取扱ひに関し次の如く決定した。

和蘭の取扱ひに関する件

一、和蘭に対しては同国との間に戦争状態発生するに至る迄は準敵国として取扱ひ暗号の使用を禁止し公使及館員等に対し嚴重なる保護及監視を加ふ（従つて敵国側との交通も全然なし得ず）

二、和蘭より宣戦し来る場合は我方は和蘭との間に戦争状態発生せる旨を声明す又和蘭が宣戦せざるに先だち同国との間に戦争状態発生する場合は我方より右同様和蘭との間に戦争状態発生せる旨を声明し以後国際法上和蘭は之を敵国として取扱ふものとす

註(1)和蘭政府を否認する利益は否認と同時に公使を私人として取扱ひ得る点にあるも既に一の通り取扱ひ得る以上其の必要なるべし

(2)和蘭政府を否認せば法理上和蘭は我居留民等の保護には国際法上の責任なきに至るべく又戦争状態発生後も日本との關係に於て国際法上の拘束を受けざる立場に置かれ又我方領事官の引揚に付不便を生ずべし

(3)和蘭政府は今日迄事實上之を相手とせる次第にて直ちに之を否認するも前記(1)以外には利益なく又和蘭との開戦の際之を否認せんとするには既に純然たる敵国として取扱ひ得る後なるを以て其の必要なし

宣戦の詔書において、戦争相手として和蘭が除かれてゐるのは、この決定の趣旨とも関連はないが、實際の考えとしては、英國に亡命している和蘭政權を米英と同様に取扱うのは、如何かという氣持であつた。

開戦直後和蘭政府は、日本が和蘭と緊密不可分の關係にある米英両国に対し戦端を開いたので、日蘭間に戦争状態が存在するに至つ

たものと認める旨を通告して來たが、日本は前記決定に拘らず、後述の経緯もありこれを黙殺し、昭和十七年一月十一日日蘭軍間に戦争状態発生するに及び、翌十二日政府声明を發した。

〔開戦直後の対和蘭措置〕 これより先、開戦劈頭における作戦の予期以上の成功に鑑み、大本営政府はこの戦果を背景として、蘭印に対する所謂無血進駐の実現を企図し、十二月十三日次の如き施策を決定した。これは、全く開戦直後の状態に即応する措置であつた。

戦争の推移に伴ふ対蘭印戦争指導要領

情勢の進展を考慮し左記に準拠し成るべく武力を行使することなく既定計画に基づく進駐の目的を達成する如く努む

一、蘭印政庁に対し概ね左記条件を以て適宜本年末を目途として交渉を行ふに努む

1 蘭印は帝國に対し一切の敵対行為を放棄し帝國軍隊の蘭印要域に対する進駐に伴ふ紛争防止並に諸施設及資源破壊防止の措置を実行す

2 帝國は蘭印の現存行政機構を尊重し且つ一切の住民の生命財産を敵に保護す

二、作戦は交渉の推移に拘らず既定計画に拠り之を遂行す

但し交渉成立せば武力を行使することなく進駐するものとす

三、本交渉間和蘭と戦争状態に入れる旨の声明を行はず

四、本交渉に際しては将来に於ける蘭印の帰属其の他の取扱ひに就ては触れざるものとす

右工作は瑞西を通じて行われたが失敗に歸した。当初よりその成功の算は極めて少いものと予期していた。

第四章 大本營の作戰計画

〔陸海軍作戰計画の仕上げ〕 既に述べた如く、陸軍統帥部が真剣に対米・英・蘭作戰計画の策定に着手したのは昭和十五年末であつた。当初はマレー作戰計画、比島作戰計画というように、個々の地域毎の作戰計画を策定し、昭和十六年四月頃から、これが綜合計画の立案へと移行した。この間、陸海軍両統帥部の作戰幕僚の間には、終始緊密な連絡がとられ、又陸海軍合同の図上研究が行われたのは勿論である。かくして八月頃までに、陸海軍共に一応作戰計画を概成した。

陸軍統帥部は、九月三宅坂の陸海軍集会所において、作戰幕僚全員の詰切作業を一箇月に亘つて行い、右作戰計画に最後の検討を加えてこれを略々完成した。

作戰計画の概成に伴い、海軍側は九月に、陸軍側は十月に、それぞれ作戰計画に関する図上演習を実施した。

海軍側の図上演習は、九月十日から十三日までの四日間、聯合艦隊司令長官山本五十六海軍大將統裁の下に、聯合艦隊の各級指揮官及びその幕僚、並びに軍令部幕僚等が参加して海軍大学校で行われ、西部太平洋管制作戰（南方要域攻略作戰）とハワイ方面奇襲作戰の二つが研究せられた。

陸軍側の図上演習は、十月一日から五日までの五日間、塚田參謀次長統裁の下に陸軍大学校で行われた。この演習は、南方作戰のため編成を予定されている各軍の參謀長及び參謀の要員並びに參謀本部の作戰幕僚が参加し、開戦初期の南方要域の攻略作戰を研究した。右海軍側の演習には參謀本部の作戰幕僚、陸軍側の演習には軍令部の作戰幕僚が、それぞれ参加又は見学した。

以上の如くにして、陸海軍統帥部は十月末までにそれぞれ作戰計

画を決定し、且つ南方作戰のための陸海軍中央協定を協定した。杉山參謀総長及び永野軍令部総長は、十一月三日及び五日の兩日、列立してこれらを上奏し、十一月五日その允裁を仰いだ。

〔御前兵棋〕 なお十一月十五日陸海軍統帥部は、御前において兵棋を行い、南方作戰計画の御説明を行つた。陸海軍大臣はこれに陪席した。

1 陸軍の作戰計画

大本營陸軍部の作戰計画は、南方作戰を主体とする計画であつて、大本營としての基本計画とこれに基く作戰軍の作戰計画とより成つていた。右作戰軍の作戰計画はその第一線各軍の計画にも及んでいる。

陸軍においては作戰軍の作戰計画——作戰要領と呼称——をその第一線各軍の作戰に至るまで、大本營において策定し、それを作戰軍に指示し、作戰軍をしてこれに準拠して作戰を指導せしめられた。作戰軍としては、大本營より指示せられた作戰要領に準拠し、独自の作戰要領を樹立することは勿論であつた。

〔帝國陸軍全般作戰計画〕 大本營陸軍部の基本計画の大意は次の通りである。

帝國陸軍全般作戰計画の大意

其の一 南方作戰

一、作戰目的

南方作戰の目的は東亞に於ける米國、英國次で蘭印の主要なる根拠を覆滅し南方の要域を占領確保するに在り。

本作戰に依り占領を企図する範圍は比律賓、瓦無島、香港、英

領馬來、緬甸、爪哇、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ビスマルク諸島、蘭領チモール等とす

二、作戰方針

陸海軍緊密なる協同の下に比律賓及英領馬來に同時に作戰を開始し、勉めて短期間に作戰目的を完遂す

三、作戰指導要領

(1) 馬來に対する先遣兵団の上陸と比律賓に対する空襲とを以て作戰を開始し、続いて航空作戰の成果を利用し主力を以て先ず比律賓に次で馬來に上陸せしめ速に比律賓及馬來を攻略す別に作戰の初期瓦無島、香港及英領ボルネオの要地を占領し又泰國及印度支那の安定を確保す

以上の間成るべく速かにビスマルク諸島、蘭領ボルネオ、セレベス等の要地を次で馬來作戰の進捗に伴ひ南部スマトラの要地を占領し爪哇に対する作戰を準備すると共に資源要域を確保すモルッカ群島及チモールの要地を占領す

(2) 対爪哇航空基地の整備に伴ひ敵航空勢力を制圧し爪哇を攻略す又新嘉坡占領後適時北部スマトラの要域を占領す

(3) 以上の作戰中米國主力艦隊の行動に応じ聯合艦隊が遂撃配備に転換する場合或は蘇國の參戰等あるも比律賓及馬來作戰は継続遂行し為し得る限り速かに既定作戰目的の完遂を図る

(4) 以上の間機を見て南部緬甸の航空基地等を奪取し尚作戰概ね一段落し狀況之を許す限り緬甸處理の爲の作戰を実施す

(5) 上陸作戰は敵陸海空軍の攻撃を排除して行ふ敵前上陸を本則とす

(6) 作戰準備間英軍我に先ち泰國に侵入せる場合の作戰は機を失せず一部を以て陸路及海路より泰國に進入しバンコックを確保すると共に勉めて南方に航空基地を獲得す

右の場合先遣兵団集合点出發後に在りては既定計画に基き作

戰を遂行し出發前に在りては先遣兵団主力の上陸を延期し航空作戰の成果を俟つて之を強行す

(7) 作戰準備間敵の先制攻撃を受けたる場合の作戰は所在部隊を以て機宜之を遂撃す又作戰開始の命令發令後に於ては速時進攻作戰を開始す

四、使用兵力

本作戰に使用する陸軍兵力は師団十一箇、戰車聯隊九箇、飛行集團二箇、其の他所要の軍直轄部隊を基幹とし其の兵団区分並に使用方面を左の如く予定す

南方軍

- 第十四軍 二箇師団を基幹とし比律賓方面に作戰す
- 第十五軍 二箇師団を基幹とし泰及緬甸方面に作戰す
- 第十六軍 三箇師団（内二箇師団は他の作戰終了後転用するもの）を基幹とし蘭印方面に作戰す
- 第二十五軍 四箇師団を基幹とし馬來方面に作戰す
- 南方軍直轄 師団混成旅団各一箇、飛行集團二箇を基幹とす

第二十三軍（支那派遣軍隷下）一箇師団を基幹とするものを以て香港方面に作戰す

南海支隊（大本營直轄）歩兵三箇大隊を基幹とし瓦無島、ビスマルク諸島等に作戰す

五、作戰開始

- 1 作戰開始日（作戰第一日）は別に定む
- 2 作戰は作戰第一日馬來に対する急襲上陸（狀況に依り先制空襲）並比律賓に対する先制空襲を以て開始す
- 3 天候の障礙等に依り作戰第一日に比律賓及英領馬來方面共

に空襲を実施し得ざる場合に於ても馬來方面急襲上陸は之を敢行し比律賓方面先遣隊の上陸は同方面に於ける航空作戦の開始日に応じ之を繰下ぐるものとす

4 香港に対する攻撃は馬來の上陸又は空襲を確認したる後又グワム島に対する攻撃は比律賓等対米空襲を確認したる後開始す

5 作戦第一日に先だち敵の真面目なる先制攻撃を受けたる場合の進攻作戦は作戦開始の大命発令後に於ては適時之を開始し其の発令前に於ては別命に依るものとす

六、作戦要領

1 對比律賓作戦

比律賓に対する作戦目的は比律賓に於ける敵を撃破して其の主要なる根拠を覆滅するに在り

開戦劈頭陸海軍航空部隊は協同して台湾及パラオ方面並に海上より比律賓方面敵航空勢力艦艇等を空襲す海軍部隊を以てバタン島を急襲し速かに飛行場を整備す

先遣部隊は比律賓に対する航空第一撃の前日夕以降其の集合点を發し陸海軍協同してアバリ、ビガン（次でラオアグ）レガスピー及ダバオ附近に上陸し先づ航空基地を占領整備し次で為し得る限り速にホロ島を占領し航空基地を整備す

陸海軍航空部隊は右に伴ひ航空基地を推進して航空作戦を続行し其の成果を利用し第三艦隊を基幹とする部隊護衛の下に遅くも作戦第十五日頃迄に第十四軍主力を以てリンガエン湾附近に一部を以てラモン湾附近に上陸を開始し速にマニラを攻略し引続き群島内の要地を占領す

軍主力の上陸後適時混成一旅団を呂宋島に進め又概ね作戦目的を達成せば第四十八師団を蘭領印度攻略兵団としてマニラ附近に集結す

2 対英領馬來作戦

英領馬來に対する作戦目的は同方面の敵を撃破して其の要地特に新嘉坡を攻略し東亜に於ける英國の根拠を覆滅するに在り

第二十五軍第三飛行集團及南遣艦隊を基幹とする部隊は其の先遣兵団を以て作戦第一日バンドン、ナコン、シンゴラ、パタニー附近に奇襲上陸して速に航空基地を占領整備す又陸海軍航空部隊は作戦第一日以以降南部印度支那方面より主として英領馬來方面の敵航空勢力艦艇を先制空襲す

万一英國側の警戒嚴重となり英軍の有力なる艦艇等がシャム湾に出没し上陸の可能性少しと認めらるる場合に於ては陸海軍航空部隊は協同して作戦第一日以以降航空勢力、艦艇を攻撃すると共に先遣兵団は努めて少数の奇襲部隊を以て印度支那西海岸より發進し作戦第一日正午頃努めて穩密に泊地に侵入しナコン及要すればシンゴラ、パタニー附近に奇襲上陸して速に航空基地を占領整備するに努め又先遣兵団の主力は作戦第二日以以降上陸を開始して奇襲部隊の戦果を拡張す

コタバルに対する上陸は先遣兵団の上陸後護衛及航空基地整備の状況之を許す限り成るべく速に之を行ふ。但し状況に依り關係指揮官協議の上努めて少数の部隊を以て先遣兵団主力の上陸と同時に急襲上陸することあるを予期す

第十四軍主力部隊を護衛せる艦隊の一部回航を待つて第二十五軍の主力を逐次南部泰に上陸せしめて馬來上陸先遣兵団の戦果を拡張し速に新嘉坡を攻略す作戦の進展に伴ひ機を見て一兵団を努めて南方に於て馬來東岸に上陸せしむ

3 対英領ボルネオ作戦

英領ボルネオに対する作戦目的は資源要域航空基地を占領確保するに在り

開戦初頭南方軍直轄の一部を以てミリを急襲占領し資源要域並に航空基地を獲得す

ミリを占領せば引続きクチンを占領して航空基地を獲得整備し海軍航空部隊を推進す

4 対香港作戰

香港に対する作戰目的は敵を撃破して香港を攻略するに在り第二十三軍の一兵团及第二遣支艦隊を基幹とする部隊を以て馬來方面に対する先遣兵团の上陸又は空襲を確認したる後作戰を開始し先づ所在敵艦艇を撃滅すると共に九竜半島に於ける敵陣地を突破したる後香港島を攻略す

香港攻略が完了せば該兵团は蘭領印度改略兵团として同地附近に集結す

5 対瓦無島及ビスマルク諸島作戰

瓦無島及ビスマルク諸島に対する作戰目的は先づ瓦無島を攻略し次でビスマルク諸島の航空基地を占領して南洋群島方面に対する敵の脅威を封殺するに在り

南海支隊及第四艦隊を基幹とする部隊は作戦初頭瓦無島を攻略し次で南海支隊は瓦無島の守備を陸戦隊と交代し機を見て陸海軍協同してラバウルを占領し航空基地を獲得す

爾後南海支隊は成る可く速に同地の守備を陸戦隊と交代してパラオ附近に転進す

6 対蘭領印度作戰

蘭領印度に対する作戰目的は蘭領印度に於ける敵を撃破して其の根拠を攻略し併せて資源要域を占領確保するに在り

比律賓作戰間陸海軍協同して成るべく速に第十六軍の一部を以て先づタラカンを次で比律賓作戰及馬來作戰の状況に応じ逐次パリックパン、パンジュエルマシンを右作戰間又は作戦終了後機を見てアンボン及クーパンを攻略し所要の航空基地

を整備すると共に資源要域を確保す

此の間海軍はタラカン攻略と概ね同時に单独にて先づメナドを次でケンダリー、マカッサルを占領確保す

又タラカン及アンボンは該方面作戰一段落毎に成るべく速に海軍之を交代守備す

別に第十六軍の一部を以て英領馬來に対する作戰の進展に伴ひ機を見てパンカ島の要地及バレンバンを占領し航空基地を整備すると共に資源要域を確保す

航空基地の整備に伴ひ爪哇方面敵航空勢力を制圧したる後第十六軍主力を以てバタビヤ附近西部爪哇に又比島方面より転用の一兵团を以てスラバヤ附近東部爪哇に上陸し速にバタビヤ、バンドン、スラバヤを占領し引続き爪哇の要域を裁定す新嘉坡占領後マラッカ海峡を制圧し得るに至らば第二十五軍の一部を以て適時馬來半島西海岸海面よりメダン附近に上陸しアチー地方の要域を次で機を見てサバン島を占領す

7 対泰国及緬甸作戰

泰国及緬甸に対する初期作戰目的は泰国の安定を確保すると共に馬來方面の作戰を容易ならしめ併せて緬甸に対する爾後の作戰を準備するに在り

開戦初頭第十五軍は一部を以て南部印度支那より陸路及海路中部及南部泰に進入し同方面の要地を確保すると共に一部を以てヴィクトリアポイント附近を占領す

第十五軍主力の内一兵团は開戦直後印度支那を出発し主として陸路より又別の一兵团は開戦後北支那港灣を出発し概ね作戰第四十日頃より夫々逐次バンコック附近に前進し泰国内の要地を占領す

第十五軍主力の到着に伴ひ第二十五軍の一部は成るべく速に陸路及海路其の主力方面に転進せしむ第十五軍は一部を以て

機を見てモールメン等の航空基地を占領す

- 8 別に南方軍直轄の一兵団は第十五軍の後続兵団に相次で北支那港灣を出發印度支那に到り同方面の安定確保に任じ特に支那軍の進入に対し警戒す

七、航空作戦の大綱

(1) 作戰方針

陸軍航空部隊は海軍航空部隊と協同し開戦劈頭敵航空基地を先制空襲し制空権を獲得して上陸軍の上陸作戦を容易ならしめたる後地上作戦に協力す

(2) 要 領

- (イ) 陸軍航空作戦の重点は馬來方面とす
(ロ) 開戦時に於ける航空基地を事前に左の如く推進す

比島に対し 台灣南部

馬來に対し 南部印度支那

- (ハ) 航空進攻作戦は地上軍の上陸開始日(X日)より開始す但しX日以前に敵の真面目なる攻撃を受けたる場合は海軍と協同し適時進攻を開始す

又敵航空機の我が重要基地及船団等に対し反覆偵察を行ふが如き場合は之を撃墜す

- (ニ) 上陸軍の船団上空掩護は主として陸軍航空の担任とし
-1日及X-2日之に任ず

- (ホ) 航空進攻作戦はX日払暁を期し敵主要基地を一挙に奇襲し其の活動を封殺し上陸軍の行動を容易ならしむ

之が為攻撃の重点を敵の爆撃機就中雷撃機所在飛行場に指向す

- (ヘ) 上陸軍の上陸後速かに基地を敵地に推進して密に地上作戦に協力す

之が為地上勤務部隊の約半部を第一次上陸部隊と同行せし

め飛行場の占領整備に任ぜしむ

(3) 兵力部署

- (イ) 第三飛行集団(第五飛行集団の戦闘、輕爆、重爆各一戦隊を屬し、戦闘戦隊五、輕爆戦隊四、重爆戦隊四、偵察戦隊一基幹)は先ず南支那及北部印度支那に中間展開して昆明作戦を陽動したる後開戦直前南部印度支那に躍進展開し

台灣に於ける第二十五軍先遣兵団の船団掩護に任じ次でX日主力を以て馬來北部一部を以て泰南部の航空基地を先制空襲し上陸作戦を容易ならしむ
爾後成るべく速かに主力を以て馬來一部を以て泰に躍進し航空撃滅戦を続行しつつ地上作戦に直接協力す

- (ロ) 第五飛行集団(戦闘、輕爆、重爆各一戦隊を欠き戦闘戦隊一、輕爆戦隊二、重爆戦隊一、偵察戦隊一基幹)は南部

台灣に展開し海軍航空部隊と協同して北緯十六度以北の呂宋島の航空基地を先制空襲して上陸作戦を容易ならしむ
爾後第十四軍主力船団の掩護に任ずると共に成るべく速かに主力を以て呂宋島に躍進し航空撃滅戦を続行しつつ地上

作戦に直接協力す
開戦直前戦闘一箇戦隊を増加す

ハ、兵站の大綱

- 1 南部仏印を南方作戦全般の兵站主地、台灣を中継補給基地
広東地区を補助中継補給基地とす

- 2 南方所要兵站部隊は滿洲に在る部隊の転用を主とし支那に在るものは全般予備とし転用を避けて之を控置す

- 3 国軍保有戦力の大部を南方作戦に投入する主旨に基き内地、滿洲に在る作戰用資材を抽出して南方作戦に充当し南方軍所要の一会戦分を第一次として上陸作戰輸送と同時に又は之に膚接して發送す

4 国軍補給の重点を南方に指向し満洲、支那を資材的に補給源となし支那に於ては特に現地自給施策の徹底強化を図る

其二 南方作戰發動に伴ふ對支作戰

一、作戰方針

支那に対しては帝国海軍と協同し概ね現在の態勢を保持すると共に支那に於ける米英等敵側諸勢力を掃滅して政謀略と相俟ち對敵圧迫に努め蔣政權の屈伏を期す

二、作戰指導要領

(1) 概ね現占拠地域たる西蘇尼特王^{ツェン}府(筆者註、張家口西北方約二〇〇軒)、百靈廟、安北、黃河、黃河氾水地域、盧州、蕪湖、杭州の線以東の地域及寧波附近の確保安定を期し特に先づ蒙疆地方、北部山西省、河北省及び山東省の各要域並に上海、南京、杭州間の地域の迅速なる治安の恢復を図る

(2) 漢口より下流の楊子江の交通を確保し武漢三鎮及九江を根拠として敵の抗戦力を破潰するに努む其の作戰地域は概ね九江、信陽、安陸より下流の漢水、岳州、南昌の間とす

(3) 広東附近、汕頭附近及北部海南島の各要地を占拠す
広東附近の作戰地域は概ね惠州、從化、清遠、北江及び三水より下流西江の間とす

(4) 速かに對支交戦權を行使し米英等敵側諸国の在支勢力を掃滅し特に其の租界及權益を接収す

(5) 特に対敵封鎖を強化す

(6) 重要国防資源地域を確保し我戦力の培養に努む

(7) 南方作戰發動後北方に於て露国と開戦の顧慮あるに至らば適時所要の兵力を陸路及海路滿洲方面に転用す

兵力の転用に伴ひ北支那及武漢地区の各一部の占拠地域を整理して所要の地域を確保し敵勢力の抬頭を防止す

其三 南方作戰發動に伴ふ對露作戰

露国に対しては概ね現態勢を以て警戒を厳にし且作戰準備を強化して極力戦争の發生を防止すると共に米露の極東に於ける軍事的提携を阻止するに努む

又情勢の変化を察して適時所要の措置を講じ警戒の万全を期す
北方に於て米露が提携し或は露軍単独にて我に挑戦し來る場合に於ては機を失せず支那及内地方面より所要の兵団を転用し速かに極東露領の敵航空勢力を撃破すると共に爾後の攻撃を準備し次で成るべく速かに烏蘇里方面の敵を撃破して同地方の要域を占領す
右作戰遂行後に於ける作戰は當時の状況に依るも状況之を許すに至れば黒竜方面の敵を撃破して極東露領の要域を占領確保す
又適時北樺太及勘察加方面の要地を占領す

(陸軍最大関心事——マレー上陸作戰) 右作戰計画において、陸軍が最大の関心を寄せたのは、開戦劈頭のマレー上陸作戰である。而して計画によれば、マレーに對する第二十五軍先遣兵団の上陸と比島に對する空襲とは、同時に実施することになっている。即ち開戦劈頭マレーに對し奇襲的に上陸作戰を敢行せんとするのである。これは陸海軍間の難問題であつて、その細部の実施要領については、開戦直前まで決定が留保せられた。

即ちマレー東北岸のシンゴラ附近に對し上陸作戰を行う場合、これが航空協力約五〇〇軒遠隔した南部仏印の我航空基地より発進するわけであり、戦闘機の航続距離の關係上その協力には多大の制限を受けた。これに反し、シンガポールには既に英軍の優秀戦闘機スピットファイヤー及び雷撃機が到着していた。この場合上陸作戰の原則たる奇襲効果を重視して、航空撃滅戦の開始と先遣兵団の上陸とを同時に行う(當時この案を甲案と稱した)のを有利としたが、開戦までにマレーの敵航空兵力が更に増強せられる場合には、我方に多大の危険を伴うことになる。危険ありとすれば、開戦劈頭の奇襲上陸は先遣兵団の一部に止め、寧ろ先ず航空撃滅戦を行い、

その成果を俟つて先遣兵团主力の上陸を行う(当時この案を乙案と称した)ことが必要である。

〔甲案決定と小沢海軍中将〕 陸軍統帥部は甲案を希望したが、海軍統帥部はかかる危険を伴う案では、艦隊が大なる損害を蒙る虞れがあるから、遽かに同意出来ないことであつた。そこで大本営としては甲案及び乙案の両案を準備し、陸軍統帥部においては、作戰幕僚辻政信中佐を仏印の第二十五軍参謀に転出させ、現地につきこれを検討せしめた。十一月末第二十五軍は甲案によるべき意見の答申があり、大本営は十二月三日最終的に甲案によるべき旨を現地陸海軍最高指揮官に指示した。

甲案に決定するについては、この上陸作戰に協同する現地海軍指揮官たる南遣艦隊司令長官小沢治三郎海軍中将が「乃公は全滅を賭してもやる」という金鉄の一言によつて、問題を一決に導いたものであつた。

2 海軍の作戰計画

〔帝國海軍作戰方針〕 大本営海軍部の対米英蘭支作戰計画の概要は次の通りである。聯合艦隊はこれに基き詳細な作戰計画を策定した。

帝國海軍作戰方針の概要

一、作戰方針大綱

支那沿岸及楊子江水域の制圧を続行すると共に速かに在東洋敵艦隊及航空兵力を撃滅して南方要域を占領確保し持久不敗態勢を確立し此の間敵艦隊来攻せば之を邀撃撃滅し以て敵の戦意を破砕せんとす

二、作戰指導要領

(一) 第一段作戰

(1) 開戦劈頭第十一航空艦隊を以て陸軍と協同し比島及馬米

に対する先制空襲に引き続き該方面の航空作戰に任ぜしむ
(2) 右と時を同じくして第一航空艦隊司令長官の率ゆる航空母艦六隻を基幹とする機動部隊を以て布哇在泊中の米主力艦隊を空襲す

右機動部隊は千島にて補給の上開戦十数日前内地を進発布哇北方より近接し日出一、二時間前オアフ島の北方約二〇〇哩附近にて全搭載機約四〇〇機を發進せしめ碇泊中の航空母艦艦並に所在航空機を目標として奇襲攻撃す
機動部隊は奇襲攻撃後直に撤退し補給修理の上下洋群島の防備又は攻略作戰の支援に任ず

(3) 第二艦隊を基幹とする部隊は開戦初頭より比律賓周辺の海面及南支那海に於て航空部隊の索敵と相俟ち、敵艦艇を索めて之を撃滅し東亜の海面を制圧し陸軍攻略兵团の海上輸送を安全ならしむ

(4) 第三艦隊に第二艦隊の二個水雷戦隊を加へたる部隊を以て比島攻略兵团の輸送護衛並に其の上陸掩護に任じ又南遣艦隊に第一艦隊の約一個水雷戦隊を加へたる部隊を以て馬來攻略兵团の輸送護衛並に上陸掩護に任ず

但し馬來攻略兵团主力の輸送並に上陸掩護に當りては比島攻略兵团の護衛に従事したる艦艇若干を南遣艦隊に転用す次でボルネオ、セレベスの基地等の攻略に當りては護衛に必要な兵力を逐次比島及馬來方面より融通す

爪哇攻略兵团の護送並に上陸掩護は主として第三艦隊を基幹とする部隊之に任ず

(5) 香港攻略には第二遣支艦隊を基幹とする部隊を以て之に協力す

(6) 瓦無及ラバウルの攻略に當りては第四艦隊を基幹とする部隊を以て攻略支隊の輸送並に護衛に任ず又第四艦隊の一

部は海軍陸戰隊を以て開戦初頭ウェーキ島を占領す

- (7) 第六艦隊は開戦数日前より布哇の監視任務に就き布哇在泊艦隊の動靜偵知に努め其の成果を機動部隊に通知すると共に敵艦隊の出港に當りては之が奇襲触接等に努む

聯合艦隊直屬の二個潜水艦隊は開戦直前より比島及新嘉坡方面に配備し敵艦艇の奇襲攻撃に任ず

- (8) 第五艦隊を基幹とする部隊は本邦東方海面の哨戒に任じ敵の奇襲に備ふると共に小笠原群島方面の防備並に海上交通線の保護に任ず

- (9) 各鎮守府要港部隊は各但任区域の要地防備並に海上交通線の保護に任ず

- (10) 第一段作戰中若し米國主力艦隊が来航せば第三艦隊及南遣艦隊を除く聯合艦隊の大部を挙げて之を邀撃撃滅す但し敵艦隊の来航が馬來攻略軍主力の上陸前の場合に於ては必要なる護衛艦艇を同方面に残して之が護衛並に上陸掩護に任ぜしむ

(二) 第二段作戰

- 1 攻略作戰終了せば第一第二艦隊は成るべく速に内地に帰還し補給修理を行ひ敵艦隊の出撃に備へ第三艦隊は比律賓及蘭印方面の防備に南遣艦隊は新嘉坡及スマトラ方面の防備に任ず

第四第五艦隊の任務は第一段作戰に同じ

- 2 長期戦に伴ふ海上交通線の保護に関しては内戦部隊の外第三艦隊、南遣艦隊及聯合艦隊の水雷戦隊の大部を以て内地沿岸、日本海、黄海、東支那海等の海上交通路を確保する外南方地域と帝國との間の海上交通線の確保に任ず

又敵の企図する通商破壊戦を困難ならしむる為敵が潜水艦基地として利用することあるべき濠洲北部ニューギニヤ其

の他南太平洋諸島に在る敵前進基地の奇襲破壊に努む
敵の通商破壊の爲には潜水部隊の一部及特設巡洋艦等を米國西岸南太平洋及印度洋方面に派遣し米西岸の通商、布哇の後方連絡並に印度濠洲と米及英本國との交通線破壊に努む

(三) 対米英蘭作戰中露國と開戦する場合の作戰

- (1) 南方に対する第一段作戰終了後露國との間に開戦に至りたる場合に於ては略々昭和十六年度作戰計畫に準じて對露作戰を遂行す

但し第六艦隊は以然米主力艦隊の監視を継続し基地航空部隊の一部は南洋群島方面に展開し南洋群島の防備、哨戒、敵情偵察等に任ず

又水上艦艇は米艦隊の動靜に應じ直に太平洋方面に出撃する準備に遺憾なからしむ

- (2) 南方攻略作戰の途中露國との間に開戦に至りたる場合には主として第五艦隊及内戦部隊を以て先づ守勢を執り専ら本邦沿岸の海上交通線の保護並に要地の防空に努め南方作戰の情況之を許すに至り次第輕快部隊及航空部隊の一部を對露作戰に転用し逐次積極作戰に転ず

〔海軍最大の関心事——真珠灣攻撃〕 開戦にあたり日本海軍が最大の関心を寄せたのは、飛行機と特殊潜航艇とを以て敢行した真珠灣奇襲作戰であつた。

元來ハワイ方面に在る米國主力艦隊を、開戦初頭に攻撃するといふ構想は、早くから日本海軍にあつた。然しそれは潜水艦を以て行う小規模のものであつた。その後航空母艦の発達に伴い、航空奇襲の考えが抬頭し、これが大規模な実施に着眼したのは、聯合艦隊司令長官山本五十六海軍大將であつた。

軍令部においては、多年研究されて來た邀撃作戰の構想があり、

ハワイ方面に対しては潜水艦を以てする監視奇襲は考えられていたが、航空攻撃は計画せられていなかった。

昭和十六年八月情勢緊迫し、聯合艦隊においても具体的作戦計画の研究進捗に伴い、山本聯合艦隊司令長官は正式にハワイ攻撃に関する策案の採用方を軍令部に申し出た。

当時大本営海軍部としては、南方作戦のための航空兵力の不足に悩んでおり、必成を期すべき南方要域攻略作戦に必要な海軍航空兵力を配当するため、ハワイ航空奇襲作戦のような投機作戦に殆んど全部の母艦航空兵力を充当することは、直ちに採用し得ないことであつた。

そこで既に述べた如く、九月中旬の海軍大学校における図上演習においても、少数の関係者のみを以て別室で秘密裡にハワイ奇襲作戦が研究せられ、演習の終了日たる九月十三日その研究会が行われた。その結果は、米国主力艦隊がハワイに在泊する公算は二分の一で極めて投機的な作戦であり、米国の警戒度によつては強襲となる。ただハワイの北方には米側の索敵警戒の及ばない範囲があり得るので、ここからつけ込むのが唯一の方策である。成果は奇襲が成立して最も成功した場合、在泊主要艦の約三分の二を撃沈し得るが、日本側も航空母艦二、三隻を喪失するであろうという判決であつた。

ハワイ方面奇襲作戦の難点は、第一に米国の索敵警戒網に見えらるることなく奇襲し得るや否や、第二に約十二日間を要する進出途上の補給が、天候の関係で極めて困難且つ不安定であること、第三に幸運にも発見せられずにハワイに接近し得たとしても、米主力艦隊が在泊しているか出動しているかを予測し得ないこと等がその主なるもので、その外に攻撃技術上にも難点があつた。即ち真珠湾の水深が浅く日本の当時の航空魚雷を使用出来ないこと、及び主力艦に致命的打撃を与え得る大型徹甲爆弾の不足等である。

かくして遂かに結論を出し得ないので、更に研究を続けることとした。

〔ハワイ奇襲の策案採用〕 その後陸海軍統帥部の作戦協定が進み、陸軍が満洲から相當の航空兵力を抽出してマレー作戦に参加させることとなり、これによつてマレー、比島の同作戦とも航空の絶対優勢を保持し得る用途がたち、従つて南方の上陸作戦に母艦航空兵力を充当する必要度が減するに至つた。ここにおいて大本営海軍部は始めてハワイ奇襲の策案を採用することに決した。

十月二十日に至り、海軍の前記「帝國海軍作戦方針」が内定し、同二十九日聯合艦隊にこれが内示せられた。その中にハワイ攻撃の条項が含まれてゐることは、既に述べた通りである。但し當時は、まだ開戦時期が明かでなく、一方南方における米英航空兵力は逐次増勢せられつつある状況で、南方作戦用の航空兵力を更に増強しなければならぬ場合も予想せられたので、ハワイ方面に使用すべき機動部隊の兵力量は保留せられていた。然るに十一月初頭廟議の決定に伴い、十一月三日永野軍令部総長は上京した山本聯合艦隊司令長官に対し、「帝國海軍作戦方針」を指示し、この機会に、ハワイ作戦に関し、使用し得る航空母艦六隻の全力を以て開戦劈頭米主力艦隊を奇襲すべきことを指示した。

次に特殊潜航艇(當時は秘匿のため甲標的と称した)を以て、開戦とともに真珠湾内に侵入して米国艦隊を攻撃するという着想は、昭和十六年八月頃特殊潜航艇の訓練部隊において生れたものであつた。元來この特殊潜航艇は母艦に搭載し、洋上艦隊決戦の際、母艦の艦尾から滑り卸して魚雷のように発進させ、敵艦隊に肉薄必中攻撃を行うため昭和十五年より考案せられたのである。

海軍統帥部は右着想を採用することとし、潜水艦の上甲板に搭載して潜航接近し、港外からこれを放つて湾内に侵入させる案を得た。かくしてこの攻撃法を航空攻撃と併用することとなつたのであ

る。

〔機密保持〕 開戦にあたり、日本海軍が真珠湾を攻撃する企図を以て研究中であることを、陸軍側が知つたのは昭和十六年八月であつた。これは軍令部作戦課から参謀本部作戦課に極秘裡に通報せられたもので、開戦当時における海軍の劣勢を補うためには最良の方

第五章 開戦時の日本陸海軍

1 陸軍兵備

〔兵備拡充の過程〕 日本陸軍は満洲事変前にあつては、平時兵力一七箇師団、戦時兵力三〇箇師団基幹であつて、その装備において列強の軍備に遠く及ばないのみならず、国内の軍需補給力も甚だ貧弱で到底東亜の安定勢力たる日本の国防上の安全感を確保し得る軍備とはいひ難いものがあつた。

昭和六年満洲事変の勃発と共産ソ連の勃興、特にその軍備の大拡張に伴い、日本陸軍もまた兵備を拡充整備する必要に直面し、昭和十一、二年頃に至り、所謂国防国家の建設を標榜して、重要産業の拡充と相俟つて軍備の画期的充実を推進せんとした。

然るに当時の日本の国情特に国家財政の実情は、陸軍統帥部の要望するが如き軍備充実の実現を極めて困難ならしめていた。偶々昭和十二年七月支那事変が勃発し、逐次戦面が拡大すると共に対ソ戦備強化の必要も増大し、日本は好むと好まざるとに拘らず、一は以て支那事変の速かな解決を企図し、一は以て対ソ安全感を確保するために、逐次に陸軍兵備の拡充を実施して来た。

昭和十二年より大東亜戦争開戦に至るまでにおける師団及び航空部隊並びに陸軍総人員の増強推移は、第六、第七、第八表の通りである。

法なること及び絶対に秘密を保持せられたき旨が伝えられた。陸軍統帥部は海軍側の苦心の存するところを十分諒解し、何等の意見を述べなかつた。陸軍側でこの作戦を知つていた者は、参謀総長及び次長以下作戦関係の主要幕僚の極めて少数と、陸軍省首脳のみであつた。

〔南方作戦兵備〕 以上の如く陸軍兵備は増強せられたが、この兵備を以てしても、中国においては武力戦により敵に決定的打撃を与え得ないのみならず、満洲においては極東ソ軍に対し、概ね三分の一の戦力比を維持するに過ぎなかつた。

この陸軍兵備の拡充は、既に述べた如く、その狙いは支那事変の遂行と対ソ防衛の強化とにあつたのであつて対米英蘭開戦にあつては、その一部を急遽南方に転用充当したに過ぎなかつたのである。

既に述べた如く、南方作戦に充當せらるべき陸軍兵力は、右総兵力のうち、地上一師団基幹及び航空六六中隊（第一線機約七〇〇機）総人員約四〇万である。

これら南方作戦に充當すべき地上部隊に対しては、上陸作戦と熱地作戦の遂行を容易ならしめるため、急遽編制装備の改変を実施した。その主なる事項は、馬匹編制より自動車及び自転車の混合編制への改編であつた。南部泰に上陸してシンガポールに突進すべき第五師団、又はリンガエン湾に上陸してマニラに殺到すべき第四十八師団等は、一部の自転車を交え完全に自動車化せられ、著しく機動性を増強した。

又航空部隊に関しては、飛行部隊の空中機動を容易ならしめるための航空路聯隊、洋上を随時機動して補給修理を容易ならしめるた

めの船舶航空廠等を新設し、大陸作戰より海洋作戰への転換に即応せしめた。

2 陸軍作戰資材の整備及び軍需工業

既に述べた如く日本陸軍は、滿洲事変を経て昭和十一年、二年頃に至り、漸く現代的兵備の充実に着手せんとした。然るに当時における日本の軍需工業力は、輕工業本位の国家産業と相俟ち、ただに有事の日に備え難いのみならず、平時企圖する兵備の近代裝備化にさえ十分追隨し得ない実情であつた。滿洲事変發生当時陸軍の軍需生産は、陸軍造兵廠下の四工廠、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衛生材料廠等の主として官立製造官衙によつて行われ、一部の彈藥及び航空機の生産は民間工場を利用し、これらは總計年額約一億円前後の整備を実施していたに過ぎなかつた。

そこで陸軍は、重要産業拡充計画の推進を図ると共に、昭和十二年春、兵器を主体とする軍需品製造工業五年計画を樹て、造兵廠の拡充整備と民間軍需工業力の画期的培養に着手した。然るに突発した支那事變の拡大に伴い、遂に昭和十二年九月末軍需工業動員法の發動を、次いで翌年三月国家總動員法の制定及びこれが逐次の發動を見るに至り、爾後右軍需品製造工業拡充五年計画なる平時的培養方策は、軍需動員乃至總動員という戰時形態を以てする軍需品の急速調達に切換えられたのである。

〔軍需整備三箇年計画〕 昭和十四年に入り、支那事變の長期持久化に伴い、陸軍は爾後における支那事變遂行のための補給と、軍需の充実に即応するため、陸軍軍需整備の三箇年計画を立案し、昭和十五年乃至十七年に亘る計画的整備に着手した。その内容は、三箇年分を合し概ね對華補給割當四〇%、軍備充實割當六〇%と予定し、総額約一〇〇億円であつた。

又昭和十五年四月、陸軍兵器本部を設け地上兵器の研究、整備、

第六表

至昭和十二年 昭和十六年		師団數増強一覽表				
備考	計	配置				
		内地	朝鮮	滿洲	支那	計
(1) 本表の數は、昭和十二年より同十五年に至る間は年末の、昭和十六年は開戦前に於ける師団の數を示す (2) 師団數は本表の如く推移したがその裝備は逐次低下した。 (3) 本表の外騎兵集團一箇がある。	二四	三	五	一六	二四	二四
	三三	二	八	二四	三三	三三
	四二	七	九	三五	四二	四二
	五〇	二	二	三七	五〇	五〇
	五一	二	一三	三七	五一	五一

第七表

至昭和十二年 昭和十六年		陸軍航空兵力増強一覽表				
偵察	重爆	輕爆	戰闘	分科別		
				年度	昭和十二年	昭和十六年
三	九	三	三	昭和十二年	三	三
一三	一七	一六	二四	昭和十三年	一三	一三
一八	一九	二六	二六	昭和十四年	一八	一八
三〇	三三	二八	三三	昭和十五年	三〇	三〇
二九	三三	三三	三五	昭和十六年	二九	二九

備考	計				
	五	六	七	八	九
(1) 本表の数は毎年三月末に於ける中隊数を示す。但し昭和十六年は開戦前のものを示す。 (2) 中隊数は本表の如く推移したが、新設部隊が実際の戦力を具備するは概ね一箇年後である。					

第八表

科別	自昭和十二年					
	至昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	陸軍総人員一覽表
地上	九三〇,〇〇〇	一,一〇一,〇〇〇	一,一六六,〇〇〇	一,一六〇,〇〇〇	二,〇〇五,〇〇〇	
航空	三〇,〇〇〇	六八,〇〇〇	九八,〇〇〇	一〇六,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	
計	九六〇,〇〇〇	一,一六九,〇〇〇	一,二六四,〇〇〇	一二六六,〇〇〇	二,一五五,〇〇〇	
備考	本表の人員は概数である。					

補給を統一せしむると共に四造兵廠は逐次八造兵廠（内一は朝鮮、一は満洲に進出）に拡充せられ、陸軍需品廠、陸軍獸医材料廠の創立、千住製絨廠の改編等を見、軍管理の民間工場も逐年拡充せられるに至つた。なお航空については、特に整備の重点を指向し、陸軍航空工廠及び陸軍燃料廠等が設立せられた。但し航空工廠は試作を行方を立前とするもので、航空機の生産は依然民間工業に依存する方針に変化なかつた。

かくして昭和十五年末頃に至るや、我が軍需工業能力は、支那事変当面の消耗を補給しつつ、なお軍備の充実にも応じ得るに至り、大東亞戦争直前には概ね第九表の如き整備能力を保有した。更に昭和十七年十月兵器行政本部を創設し地上兵器の全業務を統一せしめ

第九表

種類	年 度		年 間 整 備 量		
	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度
陸軍用飛行機（機数）	約三,三〇〇	約五,三〇〇	約一〇,〇〇〇	約一〇,〇〇〇	約一〇,〇〇〇
戦車（輛数）	約一,三〇〇	約一,三〇〇	約一,三〇〇	約一,三〇〇	約一,三〇〇
地上弾薬（師団会戦分）	四三	五〇	五〇	五〇	五〇
爆弾（飛行団月分）	三	六	六	六	六
備考	本表の数量は資材の充當可能なる場合の整備能力で整備実数ではない。				

た。

3 教育訓練

〔特色、重点、実情〕 地上、航空 日本陸軍の教育訓練の準繩であつた軍隊教育令、陣中要務令、戦闘綱要、諸兵操典等の典範令は、本来大陸における対露（ソ）作戦を主とするもので、第一次世界大戦の教訓を摂取すると共に、日本軍の特性に合致せしめ、日本陸軍独特の練成方針を確立することに努められたもので、その特徴と認むべきものは次の如き点であつた。

- 一、積極果敢な機動戦の推奨
- 二、包圍殲滅戦主義の採用
- 三、夜間戦闘の徹底的奨励
- 四、下士官、兵に至る迄の独断応用能力の練磨
- 五、緊密な諸兵種協同の具現（各種火力の組織化）

六、近接戦闘の重視

満洲事変以前における錬成は、編制、装備、素質共に我と略々同等の敵を設想して、典範令の示すところに拠り、型の如く齊一な訓練が行われたが、満洲事変以後においては、予想戦場の変化に伴い、以上のほか訓練の重点を対ソ戦闘法に置き、次の如き課目を重視した。

一、堅固な縦深陣地帯の突破（特火点攻撃）

二、火力と白兵とを併用する夜間攻撃

三、広漠、不毛、極寒地の作戦

四、火力装備、機械化装備優秀な敵に対する戦闘

五、大河、湿地帯地域に於ける戦闘

右のような傾向は、支那事変勃発後においても何等変化なく、昭和十四年制定せられた作戦要務令（前記陣中要務令と戦闘綱要との一本化）もまた依然対ソ戦を対象として編纂せられたのである。

航空部隊は、偵察飛行隊をその発展の母体として、逐次に戦闘飛行隊、爆撃飛行隊が創設せられた。従つて当初は専ら地上作戦協力を目眼として教育訓練せられた。

然るに昭和十三、四年頃以来、航空用兵思想の発達、飛行機の進歩等に伴い、航空部隊の編制制度及び教育訓練に一大躍進を来した。即ち航空部隊は、対ソ作戦において、全局の作戦に最大の寄与を爲すのを主眼として、先ず制空権を獲得し、次いで地上作戦に直接協力することとなり、教育訓練の重点は、東亜大陸における航空撃滅戦に指向せられた。航空作戦綱要、各分科部隊の戦闘規範等の典範令は、この航空撃滅戦を準繩として編纂せられた。

而して劣勢なる航空部隊を以て如何にして優勢なる極東ソ空軍を撃破するかが最大の課題であつて、錬成の主なる着眼は次の諸点であつた。

一、統帥指揮の軽妙俊敏

二、企図秘匿と先制攻撃の必成

三、出動間隙の短縮による戦力の増大

四、攻撃目標に対する必達必中

五、随時随処に対する機動性の涵養

六、天候、気象、暗黒の克服

日本陸軍の主力は、満洲事変及び支那事変において、素質及び装備の劣つた敵軍を相手とする戦闘に慣れたため、勢いその装備及び訓練が低下するに至り、張鼓峯事件、ノモンハン事件等の国境紛争の戦闘において苦杯を嘗める結果となつた。これがため近代装備の充実したソ軍に対する訓練と装備の向上の必要が強調せられたが、支那事変の拡大に伴い陸軍の兵力は膨脹し、各級幹部及び兵を通じて、多数の予後備役召集者を包含するに至つたため、関特演以後一時精強を誇つた関東軍を除き全般的には訓練は却つて低調化した。

〔南方作戦準備——台湾軍研究部〕かかる状態において、陸軍は上陸作戦と熱地作戦とを特色とする南方作戦に直面したのである。陸軍統帥部における南方諸地域の軍情及び兵要地理の一般的調査収集は、昭和十五年夏以来極秘裡に実施せられていたが、南方作戦の具体的研究、調査、訓練等は、昭和十五年末頃より真剣に開始せられた。

大本営陸軍部は昭和十五年十月十二日上海附近に集結中の第五師団に対し、主として上陸作戦の訓練を実施すべきを命ずると共に、同年十二月六日南支那方面軍に対し、その隸下の近衛師団、第十八師団及び第四十八師団をして、熱地方面の作戦特に上陸作戦の訓練を実施せしむべきを指示した。それは南方作戦のための訓練に関する陸軍の最初の動きであつた。

次いで十二月中旬、現地における南方作戦研究の中核的機関として、台湾軍司令部内に台湾軍研究部が創設せられ、主として林義秀大佐及び辻政信中佐がこれに當つた。台湾軍研究部は南方作戦に直

接必要な次の如き事項の研究、調査、試験に任じた。

一、諸兵種部隊（概ね聯大隊以下）の南方作戦に於ける戦闘法（編制、装備に関する事項を含む）及陣中勤務

二、南方諸邦に於ける軍情、兵要地理の調査

三、南方作戦に伴う兵器、経理、給養、衛生防疫に関する事項
台湾軍研究部は、大本営及び関係官衙、学校又は南支那方面軍等と密に連絡して右業務に専念し、南方作戦に関する研究、訓練の促進に大いに寄与した。昭和十六年六月には、台湾軍研究部の主宰により、海南島において歩兵一大隊砲兵一中隊を基幹とする部隊の敵前上陸に引続く熱地の長距離機動演習が行われた。海南島を一周すると行程一、〇〇〇軒に及び、それは南部泰上陸よりシンガポールに到る機動距離に相当していた。この演習の研究結果に基き、辻中佐によつて「これさへ読めば勝てる」という参考書が編纂せられ、開戦にあたり乗船と同時に全南方作戦部隊將兵全部に配布せられた。

〔シンガポール攻略想定陸海軍合同演習〕 これより先、陸軍統帥部は昭和十六年三月九州において参謀旅行演習を行い、所要の参謀要員に対し主として上陸作戦に関する作戦訓練を実施し、次いで三月下旬より四月上旬に亘り、大本営の統裁の下に南方作戦を想定して大規模な陸海軍合同演習が行われた。この演習のため陸軍においては演習軍司令部が特設せられ、上海において上陸作戦の訓練に専念中の第五師団、満洲駐屯の第五飛行集団及び所要の船舶部隊が演習部隊となり、海軍においては聯合艦隊主力が演習に参加した。演習の構想は、楊子江河口の舟山列島より出発した上陸作戦軍が、空海軍護衛の下に敵の空海勢力の攻撃を破挫しつつ、東支那海を航行し、北九州に敵前上陸して佐世保要塞の攻略を行うということであつた。

これはマレー上陸作戦に引き続くシンガポール攻略を想定した演

習で、実兵を以てする上陸作戦演習としては画期的なものであつた。渡洋上陸作戦における輸送船団の至敵なる対空対潜護衛、上陸直後における友軍飛行場の迅速なる敵地進出等の戦術問題が実地に研究せられたのである。この時の演習軍司令官今村均陸軍中将（当時教育總監部本部長）は開戦にあたり第十六軍司令官としてジャワ攻略に任じ、演習軍幕僚の大部は南方軍の幕僚にそれぞれ任命せられた。

第二十五軍訓練研究に関する指示

其一方 針

熱地の風土に即応し特に未開地の苦難を克服して連日戦闘力を發揮し得る如く練成す

其二 主要訓練項目

一、陸上演習

概ね歩兵二、三大隊、砲兵一大隊、戦車二、三中队、工兵一、二中队の機械化部隊を以て良好なる道路に沿ひ敵を急襲突破して連続長距離作戦を敢行し得る如く練成す（道路の両側に於ける森林及びゴム林内の戦闘、進路上に於ける橋梁の確保修理特に機に先だち挺進行動に依る敵後方橋梁の確保を含む）

自動車に関する幹部以下の技能を特に向上せしめ且つ交通統制を厳守せしむる如く訓練す

二、上陸演習

1 揚陸せられたる軍隊附属の多数の車輛を敵の空中攻撃下に於て迅速的確に整理して速かに作戦行動に移行し得る訓練
2 比較的波浪静なる海面を小型船舶、又は舟艇を以て疎開渡

航し又は陸岸伝ひに地歩を進むる行動の訓練

3

一般上陸作戦能力の向上特に水際樹及遠浅海岸の上陸訓練
三、熱地に於ける人馬の防疫体力保持増進に関する訓練及び研究
四、ジャングル内に於ける小部隊の機動及び戦闘の訓練及び研究

〔航空部隊の訓練——落下傘部隊〕 航空部隊の訓練に関しては、

海上の長距離航法（夜間を含む）及び海軍航空部隊との交信訓練が重視せられ、又昭和十六年十月には空中挺進部隊の創設に伴い、パレンバン精油施設の占領を狙いとする教育訓練が開始せられた。

以上の如き訓練に関する大本営の指導は、固より、開戦の已むなき場合に應ずる統帥部本然の職責に基く措置であつて、国家の戦争意志決定に拘りない事柄であつた。

4 陸軍の戦争発起態勢

〔南方作戦部隊の戦闘序列〕 既に述べた如く、昭和十六年九月六日対米英蘭戦争を辭せざる決意の御前會議決定に基き、南方作戦に充当せらるべき兵力、資材及び軍需品は、仏印、海南島、南支那、台湾、奄美大島、パラオ、小笠原等に移動しつつあつたが、十一月五日対米英蘭戦争決意の御前會議決定に基き、翌六日これら南方作戦部隊の戦闘序列が発令せられた。戦闘序列の大意は次の通りである。

南方軍戦闘序列の大意

南方軍總司令官 陸軍大將 寺内寿一

南方軍總司令官

第十四軍

第十四軍司令官 陸軍中將 本間雅晴

第十四軍司令部

第十六師団

第四十八師団

第六十五旅団

其の他

第十五軍

第十五軍司令官 陸軍中將 飯田祥二郎

第十五軍司令部

第三十三師団

第五十五師団（一部欠）

其の他

第十六軍

第十六軍司令官 陸軍中將 今村 均

第十六軍司令部

第二師団

混成第五十六歩兵団

其の他

第二十五軍

第二十五軍司令官 陸軍中將 山下 奉文

第二十五軍司令部

近衛師団

第五師団

第十八師団

南方軍直屬

第二十一師団

独立混成第二十一旅団

独立混成第四聯隊

第三飛行集團（戦闘戦隊四、軽爆戦隊三、重爆戦隊三、偵察

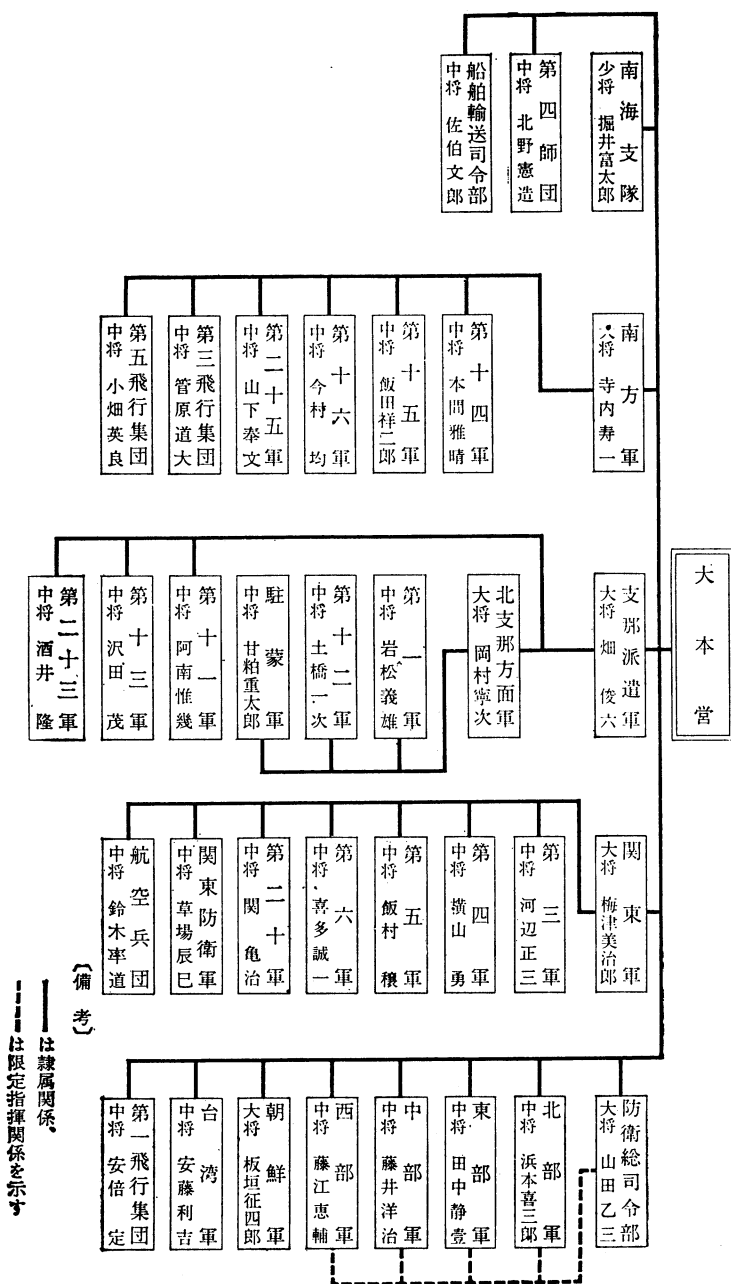
戦隊一基幹）

第五飛行集團（戦闘戦隊二、軽爆戦隊三、重爆戦隊二、偵察

戦隊一基幹）

第十表

開戦時に於ける陸軍部隊全般編制



第二十一 独立飛行隊

其の他

南海支隊戦闘序列の概要

南海支隊長 第五十五歩兵団長 陸軍少将 堀井富太郎

第五十五歩兵団司令部

歩兵第四百四十四聯隊

山砲兵第五十五聯隊の一箇大隊

工兵第十五聯隊の一箇中隊

南方作戰部隊としては、この外に支那派遣軍隷下の第二十三軍司令官の指揮する第三十八師団基幹の部隊が、香港作戰部隊として指定せられており、更に參謀総長隷下の船舶輸送司令官の指揮する多数の船舶部隊があつてそのうち所要の部隊は南方軍及び南海支隊等に配属せられた。

なお第二十五軍には十一月二十七日、新たに西部軍所屬の第五十六師団が増加せられ、同軍は四師団基幹の兵力となつた。又第十六軍は蘭印方面に作戰する軍で、香港及び比島作戰編成に伴い、第三十八師団及び第四十八師団が、第二十三軍又は第十四軍より同軍に転属せられる計画であつた。

別に大本営は十一月八日、中支方面にあつた第四師団を大本営直轄として上海附近に待機せしむることとした。これは南方作戰のための大本営予備であつた。

〔全陸軍部隊の状況〕 かくして開戦時における日本陸軍部隊全般の編制は第十表の通りである。

〔作戰準備に関する奉勅命令〕 前記戦闘序列の下令と同時に、大本営陸軍部は南方軍、南海支隊及び支那派遣軍に対し、次の如く作戰準備に関する命令を発令した。

南方軍總司令官等に与ふる命令

大陸命第五百五十六号

命令

一、大本営は南方要城の攻略を準備す。

二、南方軍總司令官は海軍と協同し主力を以て印度支那、南支那、台湾、南西諸島及南洋群島方面に集中し南方要城の攻略を準備すべし

進攻作戰に関しては別命に依る

三、南方軍總司令官は対支封鎖強化に関する第二十五軍司令官の現任務を継承すべし

四、南方軍總司令官は米英蘭軍又は其一国軍の攻撃を受けたる場合は自衛の爲所在の部隊を以て之を邀撃することを得
右事態の処理に方りては極力局地に之を解決するに勉むるものとす

五、支那派遣軍總司令官、防衛總司令官及台湾軍司令官は第二項の作戰準備を援助すべし

六、細項に関しては參謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十一月六日

奉勅伝宣

參謀総長 杉 山 元

南方軍總司令官 伯爵 寺内寿一殿

支那派遣軍總司令官 畑 俊六殿

防衛總司令官 山田乙三殿

台湾軍司令官 安藤利吉殿

南方軍總司令官等に与ふる指示

大陸指第九百九十一号

指示

大陸命第五百五十六号に基き左の如く指示す

一、南方作戰準備の爲南方軍總司令官の準拠すべき南方軍作戰要領、南方作戰陸海軍中央協定別冊の如し

二、南方軍総司令官は概ね十一月末迄に作戦準備を整ふるものとす

三、印度支那及泰國に対しては勉めて友好関係を継続するものとす

印度支那に対する軍事要求の現地交渉其の他に關しては昭和十六年十一月一日第二十五軍司令官に与へたる大陸指第九百八十二号に抛る事項を継承するものとす

四、防衛総司令官は台灣及南西諸島の防衛部隊をして同方面に集中する南方軍総司令官隷下部隊の行ふ自衛防空及警備に協力せしむるものとす

五、作戦準備実施に方りては勉めて企図を秘匿するものとす

昭和十六年十一月六日

参謀総長 杉山 元

支那派遣軍総司令官に与ふる命令
大陸命第五百五十七号

命令

一、支那派遣軍総司令官は海軍と協同し第二十三軍司令官の指揮する第三十八師団を基幹とする部隊を以て香港攻略を準備すべし

二、細項に關しては参謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十一月六日

奉勅伝宣 参謀総長 杉山 元

支那派遣軍総司令官 畑 俊六殿

南海支隊長に与ふる命令

大陸命第五百五十八号

命令

一、大本營は南方要域の攻略を準備す

二、南海支隊長は海軍と協同し小笠原群島方面に到りグワム島攻

略に關する準備を実施すべし
進攻作戦に關しては別命に依る

三、南海支隊長は米英蘭軍又は其の一国軍の攻撃を受けたる場合は自衛の爲所在の部隊を以て之を遂撃することを得
右事態の処理に方りては極力局地に之を解決するに勉むるものとす

四、防衛総司令官及留守第五十五師団長は第二項の作戦準備を援助すべし

五、細項に關しては参謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十一月六日

奉勅伝宣 参謀総長 杉山 元

南海支隊長 堀井富太郎殿

防衛総司令官 山田 乙三殿

留守第五十五師団長 永見 俊徳殿

支那派遣軍総司令官及び南海支隊長に対しても、参謀総長より、準拠すべき作戦要領と陸海軍中央協定とが指示せられた。

以上の作戦要領及び陸海軍中央協定は、ここにこれを省略するが、作戦要領は、第四章で記述した大本營の作戦計画のうち当該作戦部隊に必要とする事項を骨子としたものであり、又陸海軍中央協定は、作戦遂行上陸海軍の協同を律するための中央部の協定である。このほか各作戦部隊には、作戦に伴う占領地統治の要綱、兵站、交通等に関する細部事項が、参謀総長より指示せられた。

〔南方要域攻略命令〕 次いで十一月十五日、大本營陸軍部は南方軍に対し、次の如く南方要域攻略に關する命令を發令した。

大陸命第五百六十四号

命令

一、大本營は帝國の自存自衛を完ふし大東亜の新秩序を建設する爲南方要域の攻略を企図す

二、南方軍総司令官は海軍と協同し左記に準拠し速かに南方要域を攻略すべし

進攻（進入） 作戦開始に関しては別命す

1 占領すべき領域は比律賓、英領馬來、蘭領印度の各要域及緬甸の一部等とす

2 作戦実施に方りては勉めて泰国及印度支那の安定を確保すると共に同方面よりする対支封鎖を実施す

3 泰国及印度支那軍抵抗せば其の要域を占領することを得作戦実施に方り主として作戦遂行を有利ならしむる為宣伝謀略を実施す

4 占領地の治安を恢復し重要国防資源を取得し且軍自活の途を確保する為占領地に對し軍政を施行す

三、支那派遣軍総司令官、防衛総司令官及台灣軍司令官は南方軍総司令官の行ふ作戦に關し所要の援助を実施すべし

四、細項に關しては參謀總長をして指示せしむ

昭和十六年十一月十五日

當時対米交渉は最後の努力が行われており、和戦に關する国家意志が未だ確定しないこの時機に南方軍に對してのみ右攻略命令が発せられたのは、全く大軍統帥上の配慮に基くものであつた。即ち隷下に四箇軍を統率し南方作戦の全責任を負うべき南方軍総司令官に對し、開戦直前まで一令一動式に單に準備命令のみを与えて置くのは適當でなく、なるべく早く廟議が開戦に決した場合の大本營の企図と南方軍の基本任務とを明示する必要があるという趣旨に他ならなかつた。従つて進攻作戦の開始に關しては固より保留せられてゐる。

右大本營命令に基き、南方軍総司令官は十一月二十日隷下各軍に對し、南方要域攻略に關する命令を下達し、かくして各南方作戦部隊の任務は逐次に決定せられた。

第十一表

開戦時南方作戦に關する陸海軍現地協定実施一覽表

協定すべき陸海軍指揮官		期 日		場 所	
陸軍指揮官	海軍指揮官	自十一月八日 至十一月十日		陸軍大学校	
南方軍総司令官	聯合艦隊司令長官				
第十四軍司令官	第二艦隊司令長官				
第十六軍司令官	第三艦隊司令長官				
第三飛行集團長	第十一航空艦隊司令長官	自十一月十四日 至十一月十六日		岩国海軍航空隊	
第五飛行集團長	第十二航空艦隊司令官				
第三飛行集團長	第四艦隊司令官				
南海支隊長	南遣艦隊司令長官	前記第一欄の協 定実施後		西貢	
南方軍総司令官	第十六軍司令官				
第十五軍司令官	第二十五軍司令官				
第二十三軍司令官	第二遣支艦隊司令長官	作戦準備に關する 命令受領後		広東	
第二十三軍司令官	第二遣支艦隊司令長官				

〔陸海軍作戦協定〕 以上の如き大本營の措置に伴い、各作戦軍は、南方作戦に關する陸海軍中央協定に基き、それぞれ協同すべき現地海軍部隊と所要の協定を行つた。その状況は第十一表の通りで

ある。

〔南方作戦部隊十二月一日の態勢〕 かくして南方作戦陸軍部隊の作戦準備は着々進捗し、廟議が開戦に決した十二月一日におけるその態勢は次の通りである。(附図第一参照)

一、航空部隊

第三飛行集団は南支那及び北部印度支那に集中し、進攻作戦開始の命令発令と共に機を失せず南部印度支那に展開し得る準備を完了。十一月二十五日から欺騙の目的で、昆明及びその附近の要地に対し一部の攻撃を実施中。

第五飛行集団は南部台湾に概ね展開を完了して待機中。

航空部隊の作戦飛行場は、台湾及び印度支那に所期の如く完成し、航空燃料弾薬も概ね作戦に支障ない如く前送集積を終了。

二、第十四軍

アバリ、ピガン、ラオアグ、レガスビー及びダバオに夫々上陸すべき各先遣隊は馬公及びパラオに概ね集合を終り、¹X日夕以降の進発を準備中。

ラモン湾岸に上陸すべき第十六師団は十二月一日中に奄美大島に概ね集合を終り、出発迄尚二週間余り訓練を実施する予定。

リンガエン湾岸に上陸すべき第十四軍司令部、第四十八師団及び軍直轄部隊の主力は、高雄及び基隆に於て乗船中。

三、第二十五軍

第二十五軍司令部及び先遣兵团——第五師団基幹——は、十一月三十日海南島三亜に集合を終り、⁴X日の馬來東岸に向ふ進発に支障なき見込。

軍主力たる第十八師団主力は広東に、又軍直轄部隊の主力は台湾に、夫々集結待機中。第五十六師団は尚内地に於て出発を準備中。

四、第十五軍

軍司令部及び開戦初期第二十五軍より第十五軍の指揮下に入れた近衛師団は、南部印度支那に於てX日よりの陸路泰国進駐を準備中。

第二十五軍の先遣兵团と同時に南部泰の航空基地を占領すべき第五十五師団の一部——宇野支隊と呼称——は、十二月二日中に西貢及びフコク島に集合を完了する筈。

第五十五師団主力は、海防より鉄道輸送で逐次南進を開始。

第三十三師団は尚中国に於て出発を準備中。

五、第十六軍

混成第五十六歩兵团——坂口支隊と呼称——は、十一月二十九日パラオに集結を終り、第十四軍のダバオ占領部隊を併せ指揮し、先づダバオ次いでホロ島を攻略すべく準備中。

第十六軍司令部は東京、第二師団は仙台に尚集結待機中。

第十六軍直轄の下に英領ボルネオを占領すべき第十八師団の一部——川口支隊と呼称——は、広東に於て乗船中。

北部仏印に進出すべき第二十一師団は、徐州に集結して出発を準備中。

南方軍総司令官は台北に位置し、三亜における第二十五軍先遣兵团の出発を見送つた後西貢に向ふ予定

七、南海支隊は既に十一月二十八日小笠原島に集合を終り訓練を実施中。

〔開戦時の全兵力及び作戦資材の配置〕 既に述べた如く、南方作戦充当兵力は全陸軍兵力の、航空部隊においては約五割に相当するが、地上部隊においては約二割に過ぎなかつた。即ち陸軍の主力は、依然中国及び満洲の大陸正面において戦争全局の遂行に遺憾なきを期していたのである。開戦時における全陸軍骨幹兵力の配置は第十二、第十三表、又主なる作戦資材の配置は、第十四、第十五表の通りである。

第十二表

		滿洲								朝鮮 台灣		内地					方面 区分	開戦時に於ける陸軍地上部隊配置概見表	
										台 灣	朝 鮮	北 部	西 部	中 部	東 部	防 衛			
支那派遣軍司令部		關東防衛軍司令部	第二十軍司令部	第六軍司令部	第五軍司令部	第四軍司令部	第三軍司令部	關東軍司令部	台灣軍司令部	朝鮮軍司令部	北部軍司令部	西部軍司令部	中部軍司令部	東部軍司令部	防衛總司令部	司令部名	所在地	隷下所属師団番号	隷下混成旅団及之に準ずるものの数
北支那方面軍司令部	南京	南京	新	雞 寧	海 拉 爾	東 安	北 安	牡 丹 江	新 京	台 北	京 城	札 幌	福 岡	大 阪	東 京	東 京			
第二十七、第三十五、第百十				第八、第二十五	第二十三	第十一、第二十四	第一、第十四、第五十七	第九、第十二	第十、第二十八、第二十九		第十九、第二十	第七		第五十三、第五十四	第五十二				
五												一	三	三	四				

備考

一、本表の外大本営直轄として第四師団（上海）がある。
 二、本表の外内地に留守師団十箇がある。
 三、南方兵力中第二十一師団は昭和十七年一月二十日青島を、第三十三師団は昭和十六年十二月十三日南京を、第五十六師団は昭和十七年二月十六日門司を出発南航し、同時夫々第十二軍司令官、第十一軍司令官、西部軍司令官の隷下を脱し新所屬に入つた。

支		那		南		方	
第一軍司令部	第十二軍司令部	駐蒙軍司令部	第十一軍司令部	第十三軍司令部	第二十三軍司令部	南方軍總司令部	
						第十四軍司令部	第十五軍司令部
太原	濟南	張家口	漢口	上海	広東	高雄	仏印
第三十六、第三十七、第四十一	第十七、第三十二	第二十六、騎兵集團	第三、第六、第十三、第三十四、第三十九、第四十	第十五、第二十二、第百十六	第三十八、第五十一、第百四	第十六、第四十八	第三十三、第五十五
三	三	一	二	五	一	一	一
						第二十五軍司令部	
						東亞	近衛、第五、第十八、第五十六
						小笠原	

第十三表

方 面 区 分	部 隊	所 在 地	戦 闘	軽 爆	重 爆	偵 察	直 協	戦 隊 (独立中隊)	計 数	中 隊 数 合 計
内 地	第一飛行集団	各務原	二			一		一〇	三	九
満 洲	航空兵団 第二飛行集団	牡丹江	五	四	一	二	二	七	一七	五六
支 那	第一飛行団	南京	一	一	三	二	一	一四	三	一六
南 方	第三飛行集団	ブノンベン	五	四	四	一	二	一四	一	七〇
計	第五飛行集団	屏東	二	二	一	二	二	五	一	
計	第二十一独立飛行隊	ハノイ	一	二	九	二	一	二	四	一五一

備考 1 所在地は各部隊の司令部の所在地を示す。

2 本表の外内地に第三、第四戦隊等があるが、主として教育任務に就いてゐるので作戦兵力としては計上してゐない。

3 本表数字中括弧を附したのは独立中隊数を示す。

5 海軍兵備及び訓練

〔兵備充実の推移〕 既に述べた如く、海軍は昭和十五年十一月十五日年度実行編制を実施すると共に出師準備を発動し、爾後着々兵備の充実に勉めて来た。その経過は第十六表の通りである。

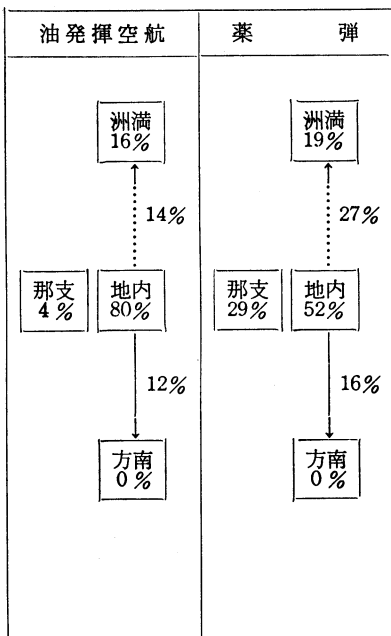
海軍が、支那事変遂行のため徴備した船舶は、僅かに約二〇万総吨であつたが、昭和十五年十一月以来逐次にこれを増加徴備し、開戦時には約一八〇万総吨に達した。これらの大部は特設艦船として

海軍部隊に編入せられたのである。開戦時における海軍の総兵員は約三三万二千であつて、その艦艇及び航空兵力は第十七、第十八表、海軍全般編制及び外戦部隊の編制は、第十九、第二十表の通りである。

〔対米兵備の重点——海上艦隊決戦思想〕 翻つて日本海軍は、ワシントン及びロンドン両条約の制限を脱して自主的軍備に努力したが、量的には米海軍の七割程度を出でない状況であつたので、到底進攻の余力なく、云うまでもなく夙に敵艦隊の渡洋進攻を邀撃して

第十四表

開戦時に於ける作戦用弾薬及び航空揮発油の配置比率並移動概見表



備考 昭和十六年七月の所謂関特演に伴ふ移動を示す
↓
対米英蘭開戦に伴ふ移動を示す

決戦を行う方針であった。従つて海軍の兵備はこの作戦方針に適応して建造維持せられたのであつて、これがため海軍が着意努力した諸点は次の通りである。

一、艦艇の航続力は、これを犠牲にして攻撃力及び速力の強化を図る。

二、戦艦は、この対米比率の向上が困難なので、超特大戦艦大和型の出現に期待する。

三、航空母艦に就ては、その大きさは別とするも、隻数は万難を排して対米均等の実現を図り、これが困難な場合には優秀商船を徴備してこの欠を補ふ。

第十五表

陸軍作戦用資材配置一覽表

種類	単位	総量	集積配置状況			
			内地	南方	北方	支那
彈薬	一師団	105(8)	10	17(2)	48(1)	30
自動車	一戦分	37(10)	10	50(10)	113	42
燃料	一飛行	17(7)	10	11	50	15
航空燃彈	一飛行	17(7)	10	11	50	15
糧食	一師団	37(3)	10	11	50	15

備考 本表中括弧内の数字は十二月中に準備するもので内数である

四、海上夜戦の実施に適する如く大型駆逐艦を整備する。

五、敵の渡洋進攻を監視追跡する為大型潜水艦を整備する。

以上の如く、海上艦隊決戦思想を重視した結果、護衛、哨戒、防備用艦艇及び航空機の整備は勢ひ若干低下せざるを得なかつた。

〔教育訓練の実情〕 海軍の訓練は、十二月一日を始期とする毎教育年度末にこれを完成する如く指導せられ、艦隊の年間訓練用の燃料は、平均六〇昼夜分の燃料を配当されるのを常として来た。而して十二月から四月までの間は、単艦訓練及び戦隊協同訓練を行い、五月以降は右訓練の完成を図りつつ総合的の訓練を実施し、十月頃には練度は最高調に達して大小の演習において実戦的綜合訓練を完成するわけである。

然るに昭和十四年度以降は、国際情勢の推移により、万一の突発事件の生起に備え、艦隊乗員の異動を最小限に止め、交代による練度の低下を防止するに努めた。その結果昭和十六年八月には、人事

第十六表

行政上の行きづまりを生じ、しかも開戦の見透しがまだ確実でなかつたので、思い切つて九月初頭艦隊人員の大量移動を行い、士官の大移動及び下士官兵二〇%の転出入を発令した。

その結果十月初頭には、艦隊の全配置の五〇%は新陣容で固められることになり、練度を著しく低下した。聯合艦隊は十月十四日以降特別訓練を開始し、開戦のため出撃する直前まで猛訓練を行つた。

6 海軍の戦争発起態勢

海軍は既に昭和十六年九月一日所謂「戦時編制」に移行しており、陸軍の如く新たに作戦軍を編組するための措置を必要としなかつた。

16			15		年 月 日	時 期	開戦前に於ける海軍兵備増強概見表				
3	1	1	12	11			戦 備		兵備新設(充実)		状 況
31	31	15	27	15					艦 隊	戦隊、根拠地隊	
				昭和十六年度実行 編制実施 出師準備発動							
		第十一航空艦隊を編 成		第六艦隊を編成							
		第二根拠地隊 第六根拠地隊		航空戦隊 水雷戦隊 連合航空隊 根拠地隊							
				三二一三							
八丈竣工 第四駆逐隊	第二潜水隊	砲艦隊 特設掃海隊 駆潜隊 防備隊 航空隊	瑞鳳改装竣工	巡洋艦 潜水母艦							
		一 二 五 四 三		一二三							
		約一八万吨 (約七三万吨)		約三三万吨 (約五五万吨)							艦船徴備量 (括弧内は累 計を示す)

10	9	9	8	7	7	7	5	5	4
1	25	1	11	31	25	15	15	1	10
		昭和十六年戦時編制実施							
		第十一航空艦隊司令部独立す	聯合艦隊司令部独立 第一艦隊司令部	南遣艦隊を編成	第五艦隊を編成			第六艦隊司令部独立	第三艦隊を編成 第一航空艦隊を編成 海南警備府を新設
第七根拠地隊 舞鶴防備戦隊 鎮海防備戦隊 大島根拠地隊 羅津根拠地隊		第二十一航空戦隊司令部 第五航空戦隊	第十一戦隊解除 第四根拠地隊			第三潜水戦隊	第六潜水戦隊 第一潜水戦隊司令部	第十六戦隊 第四航空戦隊 第二十三航空戦隊	
台南航空隊 小松島航空隊	瑞鶴竣工	特設警備隊 三					第三十掃海隊 宇治竣工	戦艦 巡洋艦 航空母艦 特設航空隊 特設航空隊	三 二 二 二 二
		約 四九万吨 (約一三三万吨)		約 六万吨 (約八三万吨)				約 四万吨 (約七七万吨)	

12	12	12	12	11	10	10	10
31	16	10	1	20	31	21	15
			第四艦隊司令部独立	大阪警備府新設		南遣艦隊を聯合艦隊に編入	
		第十一連合航空隊 第十二連合航空隊	第十八戦隊司令部	第九戦隊 佐世保鎮守府特別連 合陸戦隊 呉 警備隊 横須賀警備隊 佐世保警備隊 舞鶴警備隊 第十一特別根拠地隊 第三十二特別根拠地隊	第九根拠地隊		第二十二戦隊 第二十四戦隊 横須賀警備戦隊 呉警備隊 佐世保警備戦隊
特設巡洋艦 掃海隊	大和竣工	特設巡洋艦 駆潜隊 掃海隊		特設掃海隊	第四潜水隊 津軽竣工		特別陸戦隊 特設巡洋艦 駆潜隊 掃海隊
三一		一一一四		二 三			三 九 六 九
		約 二二万屯 (約一八二万屯)		約 二八万屯 (約一六〇万屯)			

第十七表

開戦時に於ける海軍艦船概見表

艦種	開戦時現有		開戦時建造	
	隻数	屯数	隻数	屯数
戦艦	一〇	三〇一,五〇〇	二	一八,〇〇〇
航空母艦	一〇	一五三,九七〇	四	七,七八〇
重巡洋艦	一八	一八,八〇〇		
軽巡洋艦	三〇	九,八八五	四	四三,七〇〇
駆逐艦	二二	一五,八六六	三	二七,二〇〇
潜水艦	五五	九七,九〇〇	元	四三,五五〇
その他	一五	四〇,六四〇	七	五七,三三五
合計	三九一	一,四六六,一七七	八	三三,四九九

本表の外に左の徴備船あり

備考 既に整備完了の特設艦船

五三隻

約二五万吨

現に整備作業中の特設艦船

四〇

約一七万吨

今後改装整備を要する特設艦船

一〇

約三九万吨

特設艦船としない徴備船

約二〇万吨

合計

約一〇万吨

〔作戦準備実施に関する奉勅命令〕 十一月五日大本営海軍部は、聯合艦隊、支那方面艦隊並びに各鎮守府及び要港部——十一月二十日警備府と改称——に対し、陸軍と同様対米英蘭作戦準備実施に關する命令を発令した。聯合艦隊に与えられた命令は次の通りである。

大海令第一号

昭和十六年十一月五日

第十八表

開戦時に於ける海軍航空兵力概見表

種	類	全部隊機数
戦艦	開	五一九
艦	爆	二五七
艦	撃	五一〇
陸上	撃	二四
陸上	機	四四五
水上	機	四一五
飛行	艇	六六
輸送	機	三八
各種練習	計	九二八
合計		三,二〇二

奉勅

軍令部総長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官に命令

一、帝國は自存自衛の爲十二月月上旬米國英國及蘭國に對し開戦を予期し諸般の作戦準備を完整するに決す

二、聯合艦隊司令長官は所要の作戦準備を実施すべし

三、細項に關しては軍令部総長をして之を指示せしむ

右命令に基く軍令部総長の指示は次の通りである。

大海指第一号

昭和十六年十一月五日

軍令部総長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官に指示

一、聯合艦隊は十二月月上旬米國英國及蘭國と開戦の已むなき場合
に備へ適時所要の部隊を作戦開始前の準備地点に進出せしむべ

第十九表

開戦時に於ける海軍部隊全般編制

大本營

聯合艦隊
大將 山本五十六

支那方面艦隊
大將 古賀峯一

第一遣支艦隊
中將 小松輝久

第二遣支艦隊
中將 新見政一

第三遣支艦隊
中將 杉山六藏

海南警備府
中將 砂川兼雄

第一艦隊
中將 高須四郎

第二艦隊
中將 近藤信竹

第三艦隊
中將 高橋伊望

第四艦隊
中將 井上成美

第五艦隊
中將 細萱戊子郎

第六艦隊
中將 清水光美

第一航空艦隊
中將 南雲忠一

第十航空艦隊
中將 塚原二四三

南遣艦隊
中將 小沢治三郎

横須賀鎮守府
中將 平田昇

呉鎮守府
大將 豊田副武

舞鶴鎮守府
中將 小林宗之助

佐世保鎮守府
中將 谷本馬太郎

大阪警備府
中將 小林仁

大湊警備府
中將 大熊政吉

鎮海警備府
中將 坂本伊久太

旅順警備府
中將 浮田秀彦

馬公警備府
中將 山本弘毅

第二十表

開戦時に於ける海軍外戦部隊編制概見表

艦隊面那	聯 合 艦 隊										部 隊 名												
	直率	第一艦隊	第二艦隊	第三艦隊	第四艦隊	第五艦隊	第六艦隊	第一航空艦隊	第二航空艦隊	南遣艦隊	聯合艦隊附屬												
												戰艦	八	二									
												空母		二	七								
												重巡					一	三	四				
											一	輕巡				二	三	三	二	四			
												練巡				一		一					
											三	驅逐艦				一	三	〇		八	八	三	三
												潜水艦				一	四	三	〇		九	四	
												母潜水艦						三					
												母水上艦機											
											二	海防艦											
												砲艦											
												地根											
											五	隊				二			一	四	二		
												空基地											
												戰隊											
											一	特別隊											

備考 練巡は練習巡洋艦を謂ふ

し
二、右進出に当りては不慮の攻撃に対し警戒を厳にすべし
三、米國英國及蘭國と開戦の場合の作戰方針別冊（筆者註、略）
の通り予定す
各鎮守府及び要港部には、右同様の作戰準備実施に関する命令と

同時に、昭和十六年度帝國海軍防備計画要領による防備を実施すべきことが、軍令部総長より指示せられた。これにより陸軍要塞の戰備發令と相俟つて、本土方面の海面防禦が強化せられて行つた。
【第一、第二開戦準備——展開配置完整】 聯合艦隊は前記命令に基き、「第一開戦準備」を發令し、予め計画した兵力部署に従い、各

作戦部隊はそれぞれ作戦開始前の準備地点に進出して待機の態勢を取った。その海域は、概ね内地、内南洋、台湾、海南島の範囲であった。これによりハワイを奇襲すべき機動部隊は単冠湾へ向い出発し、先遣部隊は直路又はマーシャル群島を経てハワイ海面へ進発したのである。

次いで大本営海軍部は、十一月二十一日聯合艦隊に対し、展開のため次の如き命令を発令した。

大海令第五号

昭和十六年十一月二十一日

奉勅 軍令部総長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官に命令

一、聯合艦隊司令長官は作戦実施に必要な部隊を適時待機海面に向け進発せしむべし

二、聯合艦隊司令長官は作戦準備行動中米英又は蘭国軍の挑戦を受けた場合自衛の武力を行使することを得

三、細項に関しては軍令部総長をして之を指示せしむ

聯合艦隊は右命令に基き、「第一開戦準備」を発令し、各作戦部隊は待機海面に進出して展開配置についた。これにより機動部隊は単冠湾を、ハワイ海面へ向い出撃したのである。

第二十一表

開戦時に於ける聯合艦隊兵力配置概見表

部隊名	指揮官	兵	力	主要任務	位置(十二月一日に於ける)
主力部隊 (第一艦隊) (幹)					
戦艦			六隻		
航空母艦			二隻		
軽巡洋艦			二隻		
駆逐艦			一五隻		
潜水艦			一五隻		
全作戦支援					内海、柱島沖

〔開戦時の聯合艦隊兵力配置〕 かくして海軍の戦争発起の態勢は完整せられた。開戦時における聯合艦隊の兵力配置は第二十表の通りである。(附図第一参照)

〔米英の対日判断〕 翻つて当時米英が日本の企図を如何に判断しているかは、大本営陸海軍部の重大関心事であつて、これについて我が方の觀察は次の通りであつた。

即ち、米英は逐次我が作戦準備の進捗に関する情報を得つつあるようであるが、その真相はまだ把握していないように考えられた。換言すれば日本の作戦方面が、概ね南方に向けられていることは分つてゐるが、その地域に関する判断は依然暗中摸索の状態で、目下のところ日本が一举に米英の領土若しくは蘭印に進攻することよりも、先ず泰國に進駐し、ビルマ・ルート遮断の策に出る策が大であると判断しているように見受けられる。なお重慶側は、相当真面目に雲南作戦を顧慮して、対策に腐心しているようであり、又米英の一部では日本がシンガポールを攻撃する企図があるかも知れぬと想像しているものもあるがその他の地域に対する攻撃は殆ど予測しておらないように認められ、更に日本の南方における軍事行動は、対米交渉促進のための謀略的見地から実施しているのではないかと見る向も看取せられるというのであつた。

隊 主 (隊艦二第 幹 基)	隊 部 洋 南 (幹基隊艦四第)	隊 部 遣 先 (幹基隊艦六第)	隊 部 動 機 (幹基隊艦空航一第)
	隊	艦	合 聯
	官 長 令 司 隊 艦 四 第	官 長 令 司 隊 艦 六 第	官 長 令 司 隊 艦 空 航 一 第
搭 駆 重 戦 載 逐 機 艦 巡 艦	所 属 及 搭 載 機 根 拠 地 隊 陸 上 航 空 隊 潜 水 艦 隊 駆 逐 艦 水 上 機 母 艦 練 巡 巡 輕 巡 巡 重 巡 巡	搭 潜 載 水 機 艦	搭 潜 駆 輕 重 戦 航 載 水 逐 空 機 艦 艦 巡 巡 母 艦
一 一 二 〇 機 隻 二 隻 二 隻	一 二 五 機 四 隊 六 隻 九 隻 一 二 隻 一 隻 一 隻 三 隻 四 隻	二 七 六 機 隻	三 八 二 機 三 隻 一 隻 一 隻 二 隻 二 隻 六 隻
	3. 2. 1. ル 攻 略 グ ワ ム、ウ ェ ー キ、ラ バ ウ 海 上 交 通 線 保 護 内 南 洋 方 面 哨 戒 防 備	米 艦 隊 監 視 奇 襲	布 哇 米 艦 隊 奇 襲
馬 公	主 力 部 一 サイ バ ン ト ラ ッ ク	オ ア フ 島 の 三 〇 〇 哩 圏 内 に 近 接	近 単 冠 湾 より 概 ね 二 分 の 一 航 程 附

隊 部 方 北 (幹基隊艦五第)	隊 部 方 南		
	隊部空航地基 (空航一十第) (幹基隊艦)	隊 部 来 馬 (幹基隊艦遣南)	隊 部 島 比 (幹基隊艦三第)
官 長 令 司			
	官 長 令 司 隊 艦 合 聯		
根 抛 地 隊 陸 上 航 空 隊 水 上 機 母 艦 特 巡 輕 巡	所 驅 陸 上 航 空 隊 屬 逐 艦 機 艦 三〇八機 五隊半 二隻	所 屬 及 搭 載 機 根 抛 地 隊 陸 上 航 空 隊 潛 水 艦 驅 逐 艦 水 上 機 母 艦 練 巡 輕 巡 重 巡 五隻 三隻 一隻 三隻 一隻 三隻 五隻	搭 載 機 根 抛 地 隊 驅 逐 艦 水 上 機 母 艦 輕 巡 重 巡 航 空 母 艦 一〇四機 二隊 二九隻 三隻 五隻 五隻 一隻
2. 1. 海 上 交 通 線 保 護 本 州 東 方 (小 笠 原 を 含 む) 海 面 の 哨 戒 防 備	2. 1. 滅 在 東 洋 敵 海 上 及 航 空 兵 力 擊 南 方 諸 地 域 に 對 す る 上 陸 護 衛 及 び 支 援		
大 湊	一 主 力 部 台 灣 パ ラ オ	三 亜	一 主 力 部 台 灣 パ ラ オ

第六章 戦争の発起

1 進攻作戦開始命令

昭和十六年十二月一日午後四時、遂に対米英蘭開戦の聖断が下つた。その直後杉山參謀総長及び永野軍令部総長は、列立して參謀総長より左の如く上奏し、進攻作戦開始命令の允裁を仰いだ。

本日御前會議に於て遂に帝国は米、英、蘭国に對し戦争を開始することに御聖断あらせられました。

依て陸海軍の第一線各軍及び艦隊等に對し作戦發動の命令を発売相成度

尚作戦開始の日は十二月八日を適當と存じて居りまするが之に關しましては米國艦隊の動靜を一日でも長く見たる上定める等の理由により明日更めて允裁を仰ぎ度存じて居ります。

愈々此大作戦を發動せらるるに方り帝國陸海軍は大元帥陛下の御稜威の下益々協同を密にし愈々作戦の指導遂行に最善を尽し以て速に作戦目的を達成して聖慮を安んじ奉らんことを期して居ります。

作戦開始の日即ち開戦日は、既に十二月八日と概定せられていたが、なお最後の決定を見るに至らなかつた。右命令の主要なるものは左の如くであつて、大本營海軍部は直ちにこれを伝宣発売した。

南方軍總司令官に對する命令

大陸命第五百六十九号

命令

- 一、帝國は米國、英國及蘭國に對し開戦するに決す
- 二、南方軍總司令官は十二月×日進攻（進入）作戦を開始すべし
- 三、南方軍總司令官は十二月×日以前左記事項を行ふことを得

（一）敵の真面目なる先制攻撃を受けたる場合は海軍と協同し適時進攻（進入）作戦を開始す

（二）英軍泰國內に侵入したる場合は海軍と協同し適時泰國內に進入す

（三）敵航空機の我重要基地、船団等に對し反復偵察を行ふ如き場合は之を撃墜す

四、細項に關しては參謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十二月一日

奉勅伝宣

參謀総長 杉山 元

南方軍總司令官 伯爵 寺内寿一殿

南海支隊長に對する命令

大陸命第五百七十号

命令

一、帝國は米國、英國及び蘭國に對し開戦するに決す

南方軍は十二月×日進攻作戦を開始し速に比律賓、英領馬來、蘭領印度の各要域等を攻略す

二、南海支隊長は海軍と協同し十二月×日以降速にG（筆者註、グナム島）を攻略すべし

右の攻略終了に伴ひ同地に兵力を集結しR諸島（筆者註、ビスマルク諸島）に向ふ爾後の作戦を準備すべし

三、南海支隊長は十二月×日以前左記事項を行ふことを得

敵航空機の我船団等に對し反復偵察を行ふ如き場合は之を撃墜す

四、細項に關しては參謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十二月一日

奉勅伝宣

参謀総長 杉山 元

南海支隊長 堀井富太郎殿

支那派遣軍総司令官に対する香港攻略に関する命令

大陸命第五百七十二号

命令

一、帝国は米國、英國及び蘭國に對し開戦するに決す

二、支那派遣軍総司令官は海軍と協同し第二十三軍司令官の指揮する第三十八師団を基幹とする部隊を以て香港を攻略すべし
作戦開始は南方軍の馬來方面に対する上陸又は空襲を確認したる直後とす

香港を攻略せば同地附近を確保し軍政を実施すべし

三、支那派遣軍総司令官は自今左記事項を行ふことを得

(一) 作戦開始に先だち敵の真面目なる先制攻撃を受けたる場合は機宜之を邀撃す

(二) 敵航空機が我軍事行動等に対し反復偵察を行ふ如き場合は之を撃墜す

四、細項に關しては参謀総長をして指示せしむ

昭和十六年十二月一日

奉勅伝宣

参謀総長 杉山 元

支那派遣軍総司令官 畑 俊六殿

聯合艦隊司令長官に対する命令

大海令第九号

昭和十六年十二月一日

奉勅

軍令部総長 永野 修身

山本聯合艦隊司令長官に命令

一、帝国は十二月月上旬を期し米國、英國及び蘭國に對し開戦するに決す

二、聯合艦隊司令長官は在東洋方面敵艦隊及航空兵力を撃滅する

と共に敵艦隊を攻め之を邀撃撃滅すべし

三、聯合艦隊司令長官は南方軍総司令官と協同して速に東亞における米國、英國次いで蘭國の主要根拠地を攻略し南方要域を占領確保すべし

四、聯合艦隊司令長官は所要に應じ支那方面艦隊の作戦に協力すべし

五、前諸項に依る武力発動の時機は後令す

〔開戦日時決定の機微〕 翌十二月二日に至り、再び阿総長列立して上奏を行い、作戦開始日を八日と決定せられた。この日の上奏は軍令部総長より申上げた。

謹みて用兵事項に關し奏上致します

曩に奏上致しました如く陸海軍共作戦準備は十二月八日武力を発動し得るを目途と致しまして着々進捗致して居ります

武力発動の時機を十二月八日と予定致しました主なる理由は月齢と曜日との關係に因るもので御座います陸海軍共航空第一撃の実施を容易にし且つ効果あらしめす為には夜半より日出頃迄月のあります月齢二十日附近の月夜を適當と致します又海軍機動部隊の布哇空襲には米艦艇の真珠灣在泊比較的多く且つその休養日たる日曜日を有利と致しますので布哇方面の日曜日にして月齢十九日たる十二月八日を選定致した次第で御座います

勿論八日は東洋におきましては月曜となりますが機動部隊の奇襲に重点を置きました次第で御座います

日米外交交渉におきまして米國の態度が最近著しく強硬となりましたことに鑑みまして米國も最近真剣に對日戦に備へつつありと推定せられます又英國は最初より帝國の動向に對しましては最も警戒を敵に致しております其の海軍艦艇の配備も有事即心の態勢に有るものと判断せられます

従いまして十二月八日以前におきまして或は英、米より我に對し

先制攻撃を加へ来ることも有り得ることと予想せられまする情勢に御座います。がさりとて武力発動時機を繰上げますことは陸軍輸送船の運航並に海軍機動部隊行動の關係上困難で御座いますのみならず繰上の為の各部の混乱も予想せられますので最初の予定通り十二月八日を期し米、英、英國に対し武力を発動する如く大命を発せられ度謹みて允裁を仰ぎ奉ります。

而して万一米、英が先制攻撃の挙に出でました場合には陸海軍中央協定に基きまして先づ航空機を以て之を反撃致しますと共に爾余の部隊の発動を極力繰上ぐることと致し度所存で御座います。

〔開戦発令——矢は弦を離る〕 右作戦開始日の確定に伴い、大本営海軍部は二日聯合艦隊司令長官に対し武力発動に関する左記要旨の命令を発令した。

一、聯合艦隊司令長官は十二月八日以後大海令第九号に依り武力を発動すべし。

二、蘭国に対しては米、英及び英國に次いで機宜武力を発動すべし。聯合艦隊司令長官は右命令に基き「開戦日十二月八日と決定せらる。予定の通り攻撃を執行せよ」なる命令をハワイに向い航行中の機動部隊を始めとする第一線各艦隊に隠語を以て発信した。時に二日午後五時三十分であつた。

又大本営陸軍部においては、この日南方軍、南海支隊及び支那派遣軍等に対し、前記進攻作戦開始命令を発令すると共に開戦日を示達した。參謀総長から南方軍総司令官に対するその電報の内容は左の如きものであつた。

南方軍総司令官宛電報 參謀総長発

一、大陸命第五九号(驚) 発令あらせらる

二、「ヒノデ」は「ヤマガタ」とす

三、御稜威の下切に御成功を祈る

四、本電受領せば第二項のみ復唱電あり度

(註) 驚は前記進攻作戦開始に関する大陸命第五九号の隠語である。同様の南海支隊長に対する大陸命第五七〇号の隠語は驚で、支那派遣軍総司令官に対する大陸命第五七二号は鷹であつた。又「ヒノデ」は「作戦開始日」「ヤマガタ」は「八日」の隠語で、以上何れも各大陸命の案文と共に予め打合せられていた。

右電報の発信が終つたのは、正に十二月二日午後二時零分であつた。満を持してこの時を凝視していた陸海軍第一線部隊は、八日零時を以て作戦発動の自由を得たのである。矢は遂に弦を離れた。

南方軍総司令官からは、同日午後四時四十分着信の復唱電があり、重ねて翌三日午後八時十五分、左の電報が寄せられた。

驚の大命(「ヒノデ」は「ヤマガタ」) 謹みて拝受す

挙軍一体意々志氣を旺盛にし御稜威の下誓つて任務を完遂し聖慮を安んじ奉らんことを期す

2 十二月八日

あらゆる準備を完了した大本営は、開戦までの七日間、底知れぬ憂慮と一種の諦観との交錯の中に、表面静かではしかもあわただしい時を過していった。

〔杉坂少佐機事件〕 ところが十二月一日夜、支那派遣軍の電報は予期しない事件の突発を報じた。それはその日、同軍の一輸送機が広東附近の敵地区に墜落し、その中に乗つていた軍司令部の杉坂共之少佐が在広東第二十三軍司令官宛の開戦の決意を判定し得る総軍命令を携行しているというのである。これは当時の作戦関係者に電撃的ショックを与えた。この重要書類が瞬間的に起つた棒事に當つて、焼却されたと想像することは出来なかつた。それはやがて重慶に報告せられ、重慶政府は、直ちに米、英に通報するであらう。日本の開戦企図を知つた米、英両軍は、日本軍の作戦開始に先だつ

て大挙先制攻撃を加えて来るかも知れない。

この場合我が占領地区からの距離上、地上部隊を進攻せしめて書類を奪回することは不可能であつた。二日朝我が飛行機の偵察によれば、墜落地点は山中で、墜落機の周囲には蟻のように敵地区の住民が集まつているのが見えるという報告が来た。万事休す。ただ瞑目して神に祈るだけであつた。

〔在外武官電——戦雲急〕 静けさの中に、あわただしき動きを示す当時の電報の二三を挙げれば次の通りである。

参謀次長宛電報

田村泰國大使館附武官発

(十二月四日午前七時三十分着信)

当地の新聞情報に依れば日本軍の泰國進入は本週末又は憲法記念祭期間(八日より十五日迄)と考えあるものの如し

参謀総長宛電報

坂西独逸大使館附武官発

(十二月五日午後七時三十分着信)

極東の風雲急にして御心労を拝察し感謝の至りに堪へず断の一字能く此の難局を打開し得べし偏に御健闘を祈り上ぐ尚将来独逸軍部と折衝の都合もあり帝国の態度に関し左の件承知致し度
一、南方作戦一段落を告げたる後反転ソ連を攻撃し独逸等と呼応せらるる企図あるものと信ず

二、右反転の時期は状況に依ることなるべきも明春独逸軍の赤軍追撃戦に呼応せらるるや

参謀次長宛電報

辰巳英國大使館附武官発

(十二月四日午後四時三十分着信)

一、英戦艦プリンス・オブ・ウェールズ及びウォアースピット並びに巡洋艦二、三隻、駆逐艦若干の印度洋若くは極東方面に在

ること概ね確實にして今回声望高き軍令部次長フィリップ中将を大将の資格に於て英東洋艦隊司令長官に任命し其の外航空母艦、巡洋艦、駆逐艦等の若干を東地中海方面より之を増強し濠洲其の他米極東艦隊と共に極東の危機に備へんとするは十分注目要す

二、最近極東方面に於ける英軍の移動より判断し英国は五、六千屯級の商船少くも四、五十隻を印度洋方面に使用しあるものと想察せらる而して米濠間定期航路に於ける中東並にソ、支等に対する軍需品輸送は主として米船之に任じあるものの如し
三、海峡植民地緊急状態を宣し蘭印内に空軍の動員令せらる

参謀本部総務部長宛電報

西貢大本營特別派遣班発

(十二月四日午後七時着信)

一、昨三日夕三亜に到着富集団(筆者註、第二十五軍)司令部に連絡す集団長以下志気極めて旺盛にして必勝の確信に燃え南遣艦隊との協同も益々緊密なり

二、甲乙両案(筆者註、馬來作戦要領の両案)に関しては富集団及南遣艦隊共に問題なく甲案に決定しあり夜に入り南遣艦隊は建昌飛行機事故(筆者註、前記杉坂機事故)に依り航行中に於ける真面目なる海戦の惹起する公算なしとせざるものと予期し此の場合に於ては船団を一時カムラン等に退避せしむる為上陸が八日より遅るる場合あるを考慮しあるものの如し
三、国籍不明の商船が屢々三亜及び海口附近を窺ふ等敵側の偵察行動は一日頃来活潑の兆あり

海軍は昨日来艦艇、飛行機等部署に就かしめ哨戒を厳重にしあり

四、総司令官は天候不良の為三日遂に三亜に見えず本四日一挙に西貢に向ふ予定

五 輸送船団は本朝七時より逐次勇躍壮途に就きつつあり。小官等（筆者註、大本営特別派遣班楠田正夫中佐以下）は之を見送りたる後西貢に到る。

〔南方軍進発——風樓に満つ〕 十二月四日寺内南方軍総司令官は台北を出発し、天候の都合により予定を変更して直路西貢に移動した。この日午前三時三十分、マレーの攻略に向う第二十五軍司令官山下奉文中将から左の電報があつた。

軍は四日早朝満を持して三亜を進発す

將兵一同奮つて御期待に副はんことを期す

これより先大本営は、十一月下旬から南方作戦地の気象に関し長期判断を開始していた。中央氣象台長藤原咲平博士以下の気象関係最高權威者の力を借りたもので、初めは東京で観測し、後現地に進出して長期判断を行つた。その結果「五日午後五時に於ける最後の気象判断は八日を最可とし九日午後より下り坂となる」という報告が電報せられて来た。

十二月一日夜以来、大本営の空氣を陰鬱ならしめた杉坂少佐機の反響は、六日に至るも見ざるべきものなく、結局機密書類は敵手に落ちなかつたものと想像せられ、安堵の胸を撫で始めた頃、更に第二の事件が起つた。それはマレー上陸の第二十五軍の船団が敵の発見するところとなつたのではないかと思われる左の電報であつた。

参謀次長宛電報

岡集團（筆者註、南方軍）総参謀長発

（十二月六日午後九時四十分着信）

一、海軍側の通報に依れば本六日十五時頃輸送船団に敵大型機触接偵察せしを以て海軍は之が撃墜を命じたるも其の成果不明
二、軍は対空処置を厳にす
右の事態は真に手に汗を握らす重大なことであつた。英軍にして

正鵠なる判断を下し且つ機略に富むならば、我が輸送船団は七日敵航空大部隊の先制攻撃を受ける公算が大である。現地陸海軍は何時にもこれに応じ得る態勢を整え、大本営は七日終日緊張を持續した。

しかし幸なる哉、この日各方面とも格別のことなくして静かに暮れていつた。大本営は表面平日と少しも変つていなかった。

〔結戦快捷——詔書渙発〕 十二月八日の東京は晴れていた。日本国中は朝からラジオと号外の鈴の音によつて突如開戦が報ぜられた。奇襲されたのは敵だけではなかつた。ラジオや各新聞の号外は一様に左の如く報じた。

我が陸海軍今晚遂に米英軍と戦闘状態に入る

西太平洋に決戦の火蓋

大本営陸海軍部発表（十二月八日午前六時）

帝國陸海軍は本八日未明西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり

ラジオは間断なく「軍艦マーチ」や「抜刀隊」の譜を奏で、アナウンサーは興奮の放送を続けた。

八日未明大本営は「八日四時軍は奇襲上陸に成功せり」との参謀総長宛第二十五軍司令官発の電報を始め、ハワイ・比島方面よりの多数の電報によつて各方面とも戦況極めて順調に進展しつつあることを知つた。真に天佑我等の上にあると思はるる感激であつた。

この日早朝より宣戦の布告に関する枢密院會議が開催せられ、午前十一時四十分左の詔書が渙発せられた。

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ対シテ戦ヲ宣ス 朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ従事シ朕カ百僚有司ハ励精職務ヲ奉行シ 朕カ衆庶ハ各々

其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ総力ヲ挙ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不願ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル演猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ 今ヤ不幸ニシテ米英兩國ノ齟齬ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ 中華民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪乱シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ 幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ残存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相闚クヲ倭メス 米英兩國ハ残存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス 剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ 朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ弥リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關セリ帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル 帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ交除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日
内閣總理大臣兼內務大臣
陸軍 大臣

東條 英機

文 部 大 臣 橋 田 邦 彦
國 務 大 臣 鈴 木 貞 一
農 林 大 臣 兼 拓 務 大 臣 井 野 碩 哉
厚 生 大 臣 小 泉 親 彦
司 法 大 臣 岩 村 通 世
海 軍 大 臣 嶋 田 繁 太 郎
外 務 大 臣 東 郷 茂 德
通 信 大 臣 寺 島 健
大 藏 大 臣 賀 屋 興 宣
商 工 大 臣 岸 信 介
鉄 道 大 臣 八 田 嘉 明

右詔書ノラジオ放送に引続き、東條首相は「大詔を拝して」と題し全国民に対し「勝利は常に御威の下に在る」旨の所信を披瀝して、一億國民の奮起を要望した。

3 「機密戦争日誌」 戦争第一日

大本營陸軍部においては、戦争の全期に亘り記録として戦争指導班所管の「機密戦争日誌」を持つていた。表現の是非は兎も角、一日一日の記事は政略全般について刻明であつた。

歴史的戦争急襲であつた戦争第一日、即ち十二月八日は開卷第一頁に次の通り誌されている。ここに参考資料として前記重複を厭わず原文のまま転記する。

機密戦争日誌、十二月八日

一、午前七時臨時「ニュース」ヲ以テ
帝國陸海軍ハ本八日未明西太平洋ニ於テ米英軍ト戦鬪状態ニ入
レル旨大本營陸海軍部発表アリ

二、第二十五軍ノ南泰奇襲上陸海軍ノ「ハワイ」ニ対スル大戦略
奇襲成功 茲ニ歴史的戦争急襲成ル

三、早朝ヨリ秘密院會議

宣戰布告ニ関スル件十一時三十七分御裁可十一時四十分公布同時「ラジオ」ヲ以テ放送、玆ニ対米英蘭戰爭発起セラル

四、右「ラジオ」放送ニ引続キ「大詔ヲ拝シテ」ト題シ東條内閣總理大臣ハ全國民ニ対シ「勝利ハ常ニ御稜威ノ下ニ在ル」旨ヲ述ブ

午後〇時二十分政府声明 引続キ日米交渉の経緯ニ関スル外務省発表「ラジオ」ニ依リ放送ス

斯クテ全國民ノ血ハ湧キ肉躍ル

五、午後二時陸海軍大臣ヲ宮中ニ召サレ陸海軍人ニ対シ優渥ナル勅語ヲ賜フ

午後二時三十分部内全員集合宣戰詔書及右勅語ノ捧読式終ツテ伊勢神宮ニ遙拜ス

一同尽忠奉公ノ決意玆ニ新ナルモノアリ

六、泰首相「ビボン」ハ逃避セリト言ヒ東部国境ニ在リト言ヒ明カナラズ

第七章 ハワイ作戦—真珠湾攻撃

1 作 戦 準 備

〔真珠湾攻撃の構想〕 開戦劈頭、第一航空艦隊司令長官の率いる航空母艦六隻を基幹とする機動部隊を以て、長驅してハワイ在泊中の米主力艦隊を空襲する。これがため機動部隊は、開戦十数日前に内地を発進し、北方からハワイに近接し、日出一、二時間前オアフ島の北方約二百哩附近で全塔載機約四百機を発進せしめ、碇泊中の航空母艦、戦艦並びに所在航空機を目標として奇襲攻撃を加える。

又第六艦隊司令長官の率いる潜水艦二七隻を基幹とする先遣部隊

坪上大使一時五十分最後の通牒ヲ交付セルニ三時ニ至ルモ回答ナシ 軍ハ三時三十分進駐ニ決セルガ如シ

午後ニ至リ日泰諒解成リ友好的ニ進駐ス

七、三時三十分第三十八師団ハ香港攻撃ヲ開始シ十一時租界進駐ヲ行フ

総テ予定計画通りナリ

八、午後八時四十五分「ハワイ」急襲ノ大戦果発表

戦艦二撃沈 同四大破 大巡四大破 午後九時比島ニ対スル空襲ノ戦果発表 撃墜一〇〇ニ及ブ

九、戦争第一日ヲ送ルニ方リ作戦ノ急襲ト言ヒ全國民戦意ノ昂揚ト言ヒ理想的戦争発起ノ成功セルヲ確認シ戦争指導班トシテ感謝感激ノ念尽キザルモノアリ然レドモ戦争ノ終末ヲ如何ニ求ムベキヤ是本戦争最大ノ難事 神人一如ノ境地ニ於テ始メテ之ガ完キヲ得ベキ哉

一〇、帝国全土ニ防空下令セラル

を以て、開戦数日前よりハワイ在泊艦隊の動静を偵知し、敵艦隊出港せばこれが奇襲又は触接に努め、且つ特別攻撃隊を以て真珠湾内に潜入して機動部隊の空襲と同時に在泊敵艦隊を奇襲する。

以上が既述のハワイ作戦即ち真珠湾攻撃計画の骨子であり、海軍ではこれを「Z作戦」と呼称した。この奇襲作戦は、織田信長の桶狭間の戦いにも比すべき極めて大胆な作戦で、日本海軍が慎重に研究の結果、その成否は多分に戦運に左右せられるものと予想せられた乾坤一擲の大作戦であつた。

十二月二日、既述の如き武力発動の大本営命令が発せられたと

き、既に機動部隊はミッドウェイの北方アリューシャンとの中間海面を東航中で、先遣部隊はオアフ島の三〇〇哩圏内に近接していた。これより先、機動部隊は第一航空艦隊司令長官南雲忠一海軍中将の指揮の下に、中核部隊たる第一航空戦隊（赤城、加賀）第二航空戦隊（蒼竜、飛竜）第五航空戦隊（瑞鶴、翔鶴）の外に、第三、第八戦隊、第一水雷戦隊（第七、第十七、第十八駆逐隊）、第二潜水隊等を以て編成せられ、十一月十八日前後に単艦又は小部隊に分れて内海を出港し、十一月二十二日までに南千島択捉島の単冠湾に集合した。

先遣部隊は第六艦隊司令長官清水光美海軍中将指揮の下に、第一、第二、第三潜水戦隊及び特別攻撃隊等を以て編成せられ、その特別攻撃隊は、佐々木海軍大佐を指揮官とし、伊十六、伊十八、伊二十、伊二十二、伊二十四の五隻の潜水艦より成り、各潜水艦はいずれも特殊潜航艇を搭載していた。この先遣部隊は十一月二十日頃までに横須賀、佐伯、呉を出港し、隠密裡に東航の途に就いた。

〔聯合艦隊の攻撃命令〕 十一月二十一日「作戰実施に必要な部隊を適時待機海面に向け進発せしむべき」大本営命令発せられるや、聯合艦隊司令長官は、翌二十二日機動部隊に対し、次の如き要旨の命令を発令した。

機動部隊は極力其の行動を秘匿しつつ特令に依り単冠湾出港、対潜対空警戒を厳にし布哇方面に進出、開戦劈頭布哇方面合衆國艦隊主力に対し攻撃を決定し之に致命的打撃を与ふべし

空襲第一撃をX日（後令す）黎明時と予定す空襲終らば機動部隊は全軍結束を固くして敵の反撃に備えつつ速かに敵より離脱し一旦内地に帰還すべし

〔機動部隊の攻撃計画〕 右の命令に基く機動部隊指揮官の作戰計画及び空襲計画は次の通りである。南雲中将は二十三日これを指揮下部隊に示達した。

作 戦 計 画

一、機動部隊は極力其の行動を秘匿しつつ布哇方面に進出開戦劈頭布哇方面敵艦隊に対し攻撃を決定し之に致命的打撃を与ふ空襲第一日をX日〇三三〇と予定す

空襲終らば機動部隊は速に敵より離脱し一旦内地に帰還整備補給の上第二段作戰部署に就く
本行動中敵艦隊我を邀撃せんとする場合又は敵有力部隊と遭遇し先制攻撃を受ける虞大なる場合は之を反撃す
二、兵力部署左の如し

機 動 部 隊						区 分
空襲部隊	警戒隊	支援部隊	哨戒隊	ミッドウェイ破壊隊	給補隊	
第一航空艦隊司令官	第一水雷戦隊司令官	第三艦隊司令官	第二潜水隊司令官	第七駆逐隊司令官	極東丸、極東丸、建洋丸、国洋丸、あけぼの丸	東邦丸、東邦丸、日本丸
第一航空艦隊司令官	第一航空戦隊司令官	第一水雷戦隊司令官	第二潜水隊司令官	第七駆逐隊司令官	極東丸、極東丸、建洋丸、国洋丸、あけぼの丸	東邦丸、東邦丸、日本丸
空襲	警戒、護衛	警戒、支援	航路哨戒	ミッドウェイ航空基地攻撃	補給	任務

三、各部隊の行動

(イ) 全般

全部隊（ミッドウェイ破壊隊欠）は特令に依り単冠湾出撃對空對潜警戒を敵にすると共に我行動所在の隠蔽に努めつつ概ね速力十二節乃至十四節を以て集團の儘進撃し途上機會ある毎に極力燃料補給を実施の上待機地点（北緯四十二度、西経百七十度）に到りX日（武力行使開始日）指令ありたる以後接敵地点（北緯三十二度、西経百五十七度）に向ふ

X₁ 日七時頃接敵地点附近より高速南下（概ね二十四節）X日一時発艦地点（敵泊地の北二百哩）附近に進出全飛行機隊を發進し敵艦隊及オアフ島主要航空基地を空襲す

空襲終らば飛行機を收容しミッドウェイの北方八百哩圏外を迂回し收容地点（北緯三十度、東経百六十五度）を経てX₁₊₁₅日頃内海西部に帰還、第二段作戰の準備を行ふ

空襲の成果大に揚り敵の反撃に對し大なる考慮を要せざる場合又は補給上必要な場合は復路ミッドウェイに近接航過することあり。此の場合は第五航空戦隊及第三戦隊の一部をX日夜又はX₁日早朝分離しX₁₊₃日早朝ミッドウェイを空襲せしむる予定

万一敵有力部隊我帰路を遮断する場合は布哇諸島間を南方に突破しマーシャル方面に帰還す

往路待機地点附近迄に燃料補給の見込立たざる場合は警戒隊を分離帰還せしむ

(ロ) 哨戒隊

主隊に随伴す

警戒隊分離の場合は主隊の前路警戒に任じ飛行機発着時は飛行警戒に當る

空襲後は主隊の敵側に在りて警戒し敵出撃せば極力之を捕捉す

攻撃の上追蹙す

(ハ) ミッドウェイ破壊隊

X₁ 日頃東京湾補給の上隠密に近接しX日夜間ミッドウェイに達し所在航空基地を砲撃破壊の上引返し補給後内海西部に帰還す本行動中尻矢は破壊隊と行動を共にし補給に任ず

(ニ) 補給部隊

接敵地点迄主隊に随伴補給の上之と分離しミッドウェイの北方八百哩圏外を迂回しX₁₊₈日八時に收容地点に到り待機す状況に依り進撃途上作戰を中止し一旦單冠湾、北海道又は陸奥海灣方面に帰還することあり

空襲計画

一、空襲部隊の行動

X₁ 日六時Z点（ラナイ島西端に予定す）の零度（筆者註、北七百哩に占位、X₁ 日七時頃より二十四節に増速針路百八十度（筆者註、南）にて進撃す

X日一時三十分Z点の零度二百三十哩に於て第一次攻撃隊、二時四十五分Z点の零度二百哩に於て第二次攻撃隊を發艦し空襲を決行す

第二次攻撃隊の發艦終了せば偏北航路を執り概ね二十四節にて避退す

第一次攻撃隊は五時三十分より六時の間に第二次攻撃隊は六時四十五分より七時十五分の間に收容の予定

第一次及第二次攻撃隊帰還せば直に次回攻撃準備を完成し置くものとす、この際艦攻は極力雷撃裝備となすものとす

敵基地航空兵力殲滅戦順調に經過せば直に反覆攻撃を加え決定的戦果を獲得す

又敵の有力なる出撃部隊ある場合は攻撃を之に指向するを例とす

第一 次 攻 撃 隊																	區 分	
第一集一團		第三集一團						第二集一團		第一集一團								
第六攻擊隊	第五攻擊隊	第六制空隊	第五制空隊	第四制空隊	第三制空隊	第二制空隊	第一制空隊	第十六攻擊隊	第十五攻擊隊	特第四攻擊隊	特第三攻擊隊	特第二攻擊隊	特第一攻擊隊	第四攻擊隊	第三攻擊隊	第二攻擊隊		第一攻擊隊
攻艦七九	27	27	6	6	6	9	9	9	27	27	8	8	12	12	10	10		15
水平爆撃		地上銃撃						急降下爆撃		雷 撃				水平爆撃				
用二十五番陸 六番通常爆								用二十五番陸		魚雷 九一式航空				爆彈 八十番五号				
一								一		一				一 一 一				

第二 次 攻 撃 隊

第三 集 団				第二 集 団			
第四 制 空 隊	第三 制 空 隊	第二 制 空 隊	第一 制 空 隊	第十四 攻 撃 隊	第十三 攻 撃 隊	第十二 攻 撃 隊	第十一 攻 撃 隊
戰 零				爆 艦 九 九			
9	9	9	9	18	18	27	18
地上銃撃				急降下爆撃			
				常爆彈 二十五番通 一			

二、空中攻撃隊編制右表の如し
三、攻撃目標

(イ) 第一次攻撃隊

第一集団の攻撃目標を戦艦四隻、空母四隻以内とし目標選定順序を第一に戦艦、第二に空母とす
第二集団は左の分担に依り敵基地航空兵力を攻撃す
第十五攻撃隊フォード島格納庫及地上飛行機
第十六攻撃隊ホイラー飛行場格納庫及地上飛行機制空隊の攻撃目標を地空の敵機

(ロ) 第二次攻撃隊

第一集団は左に依り敵航空基地を爆撃す
第五攻撃隊カネオヘ、フォード、バーバースポイント格納庫及地上飛行機
第六攻撃隊ヒッカム格納庫及地上飛行機
第二集団は敵空母四隻乃至五隻を目標とし目標数不足の場合

は巡洋艦、戦艦の順に目標を選定す
制空隊は空地の敵機を攻撃す

四、攻撃実施要領

(イ) 第一次攻撃隊

(一) 攻撃は奇襲を立前とし第一集団雷撃隊、同爆撃隊、第二集団の順序とす

(二) 制空隊は当初全軍結束の儘第一集団と略同時に敵上空に進入し主として敵阻止戦闘機を捕捉殲滅す

空中に敵機無き場合は直に左記区分に依り地上飛行機銃撃に転ず

第一、第二制空隊 フォード及ヒツカム

第三、第四制空隊 ホイラー、バーバースポイント

第五、第六制空隊 カネオヘ

(三) 敵の警戒敵にして強襲に依る場合は制空隊、艦爆隊、水平爆撃隊、雷撃隊の順に進入し時隔小なる順撃を行ふものとす

(ロ) 第二次攻撃隊

全軍略々同時に敵上空に殺倒攻撃を開始す

制空隊の行動要領亦第一次攻撃隊に準ずるも空中敵機無き場合の銃撃区分は左に依る

第一、第二制空隊 フォード、ヒツカム

第三、第四制空隊 ホイラー、カネオヘ

(四) 敵空母及主力の大部真珠湾以外の泊地にある場合の攻撃要領

(一) 編制、攻撃目標前段に同じ

但し第一次攻撃隊第一集団は極力雷撃隊を増強するものとす

(二) 各空中攻撃隊は制空隊の掩護下に集団の儘先づ艦隊泊地

続いてオアフ島の順に進撃し各所定目標を攻撃す

但し艦隊泊地の攻撃順調に進捗するを見れば該攻撃に参加せざる部隊は速にオアフ島に進撃し泊地攻撃部隊は攻撃終了後直路帰投するものとす

(ニ) 集合帰投

(一) 空襲後の集合点をオアフ島西端（カネナポイント）の三百四十度二十哩とす

集合高度千米（附近に雲ある場合は雲下とす）

(二) 攻撃隊は集合点に於て約三十分待合せ制空隊を合同の上帰投するものとす

(三) 制空隊は帰投時全軍の後衛となり敵の追跡を阻止するものとす

五、偵察

(イ) 事前偵察

特に行わざるを立前とす

(ロ) 直前偵察

第八戦隊の水上偵察機二機はX日零時三十分発進真珠湾及ラハイナ泊地を隠密偵察し敵艦隊（主として空母及主力）の在否報告す

(ハ) 索敵哨戒

第八戦隊の水上偵察機は三時頃発進、彼我中間海面並にオアフ島東西両水道附近の海面に成るべく広範囲に亘り搜索し敵出撃部隊の有無、動静、敵反撃飛行機の有無、動静を偵察報告す

(ニ) 制空隊指揮官の指定する一部戦闘機は攻撃後状況許す限り低空高速偵察に依り敵飛行機及艦船の被害状況を偵察の上帰投す

2 機 動

十一月二十五日機動部隊に対し左の要旨の聯合艦隊命令が発令せられた。

機動部隊は十一月二十六日単冠湾発、極力其の行動を秘匿しつつ十二月三日夕刻待機地点（北緯四十二度、西経百七十度）に進出し急速補給を完了すべし

〔機動部隊出撃―北方航路〕 かくして機動部隊は、二十六日午後六時単冠湾を発航し、一路東航を続けることとなつた。その航路を何れに選定するかということはこの作戦の研究当初からの一課題であつた。即ち航路としては、第一の北方航路、第二のハワイ群島に沿ひ東進する中央航路、第三のマーシャル群島方面を経て西南方より近接する南方航路の三案があり、結局第一案の北方航路を選定したのであつたが、その理由は敵基地航空機の哨戒圏を離れること遠く、しかも商船に遭遇する公算が少いというのであつた。

機動部隊は凡ての世界の眼を脱れて東へ東へと進んだ。作戦の成否は一に企図の秘匿にかかつていたので、艦隊に電波の完全なる輻射封止を実施すると共に、瀬戸内海方面にある聯合艦隊主力部隊及び九州方面にある基地航空部隊において偽交信を実施し、機動部隊がなお九州方面にあつて訓練を続行中なる如く装ひしめた。若し途中に於て発見せられた場合、空襲決行日の二日以前ならば空襲せすに引返し、決行日の前日ならば強襲を行うべきか引返すべきかは、当時の状況により決定する如く考えられていた。

〔新高山登れ〕 機動部隊と先遣部隊は、十二月二日夜、「新高山登れ二〇八」という隠語電報を受信した。それは「開戦日は十二月八日と決定せらる。予定通り攻撃を決行せよ」という意味の命令で、聯合艦隊が午後五時三十分が発信したものであつた。骰子はここに投げられたのである。

真珠湾を攻撃しても米国艦隊が出動中で空襲に終ることは何よりも心配なことであつた。そこで開戦前からその動靜に関する情報入手には、持続的に異常な努力が払われていた。機動部隊は十二月七日午後六時に発信した次の如き大本営の電報に接した。

一、十二月六日の在泊艦、戦艦九、乙巡三、水上機母艦三、駆逐艦一七、入渠中のもの乙巡四、駆逐艦三、空母及重巡は全部出動しあり

二、艦隊に異状の空気を認めず、オアフ島平靜にして燈火管制をなしおらず。大本営は必成を確信す

（註）本電報の六日はハワイ時間を示し、日本時間では七日である。戦後の調査によれば、当時實際在泊していた米艦隊は戦艦八、重巡二、軽巡六、駆逐艦二九、潜水艦五、砲艦一、機雷敷設艦九、掃海艇一〇、水上機母艦及水雷艦一〇、工作艦三、油槽艦二、航洋曳船二、その他合計九十四隻であつた。

3 攻撃実施及び帰還

天佑なる哉、我がハワイ攻撃部隊は、商船にも潜水艦にも遭遇せずには東航を続け、敵に察知せられることなく、七日夜予定の如くハワイ北方海面を南下中であつた。

〔奇襲成功〕 八日未明第一次攻撃隊に属する飛行機は六隻の母艦から曉暗をついて逐次発艦し編隊をつくつてゆく。それは飛行部隊総指揮官淵田美津雄海軍中佐が自ら空中指揮するところの水平爆撃機五十機、雷撃機四十機、急降下爆撃機五十機及び戦闘機四十三機、合計百八十三機の大編隊群であつた。

ハワイ時間の午前七時四十九分、日本時間八日午前三時十九分、総指揮官の「全軍突撃せよ」の命令は「トトト……」の電鍵連送を以て伝えられ、午前三時二十分大空襲は開始せられた。それは既に

を撃破し偉功を奏せり

朕深く之を嘉尚す將兵益々奮勵して前途の大成を期せよ

4 奇襲成功の真因

ロバーツ委員会報告

日本軍は正しく真珠湾の奇襲に成功した。然し当時の真珠湾が、奇襲を受けても、米軍としては不当でないと謂えるかどうかは、吟味を要する問題であらう。ルーズベルト大統領は、早くも十二月十八日ロバーツを長とする委員会を特に設け、ハワイで奇襲を受けたことに關し、米海軍又は米陸軍の何れかに、義務怠慢若しくは判断の錯誤がなかつたか否かを調査せしめた。

〔結論—在ハワイ米軍の怠慢と誤判〕 ロバーツ委員会の結論は次の通りである。

一、國務長官、陸海軍長官、陸軍參謀總長及び海軍作戰部長は、十分なる時間の余裕を以て在布哇陸海軍司令官に奇襲防止に關する警告、命令を發してその職責を尽してゐる。

二、奇襲を受けた責任は在布哇陸海軍司令官の怠慢と誤判断に在る。即ち両司令官は十分な時間を有し乍ら、なすべき又為し得べき戦備及び警戒強化に關して何等処置しなかつた。

而してかかる怠慢を來したものは彼等の誤判断であつた。

即ち彼等は日本が攻勢に出るとすれば、それは東亞についてであらうと考えてゐた。此の判断は、広く一般に流布されてはゐたが、しかしこの故に布哇防衛の直接責任者である両司令官の責任を免除することは出来ない。

〔米軍首脳の奇襲防止処置〕 それでは右結論に述べている國務長官、陸海軍長官、陸軍參謀總長及び海軍作戰部長が、奇襲防止のために採つた適当な処置とは何であらうか。ロバーツ委員会の報告は次の如く述べている。

一、早くも昭和十六年一月二十日、海軍長官は陸軍長官に対して、日米關係の緊迫化に伴ひ、真珠湾にある太平洋艦隊の安全問題が再検討を要する旨、警告するところがあつた。この書簡に於て海軍長官は次の諸点を強調してゐる。

(1) 若し日本との間に戦争が勃發すれば、それは真珠湾の海軍基地若しくは艦隊に対する奇襲によつて戦端が開始されるであらう。

(2) 斯る奇襲攻撃によつて蒙るであらう大損害を防止し、これに対抗するため、陸海軍の協同準備を更に一層強化すべき行動を急速に採る必要がある。

(3) 真珠湾に対する日本の攻撃については、爆撃機による攻撃、雷撃機による攻撃、破壊謀略、機雷敷設及び砲撃が考えられるが、前二者が最も重要である。

右に対し陸軍長官は、二月七日回答を發して協議を開始し、ここに陸海軍協同沿岸線防衛計画が樹立せられ、在ハワイ陸海軍司令官の責任分担も規定された。

現地においては、この計画に基き、これを一層効果的にするための陸海軍協同演習が、昭和十六年を通じ屢々行われた。空襲は天明頃行われる公算大との判断であつた。

二、國務長官は閣議及び軍事會議の席上に於て、陸海軍長官及び両作戰部長に対し日米交渉並にその緊迫化の經過を話してゐた。両作戰部長は右情報逐一現地司令官に通報して戦備を整えしめてゐた。かかる処置は状況の進展上重要な段階には機を失せず採られた。

三、十一月二十七日陸軍參謀總長は、布哇陸軍司令官に対し「日米交渉は殆んど破局に終つた。最早再開の望みはない。従つて日本が今後何時積極的行動に出て来るや予断を許さぬが、今やその行動を起す瞬間に達着したことは確かである。戦争が避け

られない場合には、貴官は布哇の防衛を安全ならしめるために如何なる行動の制限をもうけるものではない」と訓令を発し、且つ必要ならば偵察その他の方法をとることを命じた。

同日海軍作戦部長は、太平洋艦隊司令長官に対し、「このメッセージは戦争の警告と考えらるべきこと、日米交渉は終りを告げたこと、数日中に日本は戦争行動に入るだらうこと及び日本陸海軍は南方に対し水陸両用作戦を行うであらう」ことを警告し、而して戦争準備措置として先ず速かに防衛態勢を整えることを命じた。

四、十二月七日正午——布哇時間午前六時三十分（筆者註、日本軍の攻撃開始の一時二十分前）——参謀総長及び作戦部長は現地司令官達に対し日米国交断絶の危機切迫を示す追加警告を発した。

〔興味ある事実——天佑神助〕 なおロバーツ委員会の報告は、次の如き興味ある事実を指摘している。

一、布哇陸軍司令官は、日本の破壊謀略の防止処置を重視していた。その上陸軍省との通信に関する誤解もあり、十一月二十七日の訓令の意味が十分に諒解されず、陸海軍協同防衛計画の発動について考えおよばなかった。

在布哇陸海軍地上司令官及びその幕僚は、悉く空襲の可能性を考えてはいたが、彼等は例外なく、太平洋艦隊が真珠湾に基地を設ける間にかかる空襲があらうとは夢想だにもしていなかった。

二、海軍情報部長は十二月一日、日本海軍の主力艦の大部は、空母の大部と共に本国水域に残置せられていると判断される旨を発表した。ハワイの海軍情報部も同様考えていた。

三、十二月七日正午発信の両作戦部長の警告は、通信上の已むを得ない事情のため日本軍の攻撃開始後現地に到着した。しかし

間に合つたとしてもこの警告は十一月二十七日のものに比すれば第二義的であつた。

四、協同防衛計画によれば、陸軍はオアフ島周辺二〇哩、海軍は七〇〇乃至八〇〇哩の距離まで哨戒偵察を行うことになつてしたが、当日は勿論行われていなかった。協同防衛計画の発動が発令されてゐなかつたのである。

五、在オアフ島リーダー（練習用ではあつたが）は、日本航空機攻撃の約一時間前に、オアフ島北東約一三〇哩の地点に多数飛行機の編隊を捕捉した。しかしその報告を受けた未経験な中尉は、友軍機であらうと考え何等の処置も採らなかつた。

かくしてロバーツ委員会は、結局において、現地陸海軍司令官が偵察哨戒強化のため、何等処置しなかつたことにその責を帰している。事実、七〇〇哩まで哨戒を実施していたならば、我が機動部隊は早くも十二月六日即ちX-1日（日本時間）午後には敵機に発見されていた計算になるのである。而して、我が海軍の計画によれば、既に述べた如くX-2日に発見されたならば別命なく攻撃を止めて引返すこととなつていたのであつた。